2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3　登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

（名称使用の制限）

第七条　給食会でない者は、日本学校給食会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、給食会に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第九条　給食会に役員として、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事二人を置く。

（役員の職務）

第十条　理事長は、給食会を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款で定めるところにより、給食会を代表し、理事長を補佐して給食会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、給食会の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第十一条　役員は、給食会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、再任されることができる。

（代表権の制限）

第十二条　給食会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が給食会を代表する。

（兼職の禁止）

第十三条　理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣がこれらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

（役員及び職員の地位）

第十四条　給食会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　評議員会

（評議員会）

第十五条　給食会に評議員会を置く。

2　評議員会は十人以上十五人以内の評議員で組織する。

（評議員会の職務）

第十六条　次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一　定款の変更
二　業務方法書の変更
三　毎事業年度の予算
四　重要な財産の処分又は重大な義務の負担
五　訴訟又は訴願の提起及び和解
六　その他給食会の業務に関する重要事項で、定款で定める事項

2　前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

（評議員の任命及び任期）

第十七条　評議員は給食会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2　第十一条第二項及び第三項の規定は、評議員について準用する。

第四章　業務

（業務）

第十八条　給食会は、第一条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一　学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給に関する業務
二　学校給食の普及充実に関する業務
三　前各号に掲げる業務に附帯する業務

2　給食会は、前項の業務の遂行に支障のない限り、あらかじめ文部大臣の承認を受けて、同項の業務に準ずる業務を行うことができる。

（学校給食用物資の供給の相手方の制限）

第十九条　給食会は、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

（学校給食用物資の売渡価格）

第二十条　給食会が、学校給食用物資を学校給食用として売り渡す場合における売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。

2　給食会は、前項の売渡価格について、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（業務方法書）

第二十一条　給食会は、業務方法書を定め、これに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給の契約に関する事項

二　学校給食用物資の輸送、保管、加工等に関する事項

三　学校給食の普及充実に関する業務の実施方法に関する事項

四　その他給食会の業務の執行に関して必要な事項

2　給食会は、業務方法書を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

第五章　会計

（事業年度）

第二十二条　給食会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2　給食会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（事業計画、予算及び決算）

第二十三条　給食会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2　給食会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3　理事長は、前項の財務諸表及び決算報告書に、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

4　給食会は、第二項の規定による文部大臣の承認を受け

たときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

（借入金）

第二十四条　給食会は、文部大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。

（政令への委任）

第二十五条　前三条に規定するもののほか、業務上の余裕金の運用その他給食会の会計について必要な事項は、政令で定める。

第六章　監督及び助成

（監督）

第二十六条　給食会は、文部大臣が監督する。

（監督命令）

第二十七条　文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、給食会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第二十八条　文部大臣は、必要があると認めるときは、給食会に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員をして給食会の事務所若しくは給食会が学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（役員の解任）

第二十九条　文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律、この法律に基く命令、第二十七条の規定に基く文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。

二　刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

（農林大臣の同意）

第三十条　文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林大臣が協議して定めるものに関して、第二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十三条第一項（事業計画に係る場合に限る。）の規定による認可をするには、農林大臣の同意を得てしなければならない。

（農林大臣の権限）

第三十一条　農林大臣は、給食会に対して、随時、その業務及び資産の状況に関し、報告をさせることができる。

2　農林大臣は、必要があると認めるときは、文部大臣に対して、第二十七条の規定に基く監督上の命令を発することを求めることができる。

（国の補助）

第三十二条　国は、予算の範囲内において、給食会の事務に要する経費を補助することができる。

第七章　雑則

（政令への委任）

第三十三条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章　罰則

第三十四条　第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　給食会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、給食会の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、給食会に対しても同項の刑を科する。

第三十五条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした給食会の役員を二万円以下の過料に処する。

一　この法律又はこの法律に基く政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二　この法律又は定款に規定する業務以外の業務を営んだとき。

三　第二十三条第四項の規定に違反して、公告をすることを怠り、又は不実の公告をしたとき。

四　第二十七条の規定に基く文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第三十六条　第七条の規定に違反して、日本学校給食会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第二項から第七項までの規定は、公布の日から施行する。

（給食会の設立）

2　文部大臣は、給食会の設立前に、第十一条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指定する。

3　前項の規定により指定された者は、給食会成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4　文部大臣は、設立委員を命じ、給食会の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

6　文部大臣は、業務方法書又は事業計画に関して、前項の規定による認可をするには、農林大臣の同意を得て

以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第二項から第七項までの規定は、公布の日から施行する。

（給食会の設立）

2　文部大臣は、給食会の設立前に、第十一条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指定する。

3　前項の規定により指定された者は、給食会成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4　文部大臣は、設立委員を命じ、給食会の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

6　文部大臣は、業務方法書又は事業計画に関して、前項の規定による認可をするには、農林大臣の同意を得てしなければならない。

7　第五項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8　第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9　給食会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（給食会の最初の事業年度）

10　給食会の最初の事業年度は、第二十二条第一項の規定にかかわらず、昭和三十年十月一日に始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

（財団法人日本学校給食会の解散等）

11　財団法人日本学校給食会は、給食会成立の日に解散し、その権利義務は、給食会が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

12　前項の財団法人の解散の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

13　給食会が第十一項の規定により財団法人日本学校給食

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（一四九）　五八四

会から不動産を承継した場合における当該不動産の所有権の取得の登記については登録税を、当該不動産の取得については不動産取得税を課さない。

（他の法律の一部改正）

14　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「私立学校教職員共済組合」の下に「、日本学校給食会」を、「私立学校教職員共済組合法」の下に「、日本学校給食会法」を加える。

15　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ五　日本学校給食会ガ其ノ業務ニ関シテ発スル証書、帳簿

16　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「損害保険料率算出団体」の下に「、日本学校給食会」を加える。

17　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号を次のように改める。

六　損害保険料率算出団体及び日本学校給食会

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

18　第七十二条の五第一項第六号を次のように改める。

六　損害保険料率算出団体及び日本学校給食会

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

（昭和三十年八月九日法律第百四十九号）

昭和三十年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を政令で定める日までに申し込み、その申込により締結された契約に基いて当該米穀を昭和三十一年二月二十九日までに政府に対して売り渡した場合においては、当該生産者の昭和三十年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡の時期及び数量に応じて次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第四号の総収入金額に算入しない。

一　昭和三十年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、九百六十円

二　昭和三十年十月一日から同月十五日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三　昭和三十年十月十六日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

四　昭和三十年十一月一日から昭和三十一年二月二十九日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

関税定率法の一部を改正する法律（一五〇）

関税定率法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月九日法律第百五十号）

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「課税価格」を「課税標準」に改める。

第三条を次のように改める。

（課税標準及び税率）

第三条　関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

第四条第一項中「輸入貨物の課税価格」を「価格を課税標準」として関税を課する輸入貨物（以下「従価税品」という。）の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）」に改める。

第六条中「価格」を「課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物（以下「従量税品」という。）にあつては、第四条の規定に準じて算出した価格。以下次条におい

関税定率法の一部を改正する法律（一五〇）

て同じ。）」に改める。

第七条中「価格」を「課税価格」に改める。

第九条第一項中「当該貨物の正当価格による関税を課する外、その正当価格と当該貨物の」を「従価税品にあつてはその正当価格による関税、従量税品にあつては通常の関税を課するほか、当該貨物の正当価格と」に改める。

第十一条中「その輸出の許可の際の性質及び形状により当該貨物が輸入される場合における課税価格を当該貨物の課税価格として算出した関税の額」を「次の各号に掲げる額」に改め、同条に第一号及び第二号として次のように加える。

一　従価税品については、その輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合における課税価格（輸出の許可の際の性質及び形状により輸入される場合には従量税品となるものにあつては、第四条の規定に準じて算出した価格）をその課税価格として算出した関税の額

二　従量税品については、その輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合における関税の額

別表中「税率は、すべて従価税率とする。」を削り、

「一七三六	写真用フイルム（現像したものを含む。）	
	一　レントゲン線用のもの	一割
	二　その他	
	甲　映画用のもの	
	甲の一　生のもの	三割
	甲の二　その他	
	イ　ニュース用のもの	一メートルにつき十円
	ロ　その他	
	ロの一　フイルムの幅が三十ミリメートルをこえるもの	一メートル又はその端数ごとに五十円
	ロの二　フイルムの幅が十ミリメートルをこえ、三十ミリメートルをこえないもの	一メートル又はその端数ごとに二十五円
	ロの三　その他	一メートル又はその端数ごとに十五円
	乙　その他	三割」

を改める。

別表の次に同表の備考として次のように加える。

備考　別表中割合をもつて税率を挙げている品目は、価格を課税標準としてこれを適用するものとし、数量を課税標準としてこれを適用するものとする。

附　則

1　この法律は、施行の日から九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第二項中「課税価格」を「課税標準」に改める。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月九日　法律第百五十一号）

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その探鉱及び堀採」を「可然性天然ガスの探鉱」に改める。

第十四条中「石油若しくは」及び「又は二次採取法（省令で定めるものを除く。以下同じ。）」を削る。

第十五条中「又は二次採取法」を削る。

第十六条中「又は二次採取法」及び「石油又は」を削る。

第十八条の見出し中「探鉱等」を「探鉱」に改め、同条中「、又は当該二次採取法の実施に必要な施設の工事を完了し」を削る。

第十九条中「石油又は」を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十一条中「前二条」を「第十九条」に改める。

第二十三条及び第二十四条中「又は二十条」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に改正前の第十六条の規定による交付の決定があつた石油の探鉱及び二次採取法の実施に関する補助金については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石油資源開発株式会社法

（昭和三十年八月九日）
（法律第百五十二号）

（会社の目的）

第一条　石油資源開発株式会社は、石油資源の開発を急速かつ計画的に行うことを目的とする株式会社とする。

（株式）

第二条　石油資源開発株式会社（以下「会社」という。）の株式は、額面株式とする。

2　政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を保有していなければならない。

3　会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（商号の使用制限）

第三条　会社以外の者は、その商号中に石油資源開発株式会社という文字を使用してはならない。

（取締役及び監査役の人数）

第四条　会社の取締役は、七人以内、監査役は、二人以内とする。

（取締役及び監査役の選任等の決議）

第五条　会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役の兼職制限）

第六条　会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業の範囲）

第七条　会社はその目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一　石油の探鉱

二　石油の採取及びこれに伴う可燃性天然ガス（以下「ガス」という。）の採取

三　石油及びガスの販売

四　前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2　会社は、前項第四号に掲げる事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（事業計画等）

第八条　会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（重要な財産の譲渡等）

第九条　会社は、通商産業省令で定める重要な財産（石油又はガスを目的とする鉱業権を除く。）を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（鉱業権の譲渡等）

第十条　会社は、石油又はガスを目的とする鉱業権を譲渡し、又は譲り受けようとするときは、その譲渡又は譲受の相手方、対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2　会社は、石油若しくはガスを目的とする鉱業権を放棄し、又は石油若しくはガスを目的とする採掘権に抵当権を設定しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（社債の募集及び資金の借入）

第十一条　会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（社債発行限度の特例）

第十二条　会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額の二倍をこえてはならない。

（一般担保）

第十三条　会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有す

る。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（探鉱費用の繰延）

第十四条　会社は、その成立の日から成立後五年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに支出した探鉱の費用を貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合には、会社は、その成立後十五年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに、通商産業省令で定めるところにより、毎営業年度その一部を消却しなければならない。

（利益配当の制限）

第十五条　会社は、その成立の日の属する営業年度から成立後五年を経過する日の属する営業年度までは、利益の配当をすることができない。

（定款の変更等）

第十六条　会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録等の提出）

第十七条　会社は、毎事業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（監督）

第十八条　会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（協議）

第十九条　通商産業大臣は、第二条第三項、第八条から第十一条まで又は第十六条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

第二十条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第二十一条　会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十二条　前条第一項のわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十三条　第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十四条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一　第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二　第八条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

三　第九条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

四　第十条第一項の規定に違反して、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けたとき。

五　第十条第二項の規定に違反して、鉱業権を放棄し、又は採掘権に抵当権を設定したとき。

六　第十一条の規定に違反して、社債を募集し、又は資

金を借り入れたとき。

七　第十七条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

八　十八条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十五条　第七条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第二十六条　第三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（会社の設立）

2　通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

3　政府は、会社の設立に際し、その所有する帝国石油株式会社の株式をもつて会社に対する出資の目的とすることができる。

4　設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

5　通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

6　設立委員が第四項の規定により作成する定款に政府が出資する帝国石油株式会社の株式の価格を記載するときは、その価格は、定款の作成の日前一月の平均価格としなければならない。

7　設立委員は、第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

8　株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

9　商法第百六十七条、第百八十一条及び第百八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

（石油鉱業権評価審査会）

10　通商産業省に、臨時に、石油鉱業権評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

11　通商産業大臣は、第十条第一項の認可をしようとするときは、鉱業権の対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、審査会の意見を聞かなければならない。

12　前二項に定めるもののほか、審査会の組織、運営その他必要な事項は、通商産業省令で定める。

（商号についての経過規定）

13　第三条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に石油資源開発株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

（事業計画等についての経過規定）

14　会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第八条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

（補助金）

15　政府は、昭和三十年度に限り、会社に対し、予算の範囲内において、大蔵省令、通商産業省令で定めるところにより、石油の探鉱の費用の一部を補助金として交付することができる。

（租税特別措置法の改正）

16　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四の次に次の一条を加える。

第十条の五　石油資源開発株式会社が左の各号に掲げる事項について登記又は登録を受ける場合における登録税は、これを免除する。ただし、第一号及び第二号の登記については、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資に係る部分に限る。

一　会社の設立

二　会社の資本増加（会社の成立の日以後五年内に行われる場合に限る。）

三　石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の設定（会社の成立の日以後五年内に行われる場合に限る。）

運輸省設置法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月十日）
（法律第百五十三号）

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部

運輸省設置法の一部を改正する法律（一五三）

を次のように改正する。

目次中「第二節　内部部局（第十九条―第二十八条の二）」を「第二節　内部部局（第十九条―第二十八条の三）」に改める。

第四条第一項中第十四号の十二から第十四号の十五までを削り、同条同項中第四十四号の十の次に次の四号を加える。

四十四の十一　国際観光事業を助成すること。

四十四の十二　通訳案内業の試験を行うこと。

四十四の十三　外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。

四十四の十四　旅行あつ旋業を登録すること。

第十九条第一項中「七局」を「八局」に、「航空局」を「航空局観光局」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第二十二条第一項中第二十一号から第二十四号までを削り、第二十五号を第二十一号とする。

第二十二条第二項を削る。

第二章第二節中第二十八条の二の次に次の一条を加える。

（観光局の事務）

第二十八条の三　観光局においては、左の事務をつかさどる。

一　運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。

二　通訳案内業に関すること。

三　運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。

四　ホテル及び旅館の登録に関すること。

五　旅行あつ旋業の登録に関すること。

六　観光宣伝に関すること。

七　観光局の所掌事務に関する物資の需給の調査及びあつ旋並びに配分に関すること。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「大臣官房　海運局」を「観光部　海運調整部」に改める。

クリーニング業法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月十日　法律第百五十四号）

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「ドライクリーニング師」を「クリーニング師」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第一項を次のように改める。

この法律で「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすることをいう。

第三条第二項に次の一号を加える。

四　その他都道府県知事が定める必要な措置

第四条を次のように改める。

（クリーニング師の設置）

第四条　営業者は、常時五人以上の従事者を使用するクリーニング業法の一部を改正する法律（一五四）

2　前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はクリーニング所を廃止したときは、営業者は、厚生省令の定めるところにより、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第六条の見出し及び同条中「ドライクリーニング師」を「クリーニング師」に、「ドライクリーニング師試験」を「クリーニング師試験」に改める。

第七条第一項中「ドライクリーニング師」を「クリーニング師」に、「常識」を「知識」に、「処理方法」を「処理に関する知識及び技能」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の試験を受けることができる者は、学校教育法

ーニング所ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であつて、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。

第五条第一項中「従事者数」の下に「並びに前条の規定により置いたクリーニング師の氏名その他必要な事項」を加え、同条第二項を次のように改める。

クリーニング業法の一部を改正する法律（一五四）

（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者とする。

第八条中「ドライクリーニング師」を「クリーニング師」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（措置命令）

第十条の二　都道府県知事は、営業者が第三条又は第四条の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。

第十一条中「第三条及び第四条の規定に違反したとき」を「前条の規定による命令に従わないとき」に改める。

第十二条中「ドライクリーニング師」を「クリーニング師」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の日から起算して一年間は、改正後のクリーニング業法（以下「新法」という。）第四条本文中「営業者」とあるのは「ドライクリーニング営業（石油蒸溶剤を使用して衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすることをいう。）の営業者」と、「常時五人以上の従事者」とあるのは「従事者十人以上」と読み替えるものとする。

3　この法律の施行前に改正前のクリーニング業法（以下「旧法」という。）の規定によりなされたドライクリーニング師の免許、試験又は登録は、新法の規定によりなされたクリーニング師の免許、試験又は登録とみなす。

4　この法律の施行前に旧法第十一条の規定に基いてなされた処分は、新法第十一条の規定に基いてなされた処分とみなす。

5　旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終つた者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、新法第七条第三項の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を

次のように改正する。

別表第三第一号(二十五)中「ドライクリーニング師」を「クリーニング師」に改める。

弁護士法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月十日法律第百五十五号）

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第七十六条及び第七十七条中「（第七条第四項により準用する場合を含む。）」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七条第一項又は第二項に規定する事務を行うことができる者及び」及び「それぞれ弁護士及び」を削る。

3　この法律の施行の際、現に改正前の弁護士法第七条第一項又は第二項に規定する最高裁判所の承認を受けている者については、なお従前の例による。

4　前項に規定する者を除いて、この法律の施行前に改正前の弁護士法第七条第一項又は第二項に規定する最高裁判所の承認を受けた者がこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石炭鉱業合理化臨時措置法

（昭和三十年八月十日法律第百五十六号）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　石炭鉱業合理化計画（第三条―第六条）
第三章　石炭鉱業整備事業団
第一節　総則（第七条―第十三条）
第二節　役員及び職員（第十四条―第二十四条）

石炭鉱業合理化臨時措置法（一五六）
第三節　業務（第二十五条―第四十二条）
第四節　鉱害賠償に関する裁定（第四十三条―第五十一条）
第五節　監督（第五十二条・第五十三条）
第四章　坑口の開設の制限（第五十四条―第五十七条）
第五章　販売価格及び生産数量の制限（第五十八条―第六十八条）
第六章　石炭鉱業審議会（第六十九条―第七十六条）
第七章　雑則（第七十七条―第八十三条）
第八章　罰則（第八十四条―第八十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、石炭鉱業合理化計画に基いて、石炭鉱業を整備し、及び坑口の開設を制限することにより、石炭鉱業の合理化を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「鉱業権」、「採掘権」又は「租鉱権」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権をいい、「鉱業権者」、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」又は「租鉱区」とは、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

2　この法律で「鉱業施設」とは、石炭鉱業に使用する土地、工作物、機械その他の施設であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

第二章　石炭鉱業合理化計画

（石炭鉱業合理化基本計画）

第三条　通商産業大臣は、石炭鉱業審議会の意見をきいて、石炭鉱業合理化基本計画を定めなければならない。

2　石炭鉱業合理化基本計画に定める事項は、次の通りとする。

一　昭和三十四年度における石炭の生産数量、生産能率、生産費その他石炭鉱業の合理化の目標

二　工事の種類、費用の額その他石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に関する事項

三　石炭鉱業整備事業団が買収する採掘権の基準並びにその買収により減少すべき石炭の生産数量その他石炭鉱業の整備に関する事項

四　その他石炭鉱業の合理化に関する重要事項

3　前項第三号の採掘権の基準は、買収する採掘権の鉱区における石炭の品位及び生産能率をもつて定めるものとする。

4　通商産業大臣は、第一項の規定により石炭鉱業合理化基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（石炭鉱業合理化実施計画）

第四条　通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業審議会の意見をきいて、石炭鉱業合理化基本計画の実施を図るため必要な石炭鉱業合理化実施計画を定めなければならない。

2　前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（計画の変更）

第五条　通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見をきいて、石炭鉱業合理化基本計画又は石炭鉱業合理化実施計画を変更しなければならない。

2　第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（資金の確保）

第六条　政府は、石炭鉱業合理化実施計画に定める石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるものとする。

第三章　石炭鉱業整備事業団

第一節　総則

（目的）

第七条　石炭鉱業整備事業団は、石炭鉱業の合理化のため、その整備に関する業務を行うことを目的とする。

（法人格）

第八条　石炭鉱業整備事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第九条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（事業年度）

第十条　事業団の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

（登記）

第十一条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十二条　事業団でない者は、その名称中に石炭鉱業整備事業団という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

（民法の準用）

第十三条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（代表権の制限）の規定は、事業団に準用する。

第二節　役員及び職員

（役員）

第十四条　事業団に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十五条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第十六条　理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3　役員の任期は、三年とする。

4　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十七条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二　国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）

三　政党の役員

（役員の解任）

第十八条　通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十九条　通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2　理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第二十条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（役員等の秘密保持義務）

第二十一条　事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（代表権の制限）

第二十二条　事業団の理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第二十三条　理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の業務の一部を関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（役員等の地位）

第二十四条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節　業務

（業務の範囲）

第二十五条　事業団は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　採掘権の買収及び保有

二　鉱業施設の買収及び保有又は売渡
三　採掘権又は鉱業施設の買収に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払
四　買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償
五　納付金の徴収
六　前各号の業務に附帯する業務
七　前各号に掲げるもののほか、第七条の目的を達成するため必要な業務

2　事業団は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（業務の方法）

第二十六条　事業団は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務の方法には、次の事項を定めておかなければならない。

一　買収する採掘権及び鉱業施設の評価の基準
二　買収代金の支払の時期及び方法
三　採掘権又は鉱業施設の買収に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法

四　納付金の徴収の時期及び方法
五　買収した鉱業施設の売渡の方法

3　通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

4　通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

（事業計画）

第二十七条　事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（収支予算）

第二十八条　事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収支予算を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財産目録等）

第二十九条　事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（事業報告書）

第三十条　事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

（買収の対象）

第三十一条　事業団が買収することができる採掘権は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　その採掘権の上に租鉱権が設定されていないこと。
二　その売渡の申込の日前六月以内にその採掘権の鉱区において事業が休止されたことがないこと。
三　その採掘権の鉱区における石炭の品位及び生産能率が石炭鉱業合理化基本計画に定める事業団が買収する採掘権の基準に適合すること。

第三十二条　事業団が買収することができる採掘権者の鉱業施設は、事業団が買収す採掘権に係るものでなければならない。

2　事業団が買収することができる租鉱権者の鉱業施設は、事業団が買収する採掘権の上に設定されていた租鉱権に係るものでなければならない。

（鉱山労働者に対する金銭の支払）

石炭鉱業合理化臨時措置法（一五六）

第三十三条　事業団は、その買収した採掘権の鉱区又はその買収した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区における石炭の掘採及びこれに附属する選炭その他の業務にその買収の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、その買収の日後二月以内に解雇されたものに対し、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条の平均賃金の三十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2　前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

（賃金債務の代位弁済）

第三十四条　事業団は、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、その買収した採掘権の鉱区又はその買収した鉱業施設の租鉱区における石炭の掘採及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対しその採掘権者又は租鉱権者が負担する賃金（退職金を除く。）の支払の債務であつて、その買収の日までに弁済期の到来しているものを、その採掘権者又は租鉱権者に代つて弁済することができる。

（鉱害賠償のための積立金）

第三十五条　事業団は、その買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に要する費用にあてるため、通商産業大臣の認可を受けた方法に従い、積立をしなければならない。

（納付金）

第三十六条　採掘権者又は租鉱権者は、事業団の業務に必要な費用にあてるため、毎年事業団に納付金を納付しなければならない。

2　前項の納付金の額は、石炭の数量一トンにつき二十円以内において通商産業大臣が定める金額にその採掘権者又は租鉱権者が前年中に掘採した石炭の数量に乗じて得た額とする。

3　政令で定める金融機関に対し借入金の債務を有している採掘権者又は租鉱権者についての納付金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、その借入金の額に千分の三十五以内において政令で定める割合を乗じて得た額を加えた額とする。

4　前項に規定するもののほか、同項に規定する者についての納付金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

5　通商産業大臣は、第二項の金額を定めようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

6　通商産業大臣は、第二項の金額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（資金の借入）

第三十七条　事業団は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（強制徴収）

第三十八条　事業団は、第三十六条第一項に規定する納付義務者が納期限までに同項の納付金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　事業団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第三十九条　前条第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、市町村（特別区のある地においては、特別区。以下同じ。）は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合は、事業団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

2　市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分を着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、地方税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

3　前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとし、その時効については、地方税の例による。

第四十条　事業団は、第三十八条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

（資料の提出の請求）

第四十一条　事業団は、第二十五条第一項第五号に掲げる業務を行うため必要があるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、資料の提出を求めることができる。

2　前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

（鉱業法の適用除外）

第四十二条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十二条（事業着手の義務）の規定は、事業団については、適用しない。

第四節　鉱害賠償に関する裁定

（裁定の申請）

第四十三条　採掘権者又は租鉱権者が事業団に対し第三十一条又は第三十二条に規定する採掘権又は鉱業施設の売渡の申込をした場合において、その採掘権の鉱区又はその鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区に関する鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、賠償義務者又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。ただし、その鉱害の賠償に関し、確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行われているときは、この限りでない。

第四十四条　事業団が保有する採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、事業団又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。

2　前条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

（申請の却下）

第四十五条　通商産業局長は、第四十三条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の売渡の申込が取り消され、若しくはその効力を失い、若しくは事業団がその申込を拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2　通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案が同条第二項において準用する第四十三条ただし書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

（聴聞）

第四十六条　通商産業局長は、前条に定める場合を除くほか、第四十三条又は第四十四条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案について裁定前になお当事者間の協議により解決を図ることが適当であると認めるときは、その申請を却下することができる。

（聴聞）

第四十七条　通商産業局長は、第四十三条又は第四十四条第一項の規定による裁定の申請があつたときは、その申請書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

3　聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対し、その事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（裁定）

第四十八条　通商産業局長は、聴聞の結果に基き、地方鉱業協議会の意見をきいて裁定を行う。

2　前項の裁定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3　通商産業局長は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

（裁定の効果）

第四十九条　第四十三条又は第四十四条第一項の裁定があつたときは、鉱害の賠償に関し、当事者間の合意が成立したものとみなす。

（裁定の失効）

第五十条　第四十三条の裁定があつた場合において、採掘権又は鉱業施設の売渡の申込が取り消され、若しくはその効力を失い、又は事業団がその申込を拒絶したときは、裁定は、その効力を失う。

（訴訟）

第五十一条　第四十三条又は第四十四条第一項の裁定のうち、鉱害の賠償の額に不服のある者は、その裁定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2　前項の訴においては、賠償義務者又は被害者をもつて被告とする。

第五節　監督

（監督）

第五十二条　事業団は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、事業団の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（報告及び検査）

第五十三条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章　坑口の開設の制限

（開設の工事の許可）

第五十四条　この法律の施行の日から三年間は、鉱業権者又は租鉱権者は、坑口（石炭の堀採のために使用する坑口であつて、通商産業省令で定める構造のものをいう。以下同じ。）の開設（引き続き六月以上使用しなかつた坑口を使用することを含む。以下同じ。）の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可の基準等）

第五十五条　通商産業大臣は、前条の許可の申請があつた場合において、その申請に係る坑口を使用して石炭を堀採しようとする鉱区又は租鉱区の石炭の鉱量、品位その他の自然条件及びその鉱区又は租鉱区の立地条件上その坑口を使用して堀採する石炭の生産能率が石炭鉱業合理化基本計画に定める石炭鉱業の合理化の目標たる生産能率を著しくこえることとなると認めるときでなければ、許可をしてはならない。ただし、通商産業省令で定める種類の坑口であつて、現に存する石炭坑における石炭の生産条件を著しく改善することとなるものであるときは、この限りでない。

2　通商産業大臣は、前条の規定による処分をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

（鉱業権等の取消等）

第五十六条　通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が第五十四条の許可を受けないで坑口の開設の工事をしたとき、又は不正な手段により同条の許可を受けたときは、通商産業省令で定める方法によりその坑口を閉鎖すべきことを命じ、又はその坑口を石炭の堀採のために使用すべき鉱区若しくは租鉱区の鉱業権若しくは租鉱権を取り消すことができる。

2　鉱業法第四十条（命令の手続）の規定は、前項の規定による取消に準用する。

（鉱業法の適用除外）

第五十七条　この法律の施行の日から三年間は、鉱業法第六十二条及び第八十六条（事業着手の義務）の規定は、鉱業権者及び租鉱権者については、適用しない。

第五章　販売価格及び生産数量の制限

（販売価格の標準額）

第五十八条　通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱業審議会の意見をきき、石炭の生産費を基準とし、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を参酌して、鉱業権者又は租鉱権者の石炭の販売価格の標準額を定めなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定により石炭の販売価格の標準額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第五十九条　通商産業大臣は、石炭の生産費又は経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見をきいて、前条第一項の規定により定めた石炭の販売価格の標準額（以下「標準炭価」という。）を変更しなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（販売価格の引下勧告）

第六十条　通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者の石炭の販売価格が標準炭価を著しくこえると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、販売価格を引き下げるべきことを勧告することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

第六十一条　通商産業大臣は、販売業者の石炭の販売価格が標準炭価に適正な利潤及び諸掛の額を加えた額を著しくこえると認めるときは、その販売業者に対し、販売価格を引き下げるべきことを勧告することができる。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による勧告をした場合に準用する。

（生産数量の制限に関する指示）

第六十二条　通商産業大臣は、石炭の需給が著しく均衡を失した場合において、石炭の販売価格が標準炭価を著しく下り、鉱業権者及び租鉱権者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、石炭鉱業合理化基本計画の実施に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、石炭の生産数量の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2　前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

（販売価格の制限に関する指示）

第六十三条　通商産業大臣は、前条第一項の規定による指示に基く生産数量の制限に係る共同行為のみをもつてしては同項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、同項の規定による指示をするとともに、販売価格の制限に係る共同行為をすべきことを指示することができる。

2　前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び販売価格の最低額その他の共同行為の内容を定めて、告示により行う。

（共同行為の期間及び内容）

第六十四条　第六十二条第二項又は前条第二項の共同行為

をすべき期間は、六月以内とする。

2　第六十二条第二項又は前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　第六十二条第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。

二　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

（指示の変更等）

第六十五条　通商産業大臣は、第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

（共同行為の届出）

第六十六条　鉱業権者又は租鉱権者は、第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示（前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第六十七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、鉱業権者又は租鉱権者が第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）

第六十八条　通商産業大臣は、第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2　通商産業大臣は、第六十五条の規定による処分をしたとき、又は第六十六条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第六章　石炭鉱業審議会

（設置）

第六十九条　通商産業省に、石炭鉱業審議会を置く。

（権限）

第七十条　石炭鉱業審議会（以下「審議会」という。）は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、石炭鉱業の合理化に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第七十一条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第七十二条　委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び石炭鉱業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

（任期）

第七十三条　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

（勤務）

第七十四条　会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第七十五条　審議会に、部会を置くことができる。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（省令への委任）

第七十六条　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第七章　雑則

（坑口に関する届出）

第七十七条　鉱業権者又は租鉱権者は、坑口の使用を停止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（業務又は経理に関する勧告）

第七十八条　通商産業大臣は、石炭鉱業の合理化のため特に必要があると認めるときは、採堀権者又は租鉱権者に対し、業務又は経理の改善に関する勧告をすることができる。

（報告の徴収）

第七十九条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者若しくは租鉱権者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又は石炭の販売業者に対し、石炭の販売価格その他取引の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第八十条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者の事業場、倉庫、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第五十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

（異議の申立）

第八十一条　この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

第八十二条　通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第八十三条　通商産業大臣は、前条の聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第八章　罰則

第八十四条　第五十四条の規定による通商産業大臣の許可を受けないで坑口の開設の工事をした者は、一年以下の徴役又は十万円以下の罰金に処する。

第八十五条　第二十一条の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の徴役又は三万円以下の罰金に処する。

第八十六条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第六十六条又は第七十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第七十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第八十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十七条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第十二条の規定に違反した者

二　第四十一条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第八十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十四条、第八十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十九条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした事業団の役員又は職員を一万円以下の過料に処する。

一　第十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

二　第二十五条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三　第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（廃止）

第二条　この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

（坑口に関する届出）

第三条　この法律の施行の際現に坑口を有し、又は坑口の開設の工事をしている鉱業権者又は租鉱権者は、この法律の施行の日から三十日以内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

（事業団の設立）

第四条　通商産業大臣は、第十六条第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべ

き者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第五条　通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第六条　設立委員は、設立の準備を完了したときは、その事務を附則第四条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第七条　附則第四条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日において政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八条　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第九条　事業団の設立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算については、第二十七条及び第二十八条の規定中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

（罰則）

第十条　附則第三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（登録税法の改正）

第十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「及第十四号乃至第十七号」を「、第十四号乃至第十七号及第二十五号」に改め、同条第七号中「鉱害復旧事業団、」の下に「石炭鉱業整備事業団、」を、「臨時石炭鉱害復旧法、」の下に「石炭鉱業合理化臨時措置法、」を加え、同条に次の一号を加える。

二十五　石炭鉱業整備事業団ガ石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一号又ハ第二号ノ業務トシテ買収スル採堀権又ハ鉱業施設ニ関スル権利ノ取得ニ関スル登記又ハ登録

（印紙税法の改正）

第十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一の次に次の一号を加える。

六ノ十二　石炭鉱業整備事業団ノ石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第一号又ハ第二号ノ業務トシテ行フ採堀権又ハ鉱業施設ノ買収ニ関シ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

第十三条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「鉱害復旧事業団」の下に「、石炭鉱業整備事業団」を加える。

（法人税法の改正）

第十四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「鉱害復旧事業団」の下に「及び石炭鉱業整備事業団」を加える。

（地方税法の改正）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「鉱害復旧事業団」の下に「及び石炭鉱業整備事業団」を加える。

第七十三条の五の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　道府県は、石炭鉱業整備事業団が石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第二十五条第一項第二号の業務として鉱業施設を買収した場合における不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第百七十九条中「及び日本国有鉄道」を「、日本国有鉄道及び石炭鉱業整備事業団」に改める。

第百八十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　石炭鉱業合理化臨時措置法第五十四条の許可が拒否されたことにより石炭を堀採することができない採堀鉱区についての鉱区税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。

第三百四十八条第二項中第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二　石炭鉱業整備事業団が石炭鉱業を整備するため買収して保有する固定資産で政令で定めるもの

（通商産業省設置法の改正）

第十六条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会	石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。

を

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会	石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。
石炭鉱業審議会	石炭鉱業の合理化に関する重要事項を調査審議すること。

に

改める。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律

（昭和三十年八月十日法律第百五十七号）

（定義）

第一条　この法律で「重油」とは、温度十五度において比重が〇・八七六二をこえる炭化水素油をいう。

（重油ボイラーの設置の制限）

第二条　何人も、ボイラー（もつぱら蒸気を発生し、又は水温を上昇するために使用するボイラーをいい、火炉、燃焼装置その他の附属設備を含む。以下同じ。）であつて、バーナーを備え、燃料として重油を使用することができるもの（以下「重油ボイラー」という。）を設置してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一　船舶又は車両に設置するとき。

二　その重油ボイラーが移動式のもの（通商産業省令で定める種類又は構造のものを除く。）であるとき。

三　重油ボイラーの試験又は研究のために設置するとき。

四　現に設置している場所と同一の構内又はこれに準ずる区域内で移設するとき。

五　次の場合において、通商産業大臣の許可を受けたとき。

イ　現に設置している重油ボイラーに代えて設置するとき。

ロ　設置が必要であつてやむを得ないと認められる場合であつて、通商産業省令で定めるとき。

（重油ボイラーの改造の制限）

第三条　何人も、重油以外の燃料を使用することができる重油ボイラーを改造して、重油以外の燃料を使用することができないようにしてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一　船舶又は車両に設置したボイラーを改造するとき。

二　改造が必要であつてやむを得ないと認められる場合であつて、通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたとき。

（重油ボイラーの設置者に対する指示）

第四条　通商産業大臣は、ボイラーに重油を使用することを抑制するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を勧案して定める基準に従い、重油ボイラーを設置している者に対し、その重油ボイラーを改造して重油ボイラー以外のボイラーとし、又はその重油ボイラーに重油を使用せず、若しくは重油の使用量を減少すべきことを指示することができる。ただし、重油の使用量が著しく少い者に対しては、この限りでない。

一　その者が、重油以外の燃料を使用することができるボイラーを設置しているかどうか。

二　その者の生産若しくは加工に係る製品の品質を損じ、又はその品質に与える影響のため輸出に支障を及ぼすこととなるおそれがないかどうか。

三　その者の行う事業の操業度を著しく低下させるおそれがないかどうか。

（資金の確保）

第五条　政府は、重油ボイラーを重油ボイラー以外のボイラーに改造するため必要な資金の確保に努めるものとする。

（緊要な用途に対する重油の確保措置）

第六条　通商産業大臣は、緊要な用途に対する重油の供給を確保するため必要な措置を採らなければならない。

（審議会）

第七条　通商産業省に、重油ボイラー規制審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、通商産業大臣が第二条若しくは第三条の通商産業省令を制定し、第四条に規定する基準を定め、又は第六条に規定する措置を採ろうとする場合において、

通商産業大臣の諮問に応ずる。

3　審議会の委員は、重油に関する学識経験者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4　前三項に規定するもののほか、審議会の組織、権限及び運営に関する事項その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（報告）

第八条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、重油ボイラーを設置している者又は重油の生産業者、輸入業者若しくは販売業者から報告を徴することができる。

（罰則）

第九条　第二条又は第三条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十条　第八条の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2　この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

3　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第一項中「第七条の八」の下に「、第七条の十二第一項」を加える。

第五条の六第一項中「第七条の九」の下に「、第七条の十二第二項」を加える。

第七条の十一の次に次の一条を加える。

第七条の十二　青色申告書を提出する個人が、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律第四条の規定による指示に基いて、昭和三十三年三月三十一日までに、重油ボイラー（同法第二条に規定する重油ボイラーをいう。以下本条において同じ。）を重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合においては、その改造のために支出した金額のうち当該個人が必要な経費として計算した金額は、その支出の日を含む年分の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。第五条の五第二項の規定は、この場合について、これを準用する。

青色申告書を提出する法人が、前項に規定する指示に基いて、昭和三十三年三月三十一日までに、重油ボイラーを重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合においては、その改造のために支出した金額のうち当該法人がその支出の日を含む事業年度の費用として経理した金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定は、法人税法第十八条から第二十一条までの申告書又は同法第二十三条の規定による申告書で同法第十八条から第二十一条までに規定する事項を記載したものに同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載がある場合に限り、これを適用する。

4　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会	石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。

を

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会	石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。
重油ボイラー規制審議会	重油ボイラーの規制等に関する重要事項を審議すること。

に改める。

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律

（昭和三十年八月十日）
（法律第百五十八号）

第一条　旧軍人軍属たる戦傷病者（恩給法（大正十二年法律第四十八号）又は恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の規定による増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を支給された又は支給されている旧軍人、旧準軍人及び旧軍属であつて現にその不具廃疾又

国有財産特別措置法の一部を改正する法律（一五九）

は傷病の程度が政令で定めるところに該当するものをいう。）及び政令で定めるその介護者は、日本国有鉄道の鉄道及び連絡船に、運賃を支払うことなく乗車又は乗船することができる。

2　前項の乗車又は乗船の回数、等級、区間その他必要な事項は、政令で定める。

第二条　国は、前条の規定による取扱に伴う鉄道及び連絡船の運賃に相当する金額を負担するものとする。

2　前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月十一日法律第百五十九号）

国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一　地方公共団体から国に対し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、国が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体（当該地方公共団体に当該財産を寄附した地方公共団体及びこれらの地方公共団体の区域に変更があつた場合にその区域が新たに属した地方公共団体を含む。）が公共の用又は直接その用に供するとき。

第九条第一項中「企業」を「中小企業」に改め、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の交換をする場合における国有の機械及び器具の価額は、時価からその三割五分を減額した額とする。

第九条の次に次の二条を加える。

第九条の四　普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物は、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定による場合の外、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。但し、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一をこえるときは、この限りでない。

第九条の五　国有財産法第二十七条第二項及び第三項の規定は、前二条の規定による交換について準用する。この場合において、同法第二十七条第三項中「第一項の規定により堅固な建物を」とあるのは、「国有財産特別措置法第九条の三又は第九条の四の規定により」と読み替えるものとする。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　旧軍用財産のうち機械及び器具は、左の各号の一に該当するもの及び国以外の者に使用させているものを除き、くず化するものとする。

一　国において直接その用に供する必要があるもの

二　特殊な機械（これに附属する機械及び器具を含む。）又は集団をなす多数の機械及び器具であつて、土地、建物及び工作物等とともに一括して施設として利用することに適するもの

三　第九条第一項の交換に充てるもの

四　現に国内で製造されるものに照らし、性能の差異が少いもの

2　前項の場合において、同項第二号から第四号までの一に該当するかどうかの判定が困難なときは、機械及び器具に関して学識経験を有する者の意見を徴するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

株式会社科学研究所法

（昭和三十年八月十一日法律第百六十号）

（研究所の目的）

第一条　株式会社科学研究所は、わが国産業の振興および発展に寄与するため、科学技術の向上に必要な事業を営むことを目的とする株式会社とする。

（株式）

第二条　株式会社科学研究所（以下「研究所」という。）の

株式は、額面株式とする。

2　研究所の株式は、記名株式とする。

3　研究所は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四条の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、次の各号に掲げる者が議決権の三分の一以上を占めることとならないようにするため、株式の譲渡を制限することができる。

一　日本の国籍を有しない人

二　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

三　外国の法令に基いて設立された法人その他の団体

四　法人であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

4　前項の規定により株式の譲渡を制限する定をしたときは、その定を登記しなければならない。

（政府の出資）

第三条　政府は、予算の範囲内において、研究所に対して出資することができる。

（商号の使用制限）

第四条　研究所以外の者は、その商号中に株式会社科学研究所という文字を使用してはならない。

（取締役及び監査役の人数）

第五条　研究所の取締役は、七人以内、監査役は、二人以内とする。

（代表取締役等の選定等の決議）

第六条　研究所の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（代表取締役の兼職制限）

第七条　研究所の代表取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業の範囲）

第八条　研究所は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一　科学技術に関する試験研究

二　前号の事業に係る成果の普及

三　前二号に掲げるもののほか、研究所の目的を達成するために必要な事業

2　研究所は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（事業計画等）

第九条　研究所は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、前項の認可にあたつては、研究所における研究の自主性を不当に拘束しないように考慮して、これをするものとする。

（重要な財産の譲渡等）

第十条　研究所は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（社債の募集及び資金の借入）

第十一条　研究所は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（社債発行限度の特例）

第十二条　研究所は、商法第二百九十七条の規定による制限をこえて、社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により研究所に現存する純財産額のいずれか少い額の二倍をこえてはならない。

（一般担保）

第十三条　研究所の社債権者は、研究所の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（補助金の交付）

第十四条　政府は、研究所に対し、予算の範囲内において、第八条第一項第一号の事業を行うために必要な費用の一部を補助金として交付することができる。

（定款の変更等）

第十五条　研究所の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録等の提出）

第十六条　研究所は、毎営業年度終了後三月以内に、その

営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（監督）

第十七条　研究所は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（協議）

第十八条　通商産業大臣は、第九条から第十一条まで又は第十五条（研究所の定款の変更の決議に係るものについては、研究所が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

第十九条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、研究所の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第二十条　研究所の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十一条　前条第一項のわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十二条　第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十三条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一　第九条第一項の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

二　第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

三　第十一条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

四　第十六条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五　第十七条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十四条　第八条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした研究所の取締役は、五万円以下の過料に処する。

株式会社科学研究所法（一六〇）

第二十五条　第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の設立）

2　通商産業大臣は、設立委員を命じ、研究所の設立に関して発起人の職務を行わせる。

3　設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4　通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5　昭和二十七年八月四日設立された株式会社科学研究所（以下「旧研究所」という。）は、研究所の設立委員の任命後二月以内に商法第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、研究所に対してその営業の全部を出資することができる。

6　旧研究所が前項の出資をする場合においては、旧研究所の株主は、その所有する株式の数に比例して、研究所の株式引受人となる。

7　前項の規定により引き受けるととなる研究所の株式に一株に満たないものがある者の所有する旧研究所の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項に規定する処分をすることができる。

8　旧研究所は、附則第五項の決議があつた後は、その財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

9　附則第五項の規定により旧研究所が出資する営業の価格は、臨時に通商産業省に置く評価審査会が決定する。

10　前項の評価審査会は、委員七人をもつて組織する。

11　旧研究所は、附則第五項の出資をする場合においては、研究所の成立の時において、解散するものとし、その権利及び義務は、研究所に承継されるものとする。この場合においては、商法第百七十七条第三項の規定は、適用しない。

12　前項の場合において、旧研究所の株式を目的とする質権は、附則第六項の規定により旧研究所の株主が受けるべき株式又は附則第七項の処分により旧研究所の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

13　商法第二百九条第四項の規定は、前項の質権に準用する。

14　株式申込証には、附則第三項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

15　附則第六項の規定により旧研究所の株主が研究所の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、研究所の設立は、募集設立に関する商法の規定によるものとする。

16　商法第百六十七条及び第百八十一条の規定は、研究所の設立については適用しない。

17　附則第二項から前項までに規定するもののほか、附則第九項の評価審査会、研究所の設立及び旧研究所の解散に関して必要な事項は、政令で定める。

（商号についての経過規定）

18　第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に株式会社科学研究所という文字を使用している者については、研究所の成立後六月間は、適用しない。

（事業計画等についての経過規定）

19　研究所の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第九条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

（租税特別措置法の改正）

20　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の五の次に次の一条を加える。

第十条の六　株式会社科学研究所が、左の各号に掲げる事項について、登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資及び株式会社科学研究所法附則第五項の出資に係る部分に限る。

一　会社の設立

二　会社の資本増加

（工業技術院設置法の改正）

21　工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　株式会社科学研究所に関する事務を処理すること。

第六条に次の一号を加える。

五　株式会社科学研究所に関する事項

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月十二日）
（法律第百六十一号）

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「マツサージ」の下に「及び指圧」を加える。

第十九条第一項中「昭和三十年十二月三十一日」を「昭和三十三年十二月三十一日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が第一条に規定する免許を有する場合は、この限りでない。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二　都道府県知事は、前条第一項の規定による届出をした者が、昭和三十三年十二月三十一日までの間に行われる第二条第一項のあん摩師試験に合格したときは、同条同項の規定にかかわらず、その者に対してあん

摩師免許を与えることができる。

前項の者に対しては、あん摩師試験の科目に関し、厚生省令で必要な特例を設けることができる。

第二十条中「前条第三項」を「第十九条第三項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条第一項の改正規定は、昭和三十一年一月一日から施行する。

2　第十九条第一項の規定による届出をした者のうち、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の公布の際引き続き三箇月以上指圧を業としていた者は、この法律による改正後の第一条の規定にかかわらず、昭和三十三年十二月三十一日までは、当該指圧を業とすることができる。

3　前項に規定する者が当該指圧を業とするについての規制及びこれに違反した場合の処罰に関しては、第十九条第二項及び第三項、第二十条並びに第二十一条の規定の例による。

4　あん摩師以外の者でこの法律の施行前に第十二条の規定に違反して指圧を業としたもの及びこの法律の施行前に指圧の業務又はその業務が行われる場所に関して第十九条第二項において準用する第七条の規定に違反した者に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月十二日）
（法律第百六十二号）

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条の次の一項を加える。

3　この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。

第三条第三項ただし書中「販売業者」を「販売業者（以下「毒物劇物営業者」という。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として厚生大臣の許可を受けた者（以下「特定毒物研究者」という。）でなければ、特定毒物を製造してはならない。

2　毒物若しくは劇物の輸入業者又は特定毒物研究者でなければ、特定毒物を輸入してはならない。

3　特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者（以下「特定毒物使用者」という。）でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。

4　特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途に供してはならない。

5　特定毒物使用者は、特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない。

6　毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

7　前項の規定する者は、同項に規定する者以外の者に特定毒物を譲り渡し、又は同項に規定する者以外の者から特定毒物を譲り受けてはならない。

8　毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、特定毒物使用者に対し、その者が使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り渡してはならない。

9　毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、保健衛生上の危害を防止するため政令で特定毒物について品質、着色又は表示の基準が定められたときは、当該特定毒物については、その基準に適合するものでなければ、これを特定毒物使用者に譲り渡してはならない。

10　毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を所持してはならない。

11　特定毒物使用者は、その使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り受け、又は所持してはならない。

第四第の見出しを「（営業の登録）」に改める。

第五条中「適合しないと認めるとき」の下に「、又はその者が第十九条第二項若しくは第三項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していないものであるとき」を加え、同条第一号、第二号及び第五号中「劇物が」の下に「飛散し、」を加え、同条に次の一号を加える。

六　製造業の登録にあつては、製造所の作業場の構造は、毒物又は劇物が作業場の外に飛散し、漏れ、しみ出、若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれがないものであること。

第六条の次に次の一条を加える。

（特定毒物研究者の許可）

第六条の二　特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、主たる研究所の所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に申請書を出さなければならない。

2　厚生大臣は、毒物に関し相当の知識を持ち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者でなければ、特定毒物研究者の許可を与えてはならない。

3　厚生大臣は、次に掲げる者には、特定毒物研究者の許可を与えないことができる。

一　精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

二　おし、つんぼ、盲又は色盲の者

三　毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四　第十九条第三項の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していない者

第七条第一項中「第四条の登録を受けて、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営む者（以下「毒物劇物営業者」という。）」を「毒物劇物営業者」に改める。

第八条第二項第二号中「若しくはあへん」を「、あへん若しくは覚せい剤」に、同項第三号中「又は盲」を「、盲又は色盲」に、同項第四号中「懲役に処せられた者」を「罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者」に改め、同条に次の二項を加える。

4　前項の規定により限定された課目につき毒物劇物取扱者試験に合格した者は、農業上必要な毒物又は劇物のみを取り扱う製造所、営業所又は店舗においてのみ事業管理人となることができる。

5　前二項の規定は、厚生大臣が指定する毒物又は劇物を取り扱う者について準用する。

第九条を次のように改める。

（登録の変更）

第九条　毒物劇物営業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、輸入し、又は販売しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

2　第四条第二項及び第三項の規定は、登録の変更について準用する。

第十条に次の二項を加える。

2　特定毒物研究者は、左の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。

一　氏名又は住所を変更したとき。

二　当該研究を廃止したとき。

3　第一項第三号又は前項第二号の場合において、その届出があつたときは、当該登録又は許可は、その効力を失う。

第十一条中「毒物劇物営業者」の下に「及び特定毒物研究者」を加え、同条第一項中「紛失し、」の下に「飛散し、」を加える。

第十二条第一項及び第三項中「毒物劇物営業者」の下に「及び特定毒物研究者」を加える。

第十五条の二　毒物又は劇物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

第十六条を次のように改める。

（特定毒物の取扱等）

第十六条　保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、特定毒物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

2　保健衛生上の危害を防止するため特に必要があるときは、政令で、次に掲げる事項を定めることができる。

一　特定毒物が附着している物又は特定毒物を含有する物の取扱に関する技術上の基準

二　特定毒物を含有する物の製造業者又は輸入業者が一定の品質又は着色の基準に適合するものでなければ、特定毒物を含有する物を販売し、又は授与してはなら

ない旨

三　特定毒物を含有する物の製造業者、輸入業者又は販売業者が特定毒物を含有する物を販売し、又は授与する場合には、一定の表示をしなければならない旨

第十七条第一項中「毒物劇物営業者」の下に「又は特定毒物研究者」を、「店舗」の下に「、研究所」を加える。

第十九条の見出しを「（登録の取消等）」に、同条第三項中「毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者」を「毒物若しくは劇物の製造業若しくは輸入業の登録を受けている者又は特定毒物研究者」に、「その登録」を「その登録若しくは特定毒物研究者の許可」に、同条第四項中「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」を「毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者又は特定毒物研究者」に改める。

第二十条第一項中「前条第三項」を「前条第二項又は第三項」に、「毒物劇物営業者」を「毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者」に、同条第二項及び第三項中「毒物劇物営業者」を「毒物劇物営業者又は特定毒物研究者」に改め、同条に次の一項を加える。

4　厚生大臣又は都道府県知事は、その毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者又はその代理人が正当の理由がなくて出頭しないときは、聴聞を行わないで前条第二項又は第三項の処分を行うことができる。

第二十一条を次のように改める。

（登録が失効した場合等の措置）

第二十一条　毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者又は特定毒物研究者にあつては厚生大臣に、毒物若しくは劇物の販売業者又は特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。

2　前項の規定により届出をしなければならない者については、これらの者がその届出をしなければならないこととなつた日から起算して五十日以内に同項の特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者に譲り渡す場合に限り、その譲渡及び譲受については、第三条の二第六項及び第七項の規定を適用せず、また、その者の前項の特定毒物の所持については、同期間に限り、

第三条の二第十項の規定を適用しない。

3　毒物劇物営業者又は特定毒物研究者であつた者が前項の期間内に第一項の特定毒物を譲り渡す場合においては、第三条の二第八項及び第九項の規定の適用については、その者は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者であるものとみなす。

4　前三項の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者が死亡し、又は法人たるこれらの者が合併によつて消滅した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

第二十二条の見出しを「（営業者及び特定毒物研究者以外の者に対する準用）」に、同条中「第十一条第一項」を「第十一条」に、「、第十七条並びに前条」を「並びに第十七条」に、「毒物劇物営業者」を「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者」に改め、同条に次の一項を加える。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、前項の者が同項で準用する第十一条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

第二十四条の二を第二十五条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　第二十二条第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条第一号中「第十条第三号」を「第十条第一項第三号又は第二項第二号」に、同条第三号及び第四号中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に、同条第五号中「第二十一条（第二十二条で準用する場合を含む。）」を「第二十一条第一項（同条第四項で準用する場合を含む。）」に改める。

第二十六条中「前二条」を「前三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条　第十六条の規定に基く政令には、その政令に違反した者を二年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（一六二）

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（一六二）

法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をしたときはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

別表第一第十号中「モノフルオール醋酸」を「モノフルオール酢酸」に改め、同表中第十一号を第十九号とし、第十号の次に次の八号を加える。

十一　テトラエチルピロホスフエイト及びこれを含有する製剤

十二　ヘキサエチルテトラホスフエイト及びこれを含有する製剤

十三　ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

十四　ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

十五　エチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤

十六　パラクロルフエニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十七　二―クロル―四―メチル―六―ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十八　オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤

別表第二第二十号中「クロル醋酸」を「クロル酢酸」に、同表第四十号中「パラフエニレンヂアミン、パラトルイレンヂアミン」を「パラフエニレンジアミン、パラトルイレンジアミン」に改め、同表中第五十三号を第五十八号とし、第五十二号の次に次の五号を加える。

五十三　ブロムメチル

五十四　二―四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフエノール一五％以下を含有する製剤を除く。

五十五　ペンタクロルフエノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして五％以下を含有するものを除く。

五十六　二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

五十七　ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五％以下を含有するものを除く。

別表第三の次に別表第四として次のように加える。

別表第四

一　四エチル鉛

二　モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

三　ヂエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

四　ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

五　パラクロルフエニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

六　二―クロル―四―メチル―六―ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

七　オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤

八　前各号に掲げる毒物のほか、これらと同等以上の毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

附　則

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（一六三）

酸として一五％以下を含有するものを除く。

別表第三の次に別表第四として次のように加える。

別表第三

一　四エチル鉛

二　モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

三　ヂエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

四　ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

五　パラクロルフエニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

六　二―クロル―四―メチル―六―ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

七　オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤

八　前各号に掲げる毒物のほか、これらと同等以上の毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して五十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際現に事業管理人の業務に従事している者であつて、この法律の施行前に毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算してこの法律の施行の際まだ三年を経過していないものの事業管理人となる資格については、その者が当該製造所、営業所又は店舗において引き続きその業務に従事する場合に限り、第八条第二項第四号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月十三日）
（法律第百六十三号）

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（一六三号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の五条を加える。

（奄美群島復興信用保証協会の設置）

第十条の二　第二条第一項に掲げる事業に伴い必要な金融の円滑化を図るため、奄美群島復興信用保証協会（以下「協会」という。）を設立する。

2　協会は、法人とする。

3　協会は、主たる事務所を奄美群島に置く。

4　協会は、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

5　協会の資本金は、次条第一項の規定により国から出資された債権の額に相当する額とする。

6　協会は、必要があるときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加し、又は減少することができる。

7　協会は、次条第三項の規定により債務の全部又は一部を免除したことによる損失が第十条の四第四項の規定による積立金を取りくずしてもなお補てんできないときは、前項の規定にかかわらず、その補てんできなかった損失に相当する金額の資本金を減少するものとする。

8　協会でない者は、奄美群島復興信用保証協会という名称を用いてはならない。

9　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三条第二項の規定は、協会には適用しない。

10　協会は、左に掲げる業務及びこれに附随する業務を行う。

一　奄美群島において第二条第一項に掲げる事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者（以下「事業者等」という。）が、銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証

二　事業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証

三　銀行その他の金融機関が農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫若しくは日本開発銀行の委託を受け、又は国民金融公庫を代理して事業者等に対する貸付を行つた場合、当該金融機関が事業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証

11　協会に　役員として理事長、理事二人以内及び監事一人を置き、内閣総理大臣及び大蔵大臣が任命する。

12　理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

13　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

14　監事は、協会の業務を監査する。

15　役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

16　役員は、再任されることができる。

17　内閣総理大臣及び大蔵大臣は、協会の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、解任することができる。

一　この法律、この法律に基く命令又はこれらの法令に基いてする内閣総理大臣若しくは大蔵大臣の命令に違反したときその他職務上の義務に違反したとき。

二　刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務をとることができないとき。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（一六三）

（協会への出資等）

第十条の三　奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条6の規定に基き、アメリカ合衆国政府から移転を受けた債権で協会成立の際現に存するものは、協会成立の日において、国から協会が承継するものとし、その債権の額に相当する額は、国から協会に対して出資されたものとする。

2　協会は、前項の規定により承継した債権につき、その償還期限、利率その他の条件が定まつていないものがあるときは、すみやかに内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、これを定めなければならない。

3　協会は、第一項の規定により承継した債権に係る債務者の債務の履行が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付条件の変更若しくは延滞元利金の支払方法の変更をしようとするとき、又は当該債権に係る債務者がその債務の全部若しくは一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部若しくは一部を免除しようとするときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4　協会は、政令の定めるところにより、第一項の規定に

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（一六三）

より承継した債権の回収に関する事務を鹿児島県知事又は政令で定める金融機関に委託することができる。

5　内閣総理大臣又は大蔵大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定による受託者に対し、当該委託を受けた事務に関し、報告をさせ、又はその職員をして受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

6　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

7　第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（協会の監督等）

第十条の四　協会は、政令の定めるところにより、業務の開始の際、業務方法書を定め、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2　協会は、政令の定めるところにより、毎事業年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

3　内閣総理大臣又は大蔵大臣は、協会を監督し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

4　協会は、政令の定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、積立金として積み立てるものとし、なお残余のある場合においては、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

5　協会は、借入金をしようとする場合には、政令で定める場合を除く外、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

（準用規定）

第十条の五　信用保証協会法第四条、第五条、第十三条、第十四条、第十六条から第十八条まで、第二十一条、第二十二条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十条第一項、第四十一条第一号、第二号及び第四号から第六号まで及び第四十二条並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十四条の規定は、協会について準用する。この場合において、信用保証協会法第二十二条及び第三

十四条第一項中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び大蔵大臣」と、同法第三十五条中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣又は大蔵大臣」と、同法第四十条第一項第一号中「第三十四条」とあるのは「奄美群島復興特別措置法第十条の五において準用する第三十四条第一項」と、同法第四十条第一項第二号中「第三十五条第一項」とあるのは「奄美群島復興特別措置法第十条の五において準用する第三十五条第一項」と、同法第四十一条第一号中「この法律の規定により主務大臣」とあるのは「奄美群島復興特別措置法第十条の二第四項及び第六項、第十条の三第二項及び第三項並びに第十条の四第一項、第二項及び第五項の規定による内閣総理大臣及び大蔵大臣」と、同法第四十一条第五号中「第二十条第一項」とあるのは「奄美群島復興特別措置法第十条の二第十項」と、同法第四十二条中「第三条第二項」とあるのは「奄美群島復興特別措置法第十条の二第八項」と、それぞれ読み替えるものとする。

（権限の委任）

第十条の六　前四条の規定に基く内閣総理大臣又は大蔵大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、鹿児島県知事に委任することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　内閣総理大臣及び大蔵大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

3　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び大蔵大臣に届け出るとともに、その事務を協会の理事長に引き継がなければならない。

4　理事長が前項の事務の引継を受けた日において、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

5　協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

6　前各項に定めるものを除くほか、協会の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

7　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「信用保証協会、」の下に「奄美群島復興信用保証協会、」を、「信用保証協会法、」の下に「奄美群島復興特別措置法、」を加える。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（一六四）六四〇

8　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ六中「信用保証協会」の下に「又ハ奄美群島復興信用保証協会」を加える。

9　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「信用保証協会、」の下に「奄美群島復興信用保証協会、」を加える。

11　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「信用保証協会、」の下に「奄美群島復興信用保証協会、」を加える。

11　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号、第七十二条の五第一項第四号及び第二百九十六条第一号中「信用保証会、」の下に「奄美群島復興信用保証協会、」を加える。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十年八月十三日　法律第百六十四号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び漁港施設」を「、漁港施設及び共同利用施設」に改める。

第二条中第四項を第五項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　この法律で「共同利用施設」とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものをいう。

第三条第二項に次の一号を加える。

五　共同利用施設に係るもの　当該災害復旧事業の事業費の十分の二

第三条第三項第二号から第四号までの中「十分の九」の下に「（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の十）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

自作農維持創設資金融通法

（昭和三十年八月十五日　法律第百六十五号）

（目的）

第一条　この法律は、農地及び採草放牧地が農業経営の基盤であり、かつ、農業者がこれらの土地を所有することがその農業経営の安定を図るための要件であることにかんがみ、農地若しくは採草放牧地を取得し、自作地若しくは自作採草放牧地を維持し、又は自作地若しくは自作採草放牧地の細分化を防止しようとする農業者に対し、農林漁業金融公庫がこれに必要な資金を長期から低利で貸し付けることにより、農業者の経営の安定を図ることを目的とする。

（貸付）

第二条　農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる者で、第五条第一項の都道府県知事の認定を受けたものに対し、それぞれ当該各号に掲げる資金の貸付を行う。

一　その耕作又は養畜の事業に供している農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（同項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。）の面積、生産力等の条件及びその家族労働力等の農業経営能力を考慮して、農地又は採草放牧地の面積を増加しなければその経営の安定を確保することができないと認められる農業者に対し、その者がその経営の安定を確保するに要する農地又は採草放牧地を取得するのに必要な資金

二　小作地（農地法第二条第二項に規定する小作地をい

う。以下同じ。）又は小作採草放牧地（同条第三項に規定する小作採草放牧地をいう。以下同じ。）につき耕作又は養畜の事業を行う者に対し、その者がその小作地又は小作採草放牧地を取得するのに必要な資金

三　共同相続人のうち遺産に属する農地又は採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行おうとする者に対し、その者が、他の共同相続人からその農地又は採草放牧地に係る相続分の譲渡を受けるのに必要な資金その他遺産の分割によるその農地又は採草放牧地の細分化を防止するのに必要な資金

四　疾病、負傷、災害その他省令で定めるやむを得ない理由により資金を必要とする農業者で、その自作地（農地法第二条第二項に規定する自作地をいう。）又は自作採草放牧地（同条第三項に規定する自作採草放牧地をいう。）を売り渡す等その農業経営に著しい支障を及ぼすことなしには当該資金を調達することが困難と認められるものに対し、これにあてるための資金

2　前項の規定による貸付金の返還を確保するための方法については、公庫が、農林大臣及び大蔵大臣の承認を受けて定めるものとする。

（貸付条件）

第三条　前条の規定による貸付金（以下「貸付金」という。）の利率は、年五分、その償還期間は、二十年以内、その据置期間は、三年以内とする。

（貸付金額等の決定）

第四条　公庫は、第二条の規定による資金の貸付を行う場合には、貸付の申込をした者につき、次条第一項の農業経営安定計画を参酌して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

（都道府県知事の認定）

第五条　第二条の規定による資金の貸付を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、農業経営安定計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付を受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2　前項の農業経営安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　農業経営の状況

二　資産及び負債の状況

三　収入及び支出の状況

四　収入及び支出の改善措置の概要

五　前号の措置に必要な資金の額及び調達方法

六　貸付金の使用計画及び償還計画

七　その他省令で定める事項

3　都道府県知事は、第一項の規定により申請書の提出があつたときは、次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定をするものとする。

一　申請者が農業に精進する見込があること。

二　農業経営安定計画が適正であり、申請者がこれを達成する見込が確実であること。

三　申請者が農業経営安定計画を達成するためには、当該貸付を受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

（都道府県知事の指導）

第六条　都道府県知事は、資金の貸付を受けた者（その者の一般承継人を含む。）に対し、その農業経営安定計画の達成につき必要な指導をすることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2　農林漁業金融公庫は、前項に規定するものの外、自作農維持創設資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）に基き、農業者に対し、農地若しくは採草放牧地を取得し、自作地若しくは自作採草放牧地を維持し、又は自作地若しくは自作採草放牧地の細分化を防止するのに必要な資金を融通することを目的とする。

第十八条第三項中「第一項に掲げる業務」を「第一項及び前項に規定する業務」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　公庫は、第一項に規定する業務の外、自作農維持創設資金融通法（以下「融通法」という。）第二条に規定する資金の貸付の業務を行う。

第二十九条第二項中「この法律」の下に「又は融通法」を加える。

第三十条第二項第一号中「、この法律に基く命令又はこれらの法令に基いてする主務大臣の命令」を「若しくは融通法又はこれらの法律に基く命令」に改める。

繊維製品品質表示法

（昭和三十年八月十五日法律第百六十六号）

（目的）

第一条 この法律は、繊維製品の品質の正しい表示の実施を図ることによつて、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「繊維製品」とは、別表に掲げる繊維製品をいう。

2 この法律で「製造業者」とは、繊維製品の製造又は加工の事業を行う者をいい、「販売業者」とは、繊維製品の販売の事業を行う者をいう。

（正しい表示の義務）

第三条 製造業者若しくは販売業者又は製造業者若しくは販売業者の委託を受けて繊維製品にその品質を表示する事業を行う者は、繊維製品の品質を示す文字であつて政令で定めるもの（以下「指定文字」という。）を用いて指定文字ごとに政令で定める品質のものでない繊維製品にその品質を表示し、又はその表示と紛らわしい表示をしてはならない。

2 製造業者若しくは販売業者又は製造業者若しくは販売業者の委託を受けて繊維製品にその品質を表示する事業を行う者は、その表示にその者の氏名又は名称を附記しなければ、指定文字を用いて繊維製品にその品質を表示し、又はその表示と紛らわしい表示をしてはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

（表示の強制）

第四条 製造業者又は販売業者は、次の繊維製品のうち政令で定めるものについては、通商産業省令で定めるところにより指定文字を用いてその品質を表示したもの（その品質のうち政令で定めるものについては、通商産業大臣がその通商産業省令で定めるところにより指定文字を用いて表示したもの）でなければ、販売し、又は販売のために陳列してはならない。

一 生活必需品たる繊維製品であつて、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるもの

二 前号の繊維製品の原料又は材料たる繊維製品であつて、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、これを原料又は材料として製造し又は加工する同号の繊維製品の品質の正しい表示の実施を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるもの

2 前項の規定は、次の場合には、適用しない。

一 繊維製品を輸出するとき。

二 その繊維製品が故又はくずであるとき。

三 その繊維製品が通商産業省令で定める種類のものであつて、通商産業省令で定める量以下のものであるとき。

四 前各号のほか、通商産業省令で定める場合

3 第一項の規定の適用に関して必要な経過的措置は、政令で定める。

第五条 前条第一項の規定の適用については、通商産業大臣の認可を受けた者が同項の通商産業省令で定めるところにより同項の政令で定める品質についてした表示は、同項の規定により通商産業大臣がしたものとみなす。

2 通商産業大臣は、前項の認可を申請した者が、前条第一項の政令で定める繊維製品が同項の政令で定める品質のものであるかどうかを識別する能力があり、かつ、前項に規定する表示が公正に行われると認めるときは、その者が次の各号の一に該当する場合を除き、同項の認可をしなければならない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 次項の規定により認可を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

3 通商産業大臣は、第一項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

4 第一項の認可を受けた者は、前条第一項の政令で定める繊維製品が同項の政令で定める品質のものであるかどうかを識別するには、通商産業省令で定める方法によら

なければならない。

（繊維製品質表示審議会）

第六条　繊維製品の品質の表示に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、繊維製品品質表示審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、会長一人及び委員三十人以内で組織する。

3　会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条　通商産業大臣は、第三条第一項若しくは第四条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は同項若しくは第五条第四項の通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

（手数料）

第八条　通商産業大臣に第四条第一項の規定による表示をすることを求めようとする者は、同項の政令で定める繊維製品の価格の千分の五をこえない範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2　第五条第一項の認可を申請する者は、一万円をこえない範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（報告及び立入検査）

第九条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者若しくは販売業者若しくは製造業者若しくは販売業者の委託を受けて繊維製品にその品質を表示する事業を行う者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、繊維製品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（訴願）

第十条　この法律の規定による行政庁の処分に対して不服のある者は、通商産業大臣に訴願をすることができる。

（権限の委任）

第十一条　この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は地方公共団体の長に行わせることができる。

（罰則）

第十二条　第三条第一項又は第四条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第三条第二項又は第五条第四項の規定に違反した者

二　第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

繊維製品品質表示法（一六六）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第六条、第七条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。

を

高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。
繊維製品品質表示審議会	繊維製品の品質の表示に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

別表

一　糸（その全部又は一部が綿花、落綿、綿反毛、羊毛その他の毛、毛反毛及び政令で定める化学繊維以外の

繊維であるものを除く。）

二　前号に掲げる糸を使用して製造した織物及びメリヤス生地であつて、政令で定めるもの

三　第一号に掲げる糸を使用して製造したメリヤス製品及び前号の政令で定める織物又はメリヤス生地を使用して製造し又は加工した繊維製品であつて、次に掲げるもの（政令で定めるものを除く。）

イ　上衣
ロ　ズボン
ハ　スカート
ニ　ドレス及びホームドレス
ホ　セーター、カーディガン及びジャケット
ヘ　ワイシャツ、開襟（きい）シャツ、ポロシャツその他のシャツ
ト　ブラウス
チ　エプロン、かつぽう着、事務服及び作業服
リ　オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコートその他のコート
ヌ　子供用オーバーオール及びロンパース
ル　下着
ヲ　寝衣
ワ　靴下
カ　足袋
ヨ　手袋
タ　ハンカチ
レ　毛布
ソ　敷布
ツ　タオル及び手ぬぐい

四　前各号に掲げるもののほか、政令で定める繊維製品

歯科衛生士法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月十六日法律第百六十七号）

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、「者」を「女子」に改め、同条に次の一項を加える。

2　歯科衛生士は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

第五条第二号中「業務」の下に「（歯科診療の補助の業務を含む。）」を加える。

第八条第二項中「業務」の下に「（歯科診療の補助の業務を含む。）」を加える。

第十一条第三項中「歯科医師国家試験委員」を「歯科医師試験審議会の委員」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二　歯科医師試験審議会の委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当つて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

第十二条の三　試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正の行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十三条中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二　歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに当つては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をすることは、さしつかえない。

第十六条を次のように改める。

第十六条　次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第八条第二項の規定による業務の停止命令に違反した者

二　第十二条の二の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

三　第十三条の二の規定に違反した者

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　第二条に規定する業務を行う男子については、この法

律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　新法第八条第二項の規定は、歯科衛生士が歯科診療の補助に関しこの法律の施行前に行つた犯罪又は不正の行為についても、適用する。

3　この法律の施行前歯科衛生士である間に歯科診療の補助に関し保健婦助産婦看護婦法第三十一条第一項又は第三十二条の違反行為をした者の処罰については、その者がその間に歯科診療の補助に関し同法第三十七条本文に規定する行為をしたものである場合に限り、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、同法第三十七条本文に規定する行為をするに際して主治の歯科医師又は医師の指示を受けたものであるとき、又は臨時応急の手当としてその行為をしたものであるときは、この限りでない。

4　前項の場合においては、その刑は、同項の規定にかかわらず、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金とする。

歯科技工法

（昭和三十年八月十六日）
（法律第百六十八号）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　免許（第三条―第十条）
第三章　試験（第十一条―第十六条）
第四章　業務（第十七条―第二十条）
第五章　歯科技工所（第二十一条―第二十七条）
第六章　罰則（第二十八条―第三十二条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この法律において「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2　この法律において「歯科技工士」とは、都道府県知事の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

3　この法律において「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

第二章　免許

（免許）

第三条　歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

（絶対的欠格事由）

第四条　盲の者には、免許を与えない。

（相対的欠格事由）

第五条　次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことができる。

一　歯科医療又は歯科技工の業務に関する犯罪又は不正の行為があつた者

二　精神病者又は麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者

（歯科技工士名簿）

第六条　都道府県に歯科技工士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録、免許証の交付及び届出）

第七条　免許は、歯科技工士名簿に登録することによつて行う。

2　都道府県知事は、免許を与えたときは、歯科技工士免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

3　歯科技工士は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所（業務に従事する者については、さらにその場所）その他厚生省令で定める事項を、翌年一月十五

日までにその住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

（免許の取消等）

第八条　歯科技工士が、第四条の規定に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。

2　歯科技工士が、第五条各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

（聴聞）

第九条　都道府県知事は、前条の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

2　聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために弁明し、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3　都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、前条の処分をすることができる。

（政令への委任）

第十条　この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科技工士名簿の登録、訂正及び消除、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関する事項は、政令で定める。

第三章　試験

（試験の目的）

第十一条　試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

（試験の実施）

第十二条　試験は、第十四条第一号に規定する歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少くとも一回行う。

2　試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、政令の定めるところにより、都道府県知事の監督に属する歯科技工士試験審議会を置く。

3　厚生大臣は、歯科医師試験審議会の委員に、試験の基準に関して、歯科技工士試験審議会を指導させることができる。

（試験事務担当者の不正行為の禁止）

第十三条　歯科医師試験審議会又は歯科技工士試験審議会の委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当つては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

（受験資格）

第十四条　試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

一　厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

二　歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

三　外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

（不正行為の禁止）

第十五条　試験に関して不正の行為があつた場合には、都道府県知事は、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

（省令への委任）

第十六条　この章に規定するもののほか、第十四条第一号に規定する歯科技工士養成所並びに試験科目及び受験手続その他試験に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章　業務

（禁止行為）

第十七条　歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

2　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第二項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた歯科医師は、業として歯科技工を行つてはならない。

（歯科技工指示書）

第十八条　歯科医師又は歯科技工士は、厚生省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行なつてはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基いて行う場合は、この限りでない。

（指示書の保存義務）

第十九条　病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、当該病院、診療所又は歯科技工所で行われた歯科技工に係る前条の指示書を、当該歯科技工が終了した日から起算して二年間、保存しなければならない。

（業務上の注意）

第二十条　歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

第五章　歯科技工所

（届出）

第二十一条　歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

2　歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。

（管理者）

第二十二条　歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であつてその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士たる管理者を置かなければならない。

（管理者の義務）

第二十三条　歯科技工所の管理者は、その歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところがないように必要な注意をしなければならない。

（改善命令）

第二十四条　都道府県知事は、歯科技工所の構造設備が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。

（使用の禁止）

第二十五条　都道府県知事は、歯科技工所の開設者が前条の規定に基く命令に従わないときは、その開設者に対し、当該命令に係る構造設備の改善を行うまでの間、その歯科技工所の全部又は一部の使用を禁止することができる。第九条の規定は、この場合において準用する。

（広告の制限）

第二十六条　歯科技工の業又は歯科技工所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

一　歯科医師又は歯科技工士である旨

二　歯科技工に従事する医師歯科医師又は歯科技工士の氏名

三　歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

四　その他都道府県知事の許可を受けた事項

2　前項各号に掲げる事項を広告するに当つても、歯科医師若しくは歯科技工士の技能、経歴若しくは学位に関する事項にわたり、又はその内容が虚偽にわたつてはならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第二十七条　都道府県知事及び保健所を設置する市の市長は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該吏員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定によつて立入検査をする当該吏員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　保健所を設置する市の市長は、歯科技工所につき前二条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を附して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第六章　罰則

第二十八条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第一項の規定に違反した者

二　虚偽又は不正の事実に基いて免許を受けた者

第二十九条　次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第八条第二項の規定による業務の停止命令に違反した者

二　第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

三　第十七条第二項の規定に違反した者

四　第二十五条の規定による処分に違反した者

第三十条　第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十一条　次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第七条第三項の規定に違反した者

二　第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条又は第二十六条の規定に違反した者

三　第二十七条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十九条第四号又は前条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

（特例技工士）

第二条　歯科医師以外の者であつて、この法律の施行の際現に歯科技工の業務を行つているもの又はこの法律の施行前に引き続き三年以上歯科技工の業務を行つていたものは、この法律の施行後三箇月間は、第十七条第一項の規定にかかわらず、業として歯科技工を行い、又は第二十二条の規定にかかわらず、歯科技工所の管理者となることができる。

2　前項の者が同項の期間内にその氏名、住所その他厚生省令で定める事項をその住所地の都道府県知事に届け出たときは、その者については、昭和三十五年十二月三十一日までの間も、同項と同様とする。

3　前二項の規定により業として歯科技工を行うことができる者（以下「特例技工士」という。）については、第十八条、第二十条及び第二十六条の規定を準用する。

4　前項において準用する第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

5　都道府県知事は、特例技工士が、第四条又は第五条各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。第九条の規定は、この場合において準用する。

6　前項の規定に基く処分に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

7　特例技工士は、特例技工士である間は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

（試験の実施に関する経過措置）

第三条　昭和三十五年までは、第十二条第一項の規定にかかわらず、同条同項に規定する都道府県知事以外の都道府県知事も、毎年少くとも一回試験を行うものとする。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　都道府県知事は、昭和三十年においては、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、試験を行わないことができる。

（指示書に関する経過措置）

第四条　第十八条の規定は、歯科医師がこの法律の施行の際現に行つている歯科技工については、適用せず、かつ、特例技工士がこの法律の施行の際現に行つている歯科技工については、附則第二条第三項の規定にかかわらず、準用しない。

（特例技工所）

第五条　特例技工士が業として歯科技工を行う場所（病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除くものとし、以下「特例技工所」という。）及びその管理者については、第五章及び第十九条の規定を準用する。この場合において、第二十二条中「歯科医師又は歯科師技工士」とあるのは「歯科医師、歯科技工士又は特例技工士」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第二十五条の規定による処分に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処し、同項において準用する第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二条の規定に違反した者及び前項において準用する第二十七条第一項の規定によ

る報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

3　第一項及び附則第二条第三項において準用する第二十六条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（歯科技工所等の届出に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に歯科技工所又は特例技工所を開設している者は、この法律の施行後一箇月以内に、開設の場所、管理者の氏名その他第二十一条第一項前段の規定に基く厚生省令で定める事項を当該歯科技工所又は特例技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項のうち同条同項後段の規定に基く厚生省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を届け出なければならない。

2　前項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第五条第二項若しくは第三項又は前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（受験資格の特例）

第八条　他の法令の規定により期間を限つて歯科医師国家試験予備試験を受けることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、その期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

2　歯科医師法第三十三条第三項に規定する者及び他の法令の規定により歯科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3　前項に規定する者は、第十四条の規定にかかわらず、同項の期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

（厚生省設置法の一部改正）

第九条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二　診療エツクス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

第十条第三号中「歯科衛生士」の下に「、歯科技工士」を加える。

中小企業安定法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月十六日）
（法律第百六十九号）

中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第三十条第二項及び第三十三条を除く。）中「通商産業大臣」を「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣」に、「通商産業省令」を「省令」に改める。

中小企業安定法の一部を改正する法律（一六九）

第一条中「製品の需給が著しく均衡を失した場合において、適切な需給調整措置を講ずることができるようにし」を「過度の競争により当該部門の製品に関する国内取引又は輸出貿易の円滑な運行が阻害されており又は阻害される虞がある場合に、適切な需給調整その他取引の安定を確保するための措置を講ずることができるようにし」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律の適用を受ける業種は、工業部門に属する業種のうち、左の各号に掲げる要件に適合するものにつき政令で指定するものとする。

一　当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね三分の二以上が中小企業者であり、且つ、当該業種に係る製品（加工品を含む。以下同じ。）の過去一年間の総生産数量のおおむね二分の一以上が中小企業者によつて生産されていること。

二　過度の競争により当該業種に係る製品に関する国内取引又は輸出貿易の円滑な運行が阻害されており又は阻害される虞があること。

第十五条のうち第一号、第二号及び第三号中「製品の検査」を「検査」に、第三号中「各号」を「第二号」に改め、

第四号中「製品の原材料の」の下に「購入数量若しくは」を加え、同号中「原材料の検査」を「検査」に、第六号中「貸付並びに組合員のためにするその借入」を「あつ旋（あつ旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。）」に、第八号中「前七号」を「前八号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　組合員が生産する指定業種に係る製品の品質、意匠又は品種に関する制限（これらの制限を確保するための検査を含む。）

第十六条第一項中「生産設備に関する制限」の下に「若しくは原材料の購入数量に関する制限」を加え、同条第三項第一号中「各号」を「第二号」に改め、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、当該申請を受理した日（第三十五条の二の規定により当該申請について都道府県知事を経由させる場合においては、都道府県知事から通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣に当該申請が到達した日）から起算して一月以内に、認可又は不認可の処分をしなければならない。

5　前項の期間内に同項の処分がなされなかつたときは、当該期間が満了した日の翌日において第一項の認可があつたものとみなす。

6　通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が第一項の認可の申請に関し申請者に報告を求めたときは、その日からその報告を通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が受理するまでの期間は、これを第四項の期間に算入しない。

第二十六条のうち第一号、第二号及び第三号中「製品の検査」を「検査」に、第三号中「各号」を「第二号」に改め、第四号中「製品の原材料の」の下に「購入数量若しくは」を加え、同号中「原材料の検査」を「検査」に、「に関する事業の総合調整」を「についての総合調整計画の設定及びその実施」に、第六号中「貸付並びに会員たる調整組合及びその組合員のためにするその借入」を「あつ旋（あつ旋に代えてする資金の借入並びにその借り入れた資金の会員たる調整組合及びその組合員に対する貸付を含む。）」に、第八号中「前七号」を「前八号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　会員たる調整組合が行うその組合員に対する指定業種に係る製品の品質、意匠又は品種に関する制限（これらの制限を確保するための検査を含む。）についての総合調整計画の設定及びその実施

第二十九条のうち第一項中「適用を受けることとなつた場合において」を「適用を受けることとなり、且つ」に、「申出があつたときは」を「申出があつた場合において」に、「当該業種に係る産業の存立及びその関連産業に及ぼす重大な悪影響を除去することができないと認めるときに限り」を「当該業種に属する中小企業の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずると認めるときは」に、「若しくは販売価格」を「、販売価格、品質、意匠若しくは品種」に改め、同項中「原材料の」の下に「購入数量、」を加え、同項中「当該業種に係る製品の需給調整を阻害」を「第二条第一項第二号に規定する事態の克服を阻害」に、「当該業種に係る製品の需給調整の目的を達成する」を「第二条第一項第二号に規定する事態を克服する」に改め、第三項を削り、第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を第三項とし、第五項を第四項とする。

中小企業安定法の一部を改正する法律（一六九）

第二十九条の二の見出し中「許可等」を「制限」に改める。

第三十条のうち第二項中「通商産業大臣は、」を「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣は、第十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の認可又は」に改め、第三項中「第十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の認可又は」及び「若しくは同条第三項但書の規定による期間の延長」を削り、第四項の次に次の一項を加える。

5　公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

第三十条の二を削る。

第三十二条に次のただし書を加える。

但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一　不公正な取引方法を用いるとき又は組合員若しくは会員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二　第三十条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第四項の請求に応じ、通商産業大

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（一七〇）

臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が第十八条第一項又は第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。）。

第三十二条に次の一項を加える。

2　第三十条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整計画の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は総合調整計画の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

第三十四条第二項中「第四項」を「第三項」に改める。

第三十五条の三中「通商産業局長又は」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の第十六条第四項から第六項までの規定は、この法律の施行後になされる認可の申請について適用する。

3　改正前の規定に基いてした命令、処分、手続その他の行為は、改正後の相当規定によつてしたものとみなす。

4　中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条のうち第十四条の改正規定の次に次のように加える。

第二十七条中「から第十四条まで」を「、第十四条」に改める。

附則第二十条のうち第二十八条の改正規定中「通商産業大臣」を「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣」に改める。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月十七日　法律第百七十号）

訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百十倍」を「百五十倍」に改める。

第四条第一項中「二十五円」を「三十五円」に、「八円」を「十四円」に、「二十四円」を「三十四円」に、同条第二項中

「五百円マデ　四十円
二千円マデ　六十五円
五千円マデ　九十円
一万円マデ　百五十円
五万円マデ　二百十円
十万円マデ　三百円
十万円ヲ超ユルトキ　を
「五千円マデ　六十円
一万円マデ　百二十円
五千円マデ　二百円
一万円マデ　三百円
五万円マデ　六百円
十万円マデ　九百円
十万円ヲ超ユルトキ　七十円
二百円
三百円
五百円
」に、同条第三項中
「五千円マデ　二百円
一万円マデ　三百円
五万円マデ　七百円
十万円マデ　千円
」に、「十万円ヲ超ユルトキハ二万円毎ニ百五十円ヲ加フ但シ二万円ニ満タザルモ二万円ト看做シテ算定ス」を「十万円ヲ超ユルトキハ五万円毎ニ四百円ヲ加フ但シ五万円ニ満タザルモ五万円ト看做シテ算定ス」に、同条第五項中「百三十倍」を「二百倍」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

2　この法律施行前に要した費用については、なお従前の例による。

覚せい剤取締法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月二十日　法律第百七十一号）

覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　業務に関する記録及び報告（第二十八条―第三十条）」を「第五章　業務に関する記録及び報告（第二十八条―第三十条の二）　覚せい剤原料に関する指定及び届出、制限及び禁止並びに取扱（第三十条の二―第三十条の十四）」に改める。

第一条中「その輸入」を「覚せい剤及び覚せい剤原料の輸入、輸出」に改める。

第二条に次の四項を加える。

5　この法律で「覚せい剤原料」とは、別表に掲げる物を

いう。

6　この法律で「覚せい剤原料製造業者」とは、覚せい剤原料を製造することを業とすることができ、又は業務のため覚せい剤原料を製造することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

7　この法律で「覚せい剤原料取扱者」とは、覚せい剤原料を譲り渡すことを業とすることができ、又は業務のため覚せい剤原料を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

8　この法律で「覚せい剤原料研究者」とは、学術研究のため、覚せい剤原料を製造することができ、又は使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

第三条第一項第一号中「登録を受けている者」の下に「（以下「医薬品製造業者」という。）」を加える。

第八条の見出し中「取消」の下に「及び業務等の停止」を加え、同条第一項中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤製造業者若しくは覚せい剤研究者の覚せい剤及び覚せい剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずる」に改める。

第十条第二項中「覚せい剤製造業者が」の下に「第八条第一項（指定の取消及び業務等の停止）若しくは」を加え、「又は覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に、「処分を受けたときは」を「処分を受けたとき、又は覚せい剤研究者が第八条第一項の規定による研究停止の処分を受けたときは」に、「開設者はその病院又は診療所」を「開設者又は覚せい剤研究者はその病院若しくは診療所又は研究所」に、第十条第三項中「又は閉鎖期間」を「、閉鎖期間又は研究停止期間」に、「又は覚せい剤施用機関の開設者」を「、覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者」に改める。

第十三条の見出しを「（輸入及び輸出の禁止）」に、同条中「輸入し」を「輸入し、又は輸出し」に改める。

第三十条中「指定を受けた年の翌年」の下に「及び第二十五条（再指定の場合の特例）の申請に対して指定のあつた年」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　覚せい剤原料に関する指定及び届出、制限及び禁止並びに取扱

（指定の要件）

第三十条の二　覚せい剤原料製造業者の指定は製造所ごとに厚生大臣が、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定は業務所又は研究所ごとにその所在地の都道府県知事が、厚生省令の定めるところにより、次の各号に掲げる者のうち適当と認める者について行う。

一　覚せい剤原料製造業者については、覚せい剤原料を製造することを業としようとする者又は業務のため覚せい剤原料の製造を必要とする者

二　覚せい剤原料取扱者については、覚せい剤原料を譲り渡すことを業としようとする者又は業務のため覚せい剤原料の使用を必要とする者

三　覚せい剤原料研究者については、覚せい剤原料に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚せい剤原料の製造又は使用を必要とする者

（指定の取消及び業務等の停止）

第三十条の三　覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基く処分に違反したときは、厚生大臣は覚せい剤原料製造業者について、都道府県知事は覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者について、それぞれその指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに、当該処分を受ける覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

3　聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4　厚生大臣又は都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで第一項に規定する処分をすることができる。

（業務の廃止等の届出）

第三十条の四　覚せい剤原料製造業者がその製造所における覚せい剤原料の製造の業務を廃止したとき、覚せい剤原料取扱者がその業務所における覚せい剤原料の譲渡若しくは使用に係る業務を廃止したとき、又は覚せい剤原

料研究者がその研究所における覚せい剤原料の製造若しくは使用を必要とする研究を廃止したときは、それぞれ、当該廃止の日から十五日以内に、覚せい剤原料製造業者にあつては当該製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者にあつては当該業務所又は研究所の所在地の都道府県知事に、指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

2　前項の規定による届出は、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者が、死亡した場合にはその相続人が、解散した場合にはその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人がしなければならない。

（指定及び届出に関する準用規定）

第三十条の五　第四条から第七条まで（指定の申請手続、指定証、指定の有効期間、指定の失効）及び第十条から第十二条まで（指定証の返納及び提出、指定証の再交付、氏名又は住所等の変更届）の規定は、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者に関し準用する。この場合において、これらの規定中

「覚せい剤製造業者」とあるのは「覚せい剤原料製造業者」と、「覚せい剤施用機関」とあり（第十二条第二項の場合を除く。）、「覚せい剤施用機関の開設者」とあるのは「覚せい剤原料取扱者」と、「覚せい剤研究者」とあるのは「覚せい剤原料研究者」と、第四条第二項、第十条第一項及び第二項並びに第十一条中「病院若しくは診療所」とあり、第十二条第二項中「病院又は診療所」とあるのは「業務所」と、第五条第一項中「当該施用機関の開設者」とあるのは「当該取扱者」と、第六条中「その翌年」とあるのは「、その指定の日から四年を経過した日の属する年」と、第七条中「第九条」とあり、第十条第一項中「前条」とあるのは「第三十条の四」と、第十条第二項中「第八条第一項」とあるのは「第三十条の三第一項」と、「医療法第二十九条（開設許可の取消及び閉鎖命令）の規定による閉鎖命令の処分」とあるのは「第三十条の三第一項の規定による業務停止の処分」と、第十条第三項中「業務停止期間、閉鎖期間」とあるのは「業務停止期間」と、第十二条第二項中「覚せい剤施用機関の名称」とあるのは「氏名（法人にあつてはその名称）若しくは住所又は業務所の名称」と読み替えるもの

とする。

（輸入及び輸出の制限及び禁止）

第三十条の六　次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を輸入してはならない。

一　覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者、医薬品製造業者又は覚せい剤原料取扱者が、厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、その業務のため、覚せい剤原料を輸入する場合

二　薬事法第二十八条（医薬品等の輸入販売業）において準用する同法第二十六条第一項（医薬品製造業の登録）の規定により医薬品輸入販売業の登録を受けている者（以下「医薬品輸入販売業者」という。）が、厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、その業務のため、同法に規定する医薬品（以下「医薬品」という。）である覚せい剤原料を輸入する場合

2　次条第一号及び第二号に規定する者並びに薬事法第二十九条第一項（医薬品販売業の登録）の規定により登録を受けている店舗を有する医薬品販売業者（以下「医薬品販売業者」という。）が、厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、その業務のため、覚せい剤原料を輸出する場合を除くほか、何人も、覚せい剤原料を輸出してはならない。

（所持の禁止）

第三十条の七　次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を所持してはならない。

一　覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者がその業務のため覚せい剤原料を所持する場合

二　覚せい剤原料取扱者がその業務のため覚せい剤原料を所持する場合

三　覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者が研究のため覚せい剤原料を所持する場合

四　薬事法第二十条第一項（薬局の登録）の規定により薬局の登録を受けている者（以下「薬局開設者」という。）、医薬品販売業者、病院若しくは診療所の開設者、医療法第五条第一項（往診医師等に関する特例）に規定する医師若しくは歯科医師（以下「往診医師等」という。）又は家畜診療施設の開設者（往診又は出張のみによつて家畜の診療業務を行う獣医師を含む。以下同じ。）がその業務のため医薬品である覚せい剤原料を所

持する場合

五　医療品輸入販売業者が、その業務のため、前条第一項第二号に規定する厚生大臣の許可を受けて輸入した医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

六　薬局において調剤に従事する薬剤師、病院若しくは診療所の管理者、病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は家畜の診療に従事する獣医師（家畜診療施設の開設者である獣医師及び家畜診療施設の開設者に使用されている獣医師に限る。以下同じ。）がその業務のため医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

七　前各号に規定する者の業務上の補助者がその業務のため覚せい剤原料を所持する場合

八　郵便又は物の運送の業務に従事する者がその業務を行う必要上覚せい剤原料を所持する場合

九　病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は家畜の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者が当該覚せい剤原料を所持する場合及び当該交付を受ける者の看護に当る者がその者のため当該覚せい剤原料を所持する場合

十　医師、歯科医師又は獣医師の処方せんの交付を受けた者が当該処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を所持する場合及び当該処方せんの交付を受ける者の看護に当る者が、その者のため、当該処方せんにより薬師剤が調剤した医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

十一　法令に基いてする行為につき覚せい剤原料を所持する場合

（製造の禁止）

第三十条の八　次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を製造してはならない。

一　覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者がその業務のため覚せい剤原料を製造する場合

二　覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者が研究のため覚せい剤原料を製造する場合

（譲渡及び譲受の制限及び禁止）

第三十条の九　次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一　第三十条の七（所持の禁止）第一号から第四号までに規定する者が、その業務又は研究のため、その相互の間において、覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受ける場合

二　医薬品輸入販売業者が、その業務のため、第三十条の六第一項第二号（輸入の許可）に規定する厚生大臣の許可を受けて輸入した医薬品である覚せい剤原料を第三十条の七第一号から第四号までに規定する者に譲り渡す場合

三　病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は家畜の診療に従事する獣医師が施用のため医薬品である覚せい剤原料を交付する場合及び薬局開設者が医師、歯科医師又は獣医師の処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を当該処方せんを所持する者に譲り渡す場合

四　第三十条の六（輸入及び輸出の制限及び禁止）第一項各号に規定する者又は同条第二項に規定する者が、同条に規定する厚生大臣の許可を受けて、その業務のため、覚せい剤原料を輸入し、又は輸出する場合

覚せい剤原料を輸入し、又は輸出する場合

五　法令による職務の執行につき覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受ける場合

（使用の禁止）

第三十条の十　次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を使用してはならない。

一　第三十条の七（所持の禁止）第一号から第三号までに規定する者がその業務又は研究のため使用する場合

二　往診医師等及び第三十条の七第六号に規定する者が医薬品である覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

三　病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は家畜の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者が当該覚せい剤原料を施用する場合及び医師、歯科医師又は獣医師の処方せんの交付を受けた者が当該処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を薬局開設者から譲り受けて施用する場合

四　法令に基いてする行為につき使用する場合

（保管）

第三十条の十一　第三十条の七（所持の禁止）第一号から第五号までに規定する者（病院又は診療所にあつてはその管理者とし、国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員とする。以下次条において同じ。）は、その所有し、又は所持する覚せい剤原料をそれぞれ次に掲げる場所において保管しなければならない。

一　覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者にあつては、その製造所又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事を経て厚生大臣に届け出た場所

二　覚せい剤原料取扱者にあつては、その業務所又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事に届け出た場所

三　覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者にあつては、その研究所

四　薬局開設者にあつては、その薬局

五　医薬品販売業者にあつては、その店舗又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事に届け出た場所

六　病院又は診療所の管理者にあつてはその病院又は診療所、往診医師等にあつてはその住所

七　家畜診療施設の開設者（国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設にあつては、開設者の指定する職員）にあつては、その施設（往診又は出張のみによつて家畜の診療業務を行う獣医師にあつては、その住所）

八　医薬品輸入販売業者にあつては、その営業所又は厚生省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事を経て厚生大臣に届け出た場所

（事故の届出）

第三十条の十二　第三十条の七（所持の禁止）第一号から第五号までに規定する者は、その所有し、又は所持する覚せい剤原料を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となつたときは、すみやかにその覚せい剤原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、同条第一号及び第五号に規定する者にあつては当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、その他の者にあつては当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の失効等の場合の措置義務）

第三十条の十三　第三十条の七（所持の禁止）第一号から第五号までに規定する者（国又は地方公共団体の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者とし、管理者がない場合には開設者の指定する職員とし、国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員とする。）は、次に掲げる場合においては、その事由の生じた日から三十日以内に、その所有し、又は所持する覚せい剤原料について、譲渡、廃棄その他の必要な処分をしなければならない。ただし、譲渡は、第三十条の七第一号から第四号までに規定する者への譲渡に限る。

一　覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者の指定が効力を失つたとき（第二十五条（再指定の場合の特例）（次条第一項において準用する場合を含む。）に規定する指定の申請をした場合にはその申請に対する拒否の処分があつたとき。）。

二　薬局開設者、医薬品製造業者、医薬品輸入販売業者若しくは医薬品販売業者がその業務を廃止したとき、覚せい剤取締法の一部を改正する法律（一七一）

薬事法第二十条第二項（薬局の登録の有効期間）、第二十六条第二項（医薬品製造業の登録の有効期間）（同法第二十八条（医薬品等の輸入販売業）において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第三項（医薬品販売業の登録の有効期間）の規定により登録の有効期間が満了してその更新を受けなかつたとき、又は同法第四十六条第三項（登録の取消等）の規定により当該登録を取り消されたとき。

三　病院若しくは診療所の開設者がその病院若しくは診療所を廃止し、若しくは医療法第二十九条第一項（開設許可の取消及び閉鎖命令）の規定によりその病院若しくは診療所の開設の許可を取り消されたとき、又は往診医師等がその診療を廃止したとき。

四　家畜診療施設の開設者がその施設又は家畜の診療業務を廃止したとき。

2　第二十四条第四項（指定の失効の場合の措置義務）中譲渡及び処分に関する規定は、前項第三号又は第四号の場合において病院若しくは診療所又は家畜診療施設の開設者が国又は地方公共団体である場合を除いて、同項の規定による譲渡、廃棄その他の処分につき、同項の規定

により譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない者に関し準用する。

3　前二項の場合においては、第一項の規定により覚せい剤原料の譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない者及ばこれらの者の相続人、清算人又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人並びにこれらの者の業務上の補助者については、第一項各号に掲げる事由の生じた日から同項又は前項の規定による譲渡、廃棄その他の処分をするまでの間は、第三十条の七の規定は、適用しない。

4　第一項及び第二項の場合には、第三十条の九（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定は、適用しない。

（準用規定）

第三十条の十四　第二十五条（再指定の場合の特例）の規定は、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者に関し準用する。この場合において「覚せい剤製造業者」とあるのは「覚せい剤原料製造業者」と、「覚せい剤施用機関の開設者」とあるのは「覚せい剤原料取扱者」と、「覚せい剤研究者」とあるのは「覚せい剤原料研究者」と、「第六条」とあるのは「第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第六条」と、「覚せい剤施用機関又は」とあるのは「覚せい剤原料取扱者又は」と、「それらの者及び当該覚せい剤施用機関の管理者であつた者については第十四条第一項」とあるのは「それらの者及びその業務上の補助者については第三十条の七」と読み替えるものとする。

2　第二十六条から第二十七条まで（違法の覚せい剤の処分等）の規定は、覚せい剤原料に関し準用する。

第三十一条中「覚せい剤」の下に「又は覚せい剤原料」を加え、「又は覚せい剤研究者」を「若しくは覚せい剤研究者又は第三十条の七（所持の禁止）第一号から第五号までに規定する者（病院又は診療所にあつてはその管理者を、国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員を含む。）」に改める。

第三十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、覚せい剤原料の取締上必要があるときは、当該職員をして第三十条の十一（保管）各号に規定する者の当該各号に規定する場所（往診医師等及び往診又は出張のみによつて家畜の診療業務を行う獣医師の住所を除く。）に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、覚せい剤原料若しくは覚せい剤原料であることの疑のある物を試験のため必要な最小分量に限り収去し、又は第三十条の七（所持の禁止）第一号から第五号までに規定する者その他の関係者について質問をさせることができる。

第三十三条第一項中「及び前条第一項」を「並びに前条第一項及び第二項」に、同条第二項中「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に改める。

第三十四条中「覚せい剤製造業者」の下に「又は覚せい剤原料製造業者」を加え、「第八条第一項（指定の取消）」を「第八条第一項又は第三十条の三第一項（指定の取消及び業務等の停止）」に改める。

第三十八条第一項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四　覚せい剤原料製造業者の指定の申請をする者　二千円

五　覚せい剤原料取扱者の指定の申請をする者　千円

六　覚せい剤原料研究者の指定の申請をする者　三百円

第三十八条第二項中「前項第一号の手数料及び第四号中覚せい剤製造業者」を「前項第一号及び第四号の手数料並びに同項第七号中覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料製造業者」に改める。

第四十一条第一項第一号中「輸入の禁止」を「輸入及び輸出の禁止」に改め、同条第四項を削る。

第四十一条の三本文を次のように改め、同条を第四十一条の五とする。

前四条の罪に係る覚せい剤又は覚せい剤原料で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。

第四十一条の二第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次のように加える。

一　第八条第一項（指定の取消及び業務等の停止）の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

第四十一条の二第一項に次の六号を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項第二号、第三号、第五号及び第七号から第九号まで」に改め、同条を第四十一条の四とする。

四　第三十条の三第一項（指定の取消及び業務等の停止）の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

五　第三十条の六（輸入及び輸出の制限及び禁止）の規定に違反した者

六　第三十条の七（所持の禁止）の規定に違反した者

七　第三十条の八（製造の禁止）の規定に違反した者
八　第三十条の九（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定に違反した者
九　第三十条の十（使用の禁止）の規定に違反した者

第四十一条の二　営利の目的で前条の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第四十一条の三　常習として前二条の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条第一項第十号中「の規定に違反して覚せい剤を処分した者」を「又は第四項（死亡又は解散の場合における譲渡及び処分義務の転移）の規定に違反した者」に改め、同条同項に次の四号を加える。

十四　第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第五条第三項の規定に違反した者
十五　第三十条の十一（保管）の規定に違反した者
十六　第三十条の十二（事故の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
十七　第三十条の十三第一項（指定の失効等の場合の措置義務）の規定又は同条第二項において準用する第二十四条第四項（指定の失効の場合の措置義務）の規定に違反したもの

第四十三条第九号中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同条中同号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八　第三十条の四（業務の廃止等の届出）の規定に違反した者
九　第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第十条第一項又は第二項の規定に違反した者
十　第三十条の五において準用する第十一条第二項の規定に違反した者
十一　第三十条の五において準用する第十二条の規定に違反した者

第四十五条中「第四十一条、第四十一条の二」を「第四十一条から第四十一条の四まで」に改める。

附則の次に別表として次のように加える。

別　表

一　一―フェニル―二―メチルアミノプロパノール―一、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただし、薬事法第二十六条第一項（医薬品製造業の登録）（同法第二十八条（医薬品等の輸入販売業）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の登録を受けている者が、その業務のため、製造し、又は輸入した医薬品であつて、一―フェニル―二―メチルアミノプロパノール―一として五〇％以下を含有する物を除く。

二　一―フェニル―一―クロロ―二―メチルアミノプロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

三　一―フェニル―二―ジメチルアミノプロパノール―一、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただし、薬事法第二十六条第一項の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の登録を受けている者が、その業務のため、製造し、又は輸入した医薬品であつて、一―フェニル―二―ジメチルアミノプロパノール―一として五〇％以下を含有する物を除く。

四　一―フェニル―一―クロロ―二―ジメチルアミノプロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

五　一―フェニル―二―ジメチルアミノプロパノール―一、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただし、フェニル酢酸（さく）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただし、フェニル酢酸（さく）として一〇％以下を含有する物を除く。

六　フェニルアセトアセトニトリル及びこれを含有する物

七　フェニルアセトン及びこれを含有する物

八　覚せい剤の原料となる物であつて政令で定めるもの

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過規定）

2　この法律施行の際、現に、業務又は研究のため覚せい剤原料を使用している者は、現に所持している覚せい剤原料について、この法律施行の日から三十日間は、引き続き当該業務又は研究に関し覚せい剤原料を使用することができる。この場合には、第三十条の七（所持の禁止）及び第三十条の十（使用の禁止）の改正規定は、適用し

覚せい剤取締法の一部を改正する法律（一七一）

ない。

3　この法律施行の際、現に、覚せい剤原料を所有している者は、この法律施行の日から三十日間は、その所有する覚せい剤原料を第三十条の七第一号から第四号までの改正規定に規定する者へ譲り渡すことができる。この場合には、同条及び第三十条の九（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の改正規定は、適用しない。

4　前二項の場合には、当該覚せい剤原料を使用している者又は当該覚せい剤原料を所有している者の業務上の補助者に対しては、当該覚せい剤原料につき、第三十条の七の改正規定は、適用しない。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）

6　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四十八号中「覚せい剤製造業者」の下に「、覚せい剤原料製造業者」を「指定を取り消し、」の下に「覚せい剤製造業者及び覚せい剤原料製造業者について、業務の停止を命じ、」を加え、「を許可すること」を「及び覚せい剤原料の輸入又は輸出を許可すること」に改める。

第十一条第七号中「覚せい剤」の下に「及び覚せい剤原料」を加える。

（地方自治法の一部改正）

7　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号四十中「又は覚せい剤研究者の指定」を「、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定」に改め、「事務等を行い、」の下に「並びに覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の研究又は業務の停止を命じ、」を加え、「又は覚せい剤研究者について」を「、覚せい剤研究者、覚せい剤原料製造業者等について」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

8　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十六条の見出しを「（麻薬取締法等の特例）」に改め、同条中「自衛隊の部隊」の下に「又は補給処」を、「第二十八条第一項」の下に「又は覚せい剤取締法（昭

（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の九及び第三十条の七」を、「麻薬」の下に「又は医薬品である覚せい剤原料」を、「部隊の長」の下に「又は補給処の処長」を加え、「麻薬取締法の適用」を「麻薬取締法又は覚せい剤取締法の適用」に改め、「麻薬管理者」の下に「又は覚せい剤原料取扱者」を加える。

水産業協同組合法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月二十日
法律第百七十二号）

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第百条の二―第百条の十二）」を「（第百条の二―第百条の十四）」に改める。

第十一条第一項第二号中「貯金」を「貯金又は定期積金」に改める。

第八十七条第一項第二号中「貯金」を「貯金又は定期積金」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、以下三項ずつ繰り上げる。

第九十三条第一項第二号及び第九十七条第一項第二号中「貯金」を「貯金又は定期積金」に改める。

第百条第一項中「及び第八十七条第二項から第四項まで」及び『、第八十七条第二項中「前項」とあるのは「第九十七条第一項」と、「同項第三号、第四号、第五号又は第七号」とあるのは「第九十七条第一項第三号、第四号又は第五号」と』を削る。

第百条の二中「その経営の安定及び改善を図るため、災害に因つて受けることのある損害を相互に救済すること」を「共済事業を行うこと」に改める。

第百条の四第一項を次のように改める。

共済会は、会員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業を行うものとする。

第百条の四第二項を次のように改める。

2　共済会は、定款の定めるところにより、会員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度において会員以外の者が利用し得る事業の分量の総額

水産業協同組合法の一部を改正する法律（一七二）

は、当該事業年度において会員が利用する事業の分量の総額をこえてはならない。

第百条の七第一項第五号を次のように改める。

五　共済事業の種類

第百条の十第一項中「第百条の十二」を「第百条の十四」に改める。

第百条の十一第二項中「共済掛金」の下に「及び共済契約者のために積み立てた金額」を加える。

第百条の十二第一項を次のように改める。

共済会の事業に係る共済契約で保険に該当するものについては、商法第三編第十章の規定を準用する。

第百条の十二第二項中「第百条の十二」を「第百条の十四」に、同条第三項中「第百条の七」を「第百条の七から第百条の十まで」に、「第四十八条第三項中」を『第四十二条第一項中「規約及び」とあるのは「規約、共済規程及び」と、第四十四条第二項中「若しくは規約」とあるのは「、規約若しくは共済規程」と、第四十八条第一項第二号中「規約」とあるのは「規約及び共済規程」と、同条第三項中』に、「第百条の十」を「第百条の十二」に、同条第四項中「第百条の九及び第百条の十」を「第百条の十一及び第百条の十二」に、同条第五項中「第百条の十」を「第百条の十二」に改める。

第百条の九を第百条の十一とし、以下第百条の十二まで二条ずつ繰り下げ、第百条の八の次に次の二条を加える。

（財務についての省令への委任）

第百条の九　前条に規定するものの外、共済会が、その財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、省令で定める。

（共済規程）

第百条の十　共済会は、共済事業の種類別に、事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を共済規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2　共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前二項の認可の申請には、事業計画その他省令で定める書類を提出しなければならない。

第百十八条第二項中「第百条の十二」を「第百条の十四」に改める。

第百二十二条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条第一項中「若しくは規約」を「、規約若しくは共済規程」に改める。

第百二十七条第一項中「第百条の十二」を「第百条の十四」に改める。

第百三十条第二号中「第八十七条第六項」を「第八十七条第三項」に、「又は第九十七条第二項但書」を「、第九十七条第二項但書又は第百条の四第二項但書」に、同条第五号から第九号まで、第十一号及び第十三号から第十六号まで中「第百条の十二」を「第百条の十四」に改め、同条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　第百条の十第一項の規定に違反したとき。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

建築士法の一部を改正すを法律

（昭和三十年八月二十二日）
（法律第百七十三号）

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第八条第二号中「建築物の建築に関し罪を犯し」を「この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（登録）

第二十三条　他人の求に応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令若しくは条例に基く手続の代理（以下「設計等」という。）を行うことを業としようとする一級建築士又は二級建築士は、一級建築士事務所又は二級建築士事務所を定

めて、その建築士事務所について、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。一級建築士又は二級建築士を使用して、他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行うことを業としようとする者についても、同様とする。

2　前項の登録は、三年間有効とする。

3　第一項の登録の有効期間の満了後、引き続き、他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行うことを業としようとする者は、その建築士事務所について更新の登録を受けなければならない。

第十三条の次に次の八条を加える。

（登録の申請）

第二十三条の二　前条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、左に掲げる事項を記載した登録申請書をその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　建築士事務所の名称及び所在地

二　一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別

三　登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四　建築士事務所を管理する建築士の氏名及びその者の一級建築士又は二級建築士の別

五　前各号に掲げるものの外、建設省令で定める事項

2　登録申請者は、政令の定めるところにより、登録手数料を都道府県に納入しなければならない。

（登録の実施）

第二十三条の三　都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除く外、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を一級建築士事務所登録簿又は二級建築士事務所登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二十三条の四　都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

一　破産者で復権を得ない者

二　第二十六条第一項又は第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者（法人である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む。）

三　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの

四　法人でその役員のうちに第一号又は第二号に該当する者のあるもの

五　建築士事務所について第二十四条の要件を欠く者

2　都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当する場合は、その登録を拒否することができる。

一　第七条第三号又は第八条各号の一に該当する者

二　第二十六条第二項の規定により建築士事務所について閉鎖の命令を受け、その期間が満了しない者（法人である場合においては、命令のあつた日において役員であつた者を含む。）

三　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの

四　法人でその役員のうちに第一号又は第二号に該当する者のあるもの

3　都道府県知事は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第二十三条の五　第二十三条の三第一項の規定により建築士事務所について登録を受けた者（以下「建築士事務所の開設者」という。）は、第二十三条の二第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2　第二十三条の三第一項及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

（廃業等の届出）

第二十三条の六　建築士事務所の開設者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

一　建築士事務所の開設者がその登録を受けた建築士事務所に係る業務を廃止したときは、建築士事務所の開設者であつた者

二　建築士事務所の開設者が死亡したときは、その相続人

三　建築士事務所の開設者が破産したときは、その破産管財人

四　法人が合併により解散したときは、その役員であつた者

五　法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人

（登録の抹消）

第二十三条の七　都道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該建築士事務所に係る登録を抹消しなければならない。

一　前条の規定による届出があつたとき。

二　登録の有効期間の満了の際更新の登録の申請がなかつたとき。

三　第二十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

2　第二十三条の三第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

（登録簿の閲覧）

第二十三条の八　都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（無登録業務の禁止）

第二十三条の九　建築士は、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けないで、業として他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行つてはならない。

2　何人も、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けないで、建築士を使用して、業として他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行つてはならない。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（図書の保存）

第二十四条の二　建築士事務所の開設者は、建設省令で定める業務に関する図書を保存しなければならない。

（標識の掲示）

第二十四条の三　建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見易い場所に建設省令で定める標識を掲げなければならない。

第二十六条を次のように改める。

（登録の取消又は建築士事務所の閉鎖）

第二十六条　都道府県知事は、建築士事務所の開設者が左の各号の一に該当する場合においては、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。

一　虚偽又は不正の事実に基いて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けたとき。

二　第二十三条の四第一項各号の一に該当するに至つたとき。

三　第二十三条の六の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

2　都道府県知事は、左の各号の一に該当する事実がある場合においては、一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一　建築士事務所の開設者が第二十三条の四第二項第一号、第三号（同号に規定する法定代理人が同項第二号に該当する場合を除く。）又は第四号（同号に規定する法人の役員が同項第二号に該当する場合を除く。）に該当するに至つたとき。

二　建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　建築士事務所の開設者が第二十四条の二又は第二十四条の三の規定に違反したとき。

四　建築士事務所を管理する建築士が第十条第一項の規定により戒告以外の懲戒の処分を受けたとき。

五　建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業として行つた行為により、第十条第一項の規定により戒告以外の懲戒の処分を受けたとき。

六　建築士事務所を管理する二級建築士が、第三条の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

七　建築士事務所に属する二級建築士が、その属する建築士事務所の業として、第三条の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

建築士法の一部を改正する法律（一七三）

八　建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業として、第三条又は第三条の二の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

九　建築士事務所の開設者又は建築士事務所を管理する建築士がこの法律の規定に基く都道府県知事の処分に違反したとき。

十　前各号に掲げるものの外、建築士事務所の開設者がその業務に関し著しく不正な行為をしたとき。

3　第十条第二項から第四項までの規定は、都道府県知事が第一項又は前項の規定による処分をする場合に準用する。この場合において、同条第二項中「当該一級建築士又は二級建築士」とあるのは「当該建築士事務所の開設者」と読み替えるものとする。

第二十六条の二を次のように改める。

（報告及び検査）

第二十六条の二　都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは建築士事務所を管理する建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。

2　当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十七条を次のように改める。

（省令への委任）

第二十七条　この章に規定するものの外、建築士事務所の登録に関して必要な事項は、建設省令で定める。

第三十五条第四号の次に次の二号を加える。

四の二　虚偽又は不正の事実に基いて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けた者

四の三　第二十三条の九第一項又は第二項の規定に違反した者

第三十五条第六号を次のように改める。

六　第二十六条第二項の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反した者

第三十六条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　第二十三条の五第一項の規定による変更の届をせず、又は虚偽の出出をした者

三　第二十六条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十八条　第二十三条の六、第二十四条の二又は第二十四条の三の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2　この法律施行の際現に改正前の建築士法第二十三条第一項の規定による届出をして一級建築士事務所又は二級建築士事務所を開設している者は、改正後の同法の規定の適用については、この法律施行の日から六十日間を限り、改正後の同法第二十三条の三第一項の規定によりその建築士事務所について登録を受けた者とみなす。その者が、当該期間内に改正後の同法第二十三条の二第一項の規定によりその建築士事務所について登録の申請をした場合において当該期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月二十五日法律第百七十四号）

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

（輸出適格生糸の特別買入）

第九条の二　政府は、第二条の規定により売り渡す生糸として輸出適格生糸（輸出に適する種類、繊度及び品位の

繭糸価格安定法の一部を改正する法律（一七四）

生糸で省令で定めるものをいう。以下同じ。）を保有する必要があるときは、農林大臣の指定する者を相手方として、その者が、農林大臣の定める条件に従い買い入れて保管する輸出適格生糸のうち、その買入後政令で定める期間を経過してなお保管しているものを買い入れる旨の契約を締結することができる。

2　前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入の価格は、政令で定めるところにより、海外における生糸及び主要繊維の市価並びに物価その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3　政府は、第一項の契約に基く買入の結果保有する輸出適格生糸の数量（第二条の規定による買入又は第十二条の二第一項の規定による加工若しくは交換の結果保有している輸出適格生糸がある場合には、その数量を含む。）の合計が生糸の輸出を確保するために必要と認められる一定数量をこえることとならず、かつ、その輸出適格生糸の数量の合計に他の政府保有生糸の数量を加えた総数量が農林大臣の定める生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえることとならないように、同項の契約を締結するものとする。

4　前項の一定数量は、政令で定める。

5　第六条の規定は、第二項の場合に準用する。

（必要数量をこえる数量の生糸の売渡）

第九条の三　政府は、第二条の規定による買入又は第十二条の二第一項の規定による加工若しくは交換によつて保有する生糸の数量が、前条第三項の農林大臣の定める生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえるときは、そのこえる部分に相当する数量の生糸を売り渡すことができる。

2　前項の規定による売渡は、生糸の価格が、政令で定めるところにより、繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額以上である場合に限り、することができる。

3　第一項の規定による売渡は、生糸の時価の悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならない。

（繭価維持のための補充措置）

第十一条　政府は、第二条の規定による生糸の買入によつては、繭の価格が、政令で定めるところにより、その生産費の額を基準とし、生糸の最低価格及び物価その他の

経済事情を参酌して農林大臣の定める額を下ることを防止することが困難であると認める場合において、農林大臣の指定することが困難であると認める場合において、農業協同組合連合会が、省令で定める手続に従い農林大臣の承認を受け、保管及び売渡につき農林大臣の定める条件を遵守し、繭（くず繭その他省令で定める繭を除く。以下この条において同じ。）の保管をしたときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その保管に要する経費につき、補助金を交付することができる。

2　政府は、前項に規定する農業協同組合連合会が同項の規定により保管する繭を同項の農林大臣の定める条件を遵守して売り渡すとしても、政令で定める期日までにはその全部を売り渡すことが困難であると認めるときは、その農業協同組合連合会を相手方として、その者が引き続きその条件を遵守する場合には、その繭のうち政令で定める期日を経過してなお保管しているものを買い入れる旨の契約を締結することができる。

3　前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入の価格は、政令で定めるところにより、第一項の規定により農林大臣の定める額に乾繭とするために要する費用等を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

第十二条の次に次の二条を加える。

（政府保有繭の売渡等）

第十二条の二　政府は、その保有する繭を売り渡し、若しくは加工し、又は生糸と交換することができる。

2　前項の規定による売渡及び交換は、繭の時価に悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならない。

3　政府は、第一項の規定による交換をする場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足し又は補足させなければならない。

（買入又は補助の契約の限度額）

第十二条の三　政府が、第二条若しくは第九条の二の規定による生糸の買入の契約又は第十一条第一項の規定による補助若しくは同条第二項の規定による繭の買入の契約を締結する場合における当該契約に係る買入又は補助の金額の限度は、当該契約を締結する時における糸価安定特別会計の当該年度の収納済歳入額（証券の発行及び借入金によるものを除く。）及び糸価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百十一号）第十一条に規定する額の合

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律（一七五）

計額から左の各号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

一　当該契約をする時における糸価安定特別会計の当該年度の支出済歳出額

二　第二条の規定による生糸の買入契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

三　第九条の二の規定による生糸の買入契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

四　第十一条第一項の規定による補助契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

五　第十一条第二項の規定による繭の買入契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

六　糸価安定特別会計における政令で定める経費の額

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十二号の二中「生糸」の下に「若しくは繭」を加え、「又は加工すること。」を「若しくは加工し、又は繭を生糸と交換すること。」に改める。

第十二条第四号の二中「生糸」の下に「及び繭」を加える。

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月二十五日）
（法律第百七十五号）

糸価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工」の下に「、繭の買入、売渡、交換及び加工並びに繭の価格の維持のための助成」を加える。

第四条第一項中「生糸の売渡代金、」を「生糸及び繭の売渡代金、繭の交換に伴う収入、証券（第十条の規定により発行する証券に限る。）の発行収入金、借入金、」に、「加工に関する経費、」を「加工並びに繭の買入及び加工に関する経費、繭の交換に伴う支出、繭糸価格安定法第十一条第一項の規定による助成に要する経費、証券（第十条の規定により発行する証券に限る。）及び借入金の償還金、証券、一時借入金及び借入金の利子、」に改める。

第五条第二項第一号中「及び生糸在高明細表」を「、生糸在高明細表及び繭在高明細表」に、同項第二号中「及び予定生糸在高明細表」を「、予定生糸在高明細表及び予定繭在高明細表」に改める。

第六条を次のように改める。

（歳入歳出予算の区分）

第六条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第十四条を第二十条とし、第十二条及び第十三条を六条ずつ繰り下げ、第十条第二項及び第十一条第二項中「及び生糸在高明細表」を「、生糸在高明細表及び繭在高明細表」に改め、第十一条を第十七条とし、第八条から第十条までを六条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の六条を加える。

（証券及び一時借入金）

第八条　この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、証券を発行し、又は一時借入金をすることができる。

2　前項に規定する証券及び一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

（借換）

第九条　前条第一項の規定による証券又は一時借入金をその償還期限内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、借換のため、この会計の負担において、証券を発行し、又は一時借入金をすることができる。その借換についても、また同様とする。

2　前項に規定する証券又は一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

（証券及び借入金）

第十条　第八条第一項又は前条第一項の規定による証券又は一時借入金（国庫余裕金の繰替使用に関する法律（昭和二十四年法律第六十三号）第一条第一項の規定による繰替金があるときは、当該繰替金を含む。）を当該年度内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において、証券を発行し、又は借入金をすることができる。

2　前条第一項の規定は、第一項の規定による証券又は借入金の借換について準用する。

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（一七六）

3　前二項の規定による証券及び借入金は、一年内に償還しなければならない。

（証券等の限度額）

第十一条　この会計において負担することができる証券、一時借入金及び借入金の限度額は、通じて三十億円とする。

（証券等の発行及び償還等の事務）

第十二条　第八条から第十条までに規定する証券、一時借入金及び借入金の発行、借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第十三条　この会計の負担に属する証券（第十条の規定により発行する証券に限る。）及び借入金の償還金、証券、一時借入金及び借入金の利子並びに証券の発行及び償還に関する経費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の糸価安定特別会計法第五条第二項第一号の規定中繭在高明細表に係る部分は昭和三十三年度の予算から、同項第二号の規定中前年度の予算から、同号、第十六条第二項及び第十七条第二項の規定中当該年度の予算から、それぞれ繭在高明細表に係る部分は昭和三十一年度の予算から、それぞれ適用する。

3　国庫余裕金の繰替使用に関する法律（昭和二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「薪炭需給調節特別会計法（昭和二十二年法律第百四十七号）第四条第二項の証券」を「糸価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百十一号）第八条第一項又は第九条第一項の証券」に改める。

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

（昭和三十年八月二十六日法律第百七十六号）

（起債の特例）

第一条　昭和三十年の六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの水害のための減免及び徴収猶予であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二　水害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、救農土木対策その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2　前項の水害を受けた地方公共団体は、政令で指定する。

（地方債の引受）

第二条　前条第一項の規定による地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引受けるものとする。

2　前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。

（起債許可についての協議）

第三条　自治庁長官は、第一条第一項の規定による地方債について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣及び郵政大臣と協議しなければならない。

（政令委任）

第四条　この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月二十六日法律第百七十七号）

市町村共済職員組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律（一七七）

附則第二十一項中「第三十六項」を「附則第三十三項及び第三十七項」に改める。

附則第三十二項中「同法第十九条の規定の定めるところによる。」を「同法の規定による被保険者期間の計算の例による。」に、「及び附則第三十四項」を「から附則第三十五項まで」に改め、「政令で定めるところにより、」を削る。

附則第三十三項中「前項に規定する者の組合成立の日前における」を「前二項に規定する者の昭和二十九年十二月三十一日以前における」に、「組合成立の日以後」を「昭和三十年一月一日以後」に改める。

附則第三十四項中「附則第三十二項」の下に「及び第三十三項」を加え、「組合」を「組合又は附則第二十一項の規定によりこの法律の規定の全部の適用を受けない市町村」に改める。

附則第三十五項中「附則第三十項から前項まで」を「附則第三十項から第三十二項まで及び前二項」に改める。

附則第三十三項を附則第三十四項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第三十二項の次に次の一項を加える。

33　附則第二十一項の規定によりこの法律の規定の全部の適用を受けない市町村は、当該市町村の職員で市町村職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百七十七号）による改正前の附則第四十一項の規定施行の際現に厚生年金保険の被保険者であつて同法による改正前の同項の規定の施行によりその資格を喪失したものの厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その者の長期給付に相当する給付の計算の基礎となる期間に合算するよう措置しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日から適用する。ただし、改正後の市町村職員共済組合法附則第三十七項に規定する適用除外市町村の職員で、昭和三十年一月一日以後この法律の施行前に退職（免職及び失職を含む。）し、死亡し、又は厚生年金保険の脱退手当金を受けた者については、改正後の同法附則第三十三項から第三十五項までの規定は、適用しない。

2　改正後の市町村職員共済組合法附則第三十三項から第三十五項までの規定の適用を受ける者で昭和三十年一月一日以後この法律の施行前に厚生年金保の険障害年金又はの障害手当金の受給権者となつたものに対する当該障害年金又は障害手当金については、なお従前の例による

3　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「附則第三十四項」を「附則第三十五項」に改める。

地方公営企業法の一部を改正する法律

（昭和三十年八月二十六日）
（法律第百七十八号）

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第四十条・第四十一条）」を「（第四十条―第四十一条）」に改める。

第八条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一　地方公営企業の基本計画案を作成すること。

第九条中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分で政令で定めるものを受けること。

第九条中第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　地方公営企業の基本計画案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

第二十条第一項を次のように改める。

地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

第二十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従つて、整理しなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

3　管理者は、政令で定めるところにより、地方公営企業の料金徴収の事務を、当該地方公営企業と同種の事業を経営する会社その他政令で定める者に委任することができる。

第二十三条中「利益剰余金」を「利益」に改める。

第二十六条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、当該地方公共団体の長の承認を得て、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3　前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

第三十二条を次のように改める。

（剰余金）

第三十二条　地方公共企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の二十分の一を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならない。

2　毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て定めなければならない。

3　第一項の減債積立金は、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができない。

4　第一項の利益積立金は、欠損金をうめる場合のほか、使用することができない。

5　毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

6　前項の資本剰余金は、政令で定める場合を除くほか、処分することができない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（欠損の処理）

第三十二条の二　地方公営企業は、毎事業年度欠損を生じた場合において前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお不足があるときは、政令で定めるところにより、これを繰り越すものとする。

第四十条に次の一項を加える。

2　前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自況法第二百四十四条第一項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。

第四十条の次に次の一条を加える。

（助言等）

第四十条の二　内閣総理大臣は、地方公営企業が第三条に規定する基本原則に合致して経営されるように、地方公営企業を経営する地方公共団体に対し、助言し、又は勧告することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の助言又は勧告を行うため必要がある場合においては、地方公営企業を経営する地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該地方公営企業の経営に関する事項について報告を求めることができる。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（一七九）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

（昭和三十年八月二十七日）
（法律第百七十九号）

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　補助金等の交付の申請及び決定（第五条―第十条）
第三章　補助事業等の遂行等（第十一条―第十六条）
第四章　補助金等の返還等（第十七条―第二十一条）

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の第三十二条の規定は、昭和三十年度の決算から適用する。この場合においては、昭和二十九年度以前において改正前の第三十二条第一項の規定により積み立てた利益準備金は、政令で定めるところにより、改正後の第三十二条第一項に規定する減債積立金又は利益積立金として積み立てられたものとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（一七九）
第五章　雑則（第二十二条―第二十八条）
第六章　罰則（第二十九条―第三十三条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一　補助金

二　負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

三　利子補給金

四　その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2　この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3　この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4　この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一　国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二　利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5　この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6　この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7　この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に

規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第三条　各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2　補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第四条　補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章　補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第五条　補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第六条　各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2　各省各庁の長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（一七九）

3　前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第七条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一　補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二　補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三　補助事業等の内容変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四　補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

五　補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2　各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3　前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4　補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

（決定の通知）

第八条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第九条　補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2　前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

第十条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2　各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3　各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4　第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章　補助事業等の遂行等

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第十一条　補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならな

い。

2　間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融資の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第十二条　補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第十三条　各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2　各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第十四条　補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第十五条　各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第十六条　各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2　第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章　補助金等の返還等

（決定の取消）

第十七条　各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2　各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3　前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4　第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十八条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2　各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3　各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（一七九）

の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）

第二十条　各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（徴収）

第二十一条　各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税徴収の例により、徴収することができる。

2　前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取権特の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

第五章　雑則

（財産の処分の制限）

第二十二条　補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

（立入検査等）

第二十三条　各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（不当干渉等の防止）

第二十四条　補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（一七九）

の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対し干渉してはならない。

（不服の申立）

第二十五条　補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服の申立をすることができる。

2　各省各庁の長は、前項の規定による不服の申立があつたときは、申立をした者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を申立をした者に対して通知しなければならない。

3　前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

（事務の委任）

第二十六条　各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（一七九）

関又は都道府県の機関に委任することができる。

（適用除外）

第二十七条　他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

（政令への委任）

第二十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第二十九条　偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条　第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二　法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三　第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑に科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条　前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2　国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2　この法律の施行前に補助金等の交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

3　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十九条―第四十二条の二十三）」を「（第二十九条―第四十三条の二十四）」に改め、第四十三条の二十三の次に次の一条を加える。

（補助金等）

第四十三条の二十四　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（一七九）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（一七九）

4　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。

（補助金等）

第五十条の二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、日本専売公社の補助金等及び間接補助金等に関し準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「日本専売公社」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本専売公社の総裁」と、第二条、第七条及び第十九条中「国」とあるのは「日本専売公社」と読み替えるものとする。

4　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。

（補助金等）

第五十条の二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、日本国有鉄道の補助金等及び間接補助金等に関し準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「日本国有鉄道」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本国有鉄道の総裁」と、第二条、第七条及び第十九条中「国」とあるのは「日本国有鉄道」と読み替えるものとする。

5　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の次に次の一条を加える。

（補助金等）

第七十三条の二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、日本電信電話公社の補助金等及び間接補助金等に関し準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「日本電信電話公社」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本電信電話公社の総裁」と、第二条、第七条及び第十九条中「国」とあるのは「日本電信電話公社」と読み替えるものとする。

養ほう振興法

（昭和三十年八月二十七日）
（法律第百八十号）

（目的）

第一条　この法律は、みつばちの群（以下「ほう群」という。）の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「転飼」とは、はちみつ若しくはみつろうの採取又は越冬のためみつばちを移動して飼育することをいう。

（養ほう業者の届出）

第三条　業としてみつばちの飼育を行う者（以下「養ほう業者」という。）は、省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所
二　ほう群数
三　飼育の場所及びその期間
四　その他省令で定める事項

2　前項の届出事項に関し変更があつたときは、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。

（転飼養ほうの規制）

第四条　養ほう業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の許可には、転飼の場所、ほう群数その他の事項について条件を附することができる。

3　都道府県は、その区域内における転飼につき、条例で規制をすることができる。

（みつ源植物の保護増殖）

第五条　みつ源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにおいて、みつ源植物の増大を旨としてこれを行わなければならない。

（表示）

第六条　はちみつを精製（脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ。）して販売することを業とする者は、はちみつを販売するときは、省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

2　はちみつの販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のあるはちみつでなければこれを販売してはならない。

（農林大臣の報告聴取及び勧告）

第七条　農林大臣は、養ほうの振興のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、みつ源の状態、ほう群数その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

2　農林大臣は、ほう群配置の適正を期するため必要があると認めるときは、転飼養ほうの規制に関し、都道府県知事に勧告をすることができる。

（助成）

第八条　政府は、養ほう業者に対し、予算の範囲内において、養ほう業の振興のため必要な補助金を交付することができる。

（罰則）

第九条　第四条第一項又は第六条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十条　第三条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三箇月

をこえない期間内において、政令で定める。

2　この法律の施行前に精製されたはちみつについては、この法律施行後六箇月を限り、第六条の規定は、これを適用しない。

3　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

二十七　ひな白痢	鶏、あひる	を
二十七　ひな白痢	鶏、あひる	に
二十八　腐蛆病	みつばち	

改め、第二項中「家畜伝染病」の下に「（腐蛆病を除く。）」を加える。

4　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号中「及び家きん」を「、家きん及びみつばち」に改める。

第十一条第三号及び第九号中「及び家きん」を「、家きん及びみつばち」に改める。

第二十二条第一項第一号、第二号及び第四号中「家畜」を「家畜、家きん及びみつばち」に、同項第三号中「家畜」を「家畜及び家きん」に改める。

第二十二回国会法律審議経過

○成立

法律名	提出		衆議院				参議院				公布	
行政組織関係		受付月日	三・二四	五・一九	五・一六	五・二三	三・二〇	六・一六	六・二三	六・一四	四・一	一〇
海上保安庁法の一部を改正する法律	閣	委員会付託	三・二四 内閣	五・一九 内閣	五・一六 外務	四・二八 文教	内閣	外務	内閣	文教	月日	番号
行政機関職員定員法の一部を改正する法律	閣	委員会結果	三・二九 可決	六・二三 可決	六・一五 可決	六・三 可決	六・二一 可決	六・一六 可決	六・二三 可決	六・三 可決	七・一	四四
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	閣	本会議結果	三・三〇 可決	六・二三 可決	六・一六 可決	六・四 可決	六・一四 可決	六・二八 可決	六・三〇 可決	六・三 可決	七・四	五〇
国立学校設置法の一部を改正する法律	閣											
労働省設置法等の一部を改正する法律	閣											

総理府設置法の一部を改正する法律	閣	五・一三	内閣 五・一三	可決 六・一一	可決 六・一四	六・一四	内閣 六・一四	可決 六・二八	可決 六・二九	七・一一	五七
外務省設置法の一部を改正する法律	閣	五・一三	内閣 五・二六	可決 六・一一	可決 六・一四	六・一四	内閣 六・一四	可決 六・二九	可決 六・三〇	七・一一	五八
文部省設置法の一部を改正する法律	閣	五・三〇	内閣 五・三〇	可決 六・一一	可決 六・一四	六・一四	内閣 六・一四	可決 七・五	可決 七・六	七・一一	五九
厚生省設置法の一部を改正する法律	閣	四・二五	内閣 四・二五	可決 六・一一	可決 六・一四	六・一四	内閣 六・一四	可決 七・五	可決 七・六	七・一一	六〇
農林省設置法の一部を改正する法律	閣	六・二	内閣 六・二	可決 六・一一	可決 六・一四	六・一四	内閣 六・一四	可決 七・五	可決 七・六	七・一二	六四
運輸省設置法の一部を改正する法律	閣	五・三〇	内閣 五・三〇	可決 六・一一	可決 六・一四	六・一四	内閣 六・一四	可決 六・二八	可決 六・二九	七・一九	七二
郵政省設置法の一部を改正する法律	閣	六・一〇	内閣 六・一〇	可決 六・二八	可決 六・二九	六・二九	内閣 六・二九	可決 七・五	可決 七・六	七・一九	七三
経済審議庁設置法の一部を改正する法律	閣	五・一四	内閣 五・一四	可決 六・二五	可決 六・二五	六・二五	内閣 六・二五	可決 七・一二	可決 七・一三	七・二〇	七四
大蔵省設置法の一部を改正する法律	閣	六・三	内閣 六・三	可決 六・一一	可決 六・一四	六・一四	内閣 六・一四	可決 七・一二	可決 七・一三	七・二〇	七五
建設省設置法の一部を改正する法律	閣	六・一二	内閣 六・一二	可決 六・二五	可決 六・二五	五・一九	内閣 五・一九	可決 六・三	可決 六・三	七・二三	八三
法務省設置法の一部を改正する法律	閣	五・二六	内閣 五・二六	可決 六・一一	可決 六・一四	六・一四	内閣 六・一四	可決 七・一四	可決 七・一六	八・一	一〇八
通商産業省設置法の一部を改正する法律	閣	七・五	内閣 七・五	可決 七・一四	可決 七・一四	七・一四	内閣 七・一四	可決 七・二三	可決 七・二五	八・一	一〇九

第二十二回国会法律審議経過

会計検査院法の一部を改正する法律	閣	五・一三	内閣 五・一七	可決 六・一三	可決 六・一三	六・一三	内閣 六・一三	修正 七・八	修正 七・一一	八・一	一二〇
（右に対する回付案）					同意 七・一二						
国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律	閣	五・二五	大蔵 五・二五	可決 七・一二	可決 七・一三	七・一三	内閣 七・一三	可決 七・二九	可決 七・三〇	八・五	一三三
恩給法の一部を改正する法律	衆	六・二三	内閣 六・二五	可決 七・七	可決 七・八	七・八	内閣 七・八	可決 七・二六	可決 七・二七	八・八	一四三
運輸省設置法の一部を改正する法律	衆	七・一四	運輸 七・一五	可決 七・一八	可決 七・一九	七・一九	内閣 七・一九	可決 七・二九	可決 七・三〇	八・一〇	一五三

地方自治関係

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	閣	三・二四	商工 三・二四	可決 三・二六	可決 三・二八	三・二八	商工 三・二八	可決 三・三〇	可決 三・三〇	三・三〇	五
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	参	三・三一	地方 三・三一	可決 三・三一	可決 三・三一	三・三〇	省	略	可決 三・三一	四・一	九
町村合併促進法の一部を改正する法律	参	三・三一	地方 三・三一	可決 三・三一	可決 三・三一	三・三〇	省	略	可決 三・三一	四・一	一一
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	衆	五・二〇	省	略	可決 五・二一	五・二一	大蔵 五・二一	可決 五・二一	可決 五・二一	五・三一	一三
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	閣	五・一一	商工 五・一一	修正 五・二四	修正 五・二六	五・二六	商工 五・二六	可決 五・二八	可決 五・三〇	五・三一	一六
競馬法の一部を改正する法律	参	六・三	農林 六・三	可決 六・八	可決 六・九	六・二	省	略	可決 六・三	六・一四	二一

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	閣	五・一九	五・一九 特委	六・二五 可決	六・二五 可決	六・二五	六・二五 大蔵	六・二八 可決	六・二九 可決	六・三〇	三〇
入場譲与税法の一部を改正する法律	閣	五・一六	五・一六 地方	六・一四 可決	六・一四 可決	六・一四	六・一四 地方	六・三〇 可決	六・三〇 可決	六・三〇	四〇
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	閣	五・二六	五・二六 特委	六・二五 可決	六・二五 可決	六・二五	六・二五 大蔵	六・二八 可決	六・二九 可決	七・二	四六
地方税法の一部を改正する法律	閣	五・二五	五・二五 地方	七・二五 修正	七・二五 修正	七・二五	七・二五 地方	七・二九 修正	七・二九 修正	八・一	一一二
（右に対する回付案）		七・二九			七・三〇 同意						
地方道路護与税法	閣	五・一二	五・一二 地方	七・二五 可決	七・二五 可決	七・二五	七・二五 地方	七・三〇 可決	七・三〇 可決	八・一	一一三
地方交付税法の一部を改正する法律	閣	五・二四	五・二四 地方	七・二五 可決	七・二五 可決	七・二五	七・二五 地方	七・三〇 可決	七・三〇 可決	八・四	一二三
昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律	衆	七・二九	七・二九 地方	七・二九 可決	七・二九 可決	七・二九	七・二九 地方	七・三〇 可決	七・三〇 可決	八・二六	一七六
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律	衆	七・七	七・九 地方	七・二五 可決	七・二五 可決	七・二五	七・二五 地方	七・二八 可決	七・二九 可決	八・二六	一七七
地方公営企業法の一部を改正する法律	閣	七・六	七・六 地方	七・二八 可決	七・二八 可決	六・三	六・三 地方	七・五 可決	七・六 可決	八・二六	一七八
司法関係											
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	閣	六・二二	六・二三 法務	六・二三 可決	六・二三 可決	五・二七	五・二七 法務	六・二一 可決	六・二三 可決	六・二八	二五

商法の一部を改正する法律	閣	五・九	五・九 法務	六・一七 可決	六・一七 可決	六・一七	六・一七 法務	六・二五 可決	六・二七 可決	六・三〇	二八
裁判所職員定員法の一部を改正する法律	閣	五・一九	五・一九 法務	六・二〇 可決	六・二一 可決	六・二一	六・二一 法務	七・四 可決	七・六 可決	七・九	五六
少年院法の一部を改正する法律	閣	五・一六	五・一六 法務	六・二一 修正	六・二一 修正	六・二一	六・二一 法務	七・二一 修正	七・二三 修正	八・五	一三五
（右に対する回付案）		七・二三			七・二五 不同意 再議決						
弁護士法の一部を改正する法律	衆	七・二八	省	略	七・二八 可決	七・二八	七・二八 法務	七・三〇 可決	七・三〇 可決	八・一〇	一五五
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律	衆	七・二八	省	略	七・二八 可決	七・二八	七・二八 法務	七・三〇 可決	七・三〇 可決	八・一七	一七〇
警察・消防関係											
銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律	閣	六・二二	六・二二 地方	六・二八 可決	六・二八 可決	五・二五	五・二五 地方	六・二二 修正	六・二三 修正	七・四	五一
風俗営業取締法の一部を改正する法律	衆	六・二〇	六・二一 地方	六・二八 可決	六・二八 可決	六・二八	六・二八 地方	七・一三 可決	七・一五 可決	七・二〇	七六
國土建設関係											
日本住宅公団法	閣	五・二〇	五・二〇 建設	六・一五 可決	六・一六 可決	六・一六	六・一六 建設	七・五 可決	七・六 可決	七・八	五三
水防法の一部を改正する法律	閣	六・六	六・六 建設	六・一四 可決	六・一四 可決	六・一四	六・一四 建設	六・二一 可決	六・二三 可決	七・一一	六一

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律
北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律
建築士法の一部を改正する法律

財務関係

国債整理基金への繰人及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律
国営競馬特別会計法を廃止する法律
期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律
昭和二十八年度、昭二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰人の特例に関する法律の一部を改正する法律
昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律

	閣	閣	閣	閣	閣	衆	参	閣	閣	閣	閣	閣
	五・一九	七・一八	七・五	七・二七	七・二七	七・二	七・一〇	三・二五	三・二四	三・二四	五・一三	五・一三
	建設	建設	建設	地方	建設			大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
	五・一九	七・一八	七・五	七・二七	七・二〇			三・二五	三・二四	三・二四	五・一三	五・一三
	可決	可決	可決	可決	可決			可決	可決	可決	可決	可決
	六・二九	七・一九	七・一九	七・一六	七・一三			三・二〇	三・二〇	三・二〇	五・一八	五・一八
	可決	可決	可決	可決	可決			可決	可決	可決	可決	可決
	六・二九	七・一九	七・一九	七・一六	七・一三			三・二〇	三・二〇	三・二〇	五・一八	五・一八
	可決	可決	可決	可決	可決			可決	可決	可決	可決	可決
	六・二九	七・二	七・一九	七・一八	七・一三			三・二〇	三・二〇	三・二〇	五・一八	五・一八
	建設	建設	建設	地方	建設			大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
	六・二九	七・二	七・一九	七・一九	七・一三			三・二〇	三・二〇	三・二〇	五・一八	五・一八
	可決	可決	可決	可決	可決			可決	可決	可決	可決	可決
	七・七	七・二	七・三	七・一六	七・一九			三・二三	三・二三	三・二三	五・二〇	五・二〇
	可決	可決	可決	可決	可決			可決	可決	可決	可決	可決
	七・八	七・七	七・三	七・一六	七・一九			三・二三	三・二三	三・二三	五・二〇	五・二〇
	可決	可決	可決	可決	可決			可決	可決	可決	可決	可決
	七・一五	七・三〇	八・一	八・一三	八・二三			三・三	三・三	三・三	五・二一	五・二一
	九八	九八	一二八	一六三	一七三			六	七	八	一四	一五

郵便貯金法の一部を改正する法律
臨時通貨法の一部を改正する法律
郵便振替貯金法の一部を改正する法律
あへん特別会計法
租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法等の一部を改正する法律
所得税法の一部を改正する法律
法人税法の一部を改正する法律
関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
砂糖消費税法
国税徴収法の一部を改正する法律

	閣	閣	閣	閣	閣	衆	閣	閣	閣	閣	閣	閣
	五・七	四・二五	五・七	四・二五	五・一六	六・九	五・一二	四・二六	四・二六	五・一三	五・一三	五・一三
	通信	大蔵	通信	大蔵	大蔵	省	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
	五・七	四・二五	五・七	四・二五	五・一六		五・一二	四・二六	四・三	五・一三	五・一三	五・一三
	可決	可決	可決	可決	修正	略	修正	修正	修正	可決	可決	可決
	五・一六	六・九	五・一六	六・一二	六・一三	六・一二	六・一三	六・一三	六・一三	六・一三	六・一三	六・一三
	可決	可決	可決	可決	修正	可決	修正	修正	修正	可決	可決	可決
	五・一六	六・九	五・一六	六・一二	六・一三	六・一二	六・一三	六・一三	六・一三	六・一三	六・一三	六・一三
	通信	大蔵	通信	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
	五・一六	六・九	五・一六	六・一二	六・一三	六・一二	六・一三	六・一三	六・一三	六・一三	六・一三	六・一三
	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
	五・一六	六・一四	五・一六	六・一八	六・一八	六・一八	六・一八	六・一七	六・一八	六・一八	六・一八	六・一八
	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
	五・一六	六・一五	五・一六	六・一九	六・一九	六・一九	六・一九	六・一九	六・一九	六・一九	六・一九	六・一九
	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
	六・七	六・一〇	六・一九	六・二〇	六・二〇	六・二〇	六・二〇	六・二〇	六・二〇	六・二〇	六・二〇	六・二〇
	二〇	二四	二七	二五	二三	二三	二二	二一	二四	二五	二六	二七

物品税法の一部を改正する法律	閣	五・二八	大蔵 五・二八	可決 六・二八	可決 六・二八	六・二八	大蔵 六・二八	可決 六・二九	可決 六・三〇	六・三〇	四二
昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律	閣	四・二五	大蔵 四・二五	可決 六・九	可決 六・九	六・九	大蔵 六・九	可決 六・一四	可決 六・二五	七・二	四七
漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律	閣	四・二五	大蔵 四・二五	可決 六・九	可決 六・九	六・九	大蔵 六・九	可決 六・一四	可決 六・二五	七・二	四八
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律	閣	四・二五	大蔵 四・二五	可決 六・九	可決 六・九	六・九	大蔵 六・九	可決 六・一四	可決 六・二五	七・二	四九
登録税法の一部を改正する法律	衆	六・九	省	略	可決 六・一一	六・一一	大蔵 六・一一	可決 六・二八	可決 六・二九	七・一一	六三
アルコール専売法の一部を改正する法律	閣	五・三一	商工 五・三一	可決 六・一六	可決 六・一七	六・一七	商工 六・一七	可決 六・二二	可決 六・二九	七・一六	七〇
開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律	閣	五・一六	大蔵 五・一六	可決 七・八	可決 七・八	七・八	大蔵 七・八	可決 七・一二	可決 七・一三	七・二〇	七七
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律	衆	六・二一	特委 六・二二	可決 七・五	可決 七・五	七・五	外務 七・五	可決 七・一二	可決 七・一三	七・二二	七九
財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律	衆	六・二八	省	略	可決 六・二九	六・二九	大蔵 六・二九	可決 七・一二	可決 七・一三	七・二二	八〇
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律	閣	五・一九	大蔵 五・一九	可決 七・一二	可決 七・一二	七・一二	大蔵 七・一二	可決 七・一九	可決 七・二〇	七・二五	八六
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律	閣	五・二	逓信 五・二	修正 七・一九	修正 七・一九	七・一九	逓信 七・一九	可決 七・二一	可決 七・二二	七・二九	九二

日本専売公社法の一部を改正する法律	閣	五・二三	大蔵 五・二三	修正 六・二八	修正 六・二八	六・二八	大蔵 六・二八	可決 六・二九	可決 六・三〇	七・二九	九三
たばこ専売法等の一部を改正する法律	閣	五・一九	大蔵 五・一九	修正 六・二五	修正 六・二五	六・二五	大蔵 六・二五	可決 六・二九	可決 六・三〇	七・二九	九四
厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律	閣	五・一六	大蔵 五・一六	可決 七・一二	可決 七・一二	七・一二	大蔵 七・一二	可決 七・二六	可決 七・二七	七・三〇	九九
余剰農産物資金融通特別会計法	閣	七・二	大蔵 七・二	可決 七・一二	可決 七・一二	七・一二	大蔵 七・一二	可決 七・二六	可決 七・二七	七・三〇	一〇〇
関税定率法等の一部を改正する法律	閣	五・一九	大蔵 五・一九	修正 七・一四	修正 七・一四	七・一四	大蔵 七・一四	可決 七・二六	可決 七・二七	七・三〇	一〇一
地方道路税法	閣	五・一二	大蔵 五・一二	修正 七・二五	修正 七・二五	七・二五	大蔵 七・二五	可決 七・二九	可決 七・三〇	七・三〇	一〇四
労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律	閣	五・二三	大蔵 五・二三	修正 七・八	修正 七・八	七・八	大蔵 七・八	可決 七・二七	可決 七・二九	七・三〇	一〇五
資金運用部資金法の一部を改正する法律	閣	五・一九	大蔵 五・一九	可決 七・一二	可決 七・一二	七・一二	大蔵 七・一二	可決 七・二六	可決 七・二七	八・一	一一九
北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律	衆	七・二七	農林 七・二八	修正 七・二九	修正 七・二九	七・二九	農林 七・二九	可決 七・三〇	可決 七・三〇	八・三	一二三
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	閣	五・二三	大蔵 五・二三	可決 七・二五	可決 七・二五	七・二五	大蔵 七・二五	可決 七・二九	可決 七・三〇	八・四	一二四
自動車損害賠償責任再保険特別会計法	閣	五・二三	大蔵 五・二三	可決 七・一一	可決 七・一二	七・一二	大蔵 七・一二	可決 七・二七	可決 七・二九	八・五	一三四

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律	閣	七・二	大蔵 七・二	可決 七・二九	可決 七・二九	七・二九	大蔵 七・二九	可決 七・三〇	可決 七・三〇	八・九	一四九
関税定率法の一部を改正する法律	閣	七・四	大蔵 七・四	可決 七・二五	可決 七・二五	七・二五	大蔵 七・二五	可決 七・二六	可決 七・二七	八・九	一五〇
国有財産特別措置法の一部を改正する法律	閣	六・二	大蔵 六・二	修正 七・八	修正 七・八	七・八	大蔵 七・八	可決 七・二一	可決 七・二一	八・一一	一五九
糸価安定特別会計法の一部を改正する法律	閣	五・二三	大蔵 五・二三	可決 七・二一	可決 七・二一	七・二一	大蔵 七・二一	可決 七・二七	可決 七・二九	八・二五	一七五
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	閣	七・一四	大蔵 七・二五	修正 七・二九	修正 七・三〇	七・三〇	大蔵 七・三〇	可決 七・三〇	可決 七・三〇	八・二七	一七九

教育・文化関係

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律	閣	五・三〇	文教 五・三〇	可決 七・一	可決 七・五	七・五	文教 七・五	可決 七・七	可決 七・八	七・一五	六八
博物館法の一部を改正する法律	閣	六・一〇	文教 六・一〇	可決 七・一五	可決 七・一五	五・二五	文教 五・二六	可決 六・九	可決 六・二〇	七・二一	八一
教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律	衆	六・三〇	文教 七・一	可決 七・五	可決 七・五	七・五	文教 七・五	可決 七・一四	可決 七・一五	七・二五	八五
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律	参	七・二一	文教 七・二一	修正 七・二九	修正 七・二九	七・二一	文教 七・二一	可決 七・二一	可決 七・二一	八・五	一二五
(右に対する回付案)						七・二九			同意 七・三〇		

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律	衆	七・二〇	文教 七・二一	可決 七・二六	可決 七・二六	七・二六	文教 七・二六	可決 七・二八	可決 七・二九	八・五	一三〇
危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律	閣	五・三〇	文教 五・三〇	可決 七・二六	可決 七・二六	七・二六	文教 七・二六	可決 七・二七	可決 七・二九	八・八	一四六
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法	閣	五・三〇	文教 五・三〇	修正 七・二一	修正 七・二一	七・二一	文教 七・二一	可決 七・二六	可決 七・二七	八・八	一四七
日本学校給食会法	閣	五・二八	文教 五・二八	可決 七・二九	可決 七・二九	七・二九	文教 七・二九	可決 七・三〇	可決 七・三〇	八・八	一四八

産業関係

計量法等の一部を改正する法律	閣	四・二五	商工 四・二五	可決 五・二五	可決 五・二六	五・二六	商工 五・二六	可決 五・二八	可決 五・三〇	五・三一	一七
ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律	閣	五・二〇	商工 五・二〇	可決 五・二五	可決 五・二六	四・二五	商工 四・二五	可決 五・二九	可決 五・三〇	六・一五	三三
昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法	閣	六・一四	農林 六・一四	修正 六・二三	修正 六・二五	六・二五	農林 六・二五	可決 六・二八	可決 六・二九	七・一	四五
中小企業信用保険法の一部を改正する法律	閣	五・一九	商工 五・一九	可決 六・一〇	可決 六・一一	六・一一	商工 六・一一	修正 六・二三	修正 六・二四	七・五	五三
(右に対する回付案)		六・二四			同意 六・二五						
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律	閣	五・六	商工 五・六	修正 六・一〇	修正 六・一一	六・一一	商工 六・一一	可決 七・一	可決 七・四	七・八	五四
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律	閣	五・六	商工 五・六	修正 六・一〇	修正 六・一一	六・一一	商工 六・一一	可決 七・一	可決 七・四	七・八	五五

住宅融資保険法	閣	五・二三	建設 五・二三	可決 六・一五	可決 六・一六	六・一六	建設 六・一六	可決 七・五	可決 七・六	七・一一	六三
農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律	衆	六・九	省	略	可決 六・一一	六・一一	大蔵 六・一一	可決 六・二八	可決 六・二九	七・一三	六七
開拓融資保証法の一部を改正する法律	閣	五・三〇	農林 五・三〇	可決 七・一三	可決 七・一四	五・九	農林 五・九	可決 五・二七	可決 五・三〇	七・一九	七三
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律	衆	六・一五	農林 六・一六	可決 七・六	可決 七・七	七・七	農林 七・七	可決 七・八	可決 七・一二	七・二〇	七八
過度経済力集中排除法等を廃止する法律	閣	六・八	商工 六・八	可決 七・一	可決 七・一	五・二六	商工 五・二六	可決 六・七	可決 六・八	七・二五	八七
国民金融公庫法の一部を改正する法律	閣	五・二	大蔵 五・二	修正 七・一五	修正 七・一五	七・一五	大蔵 七・一五	可決 七・一九	可決 七・二〇	七・二五	八八
輸出品取締法の一部を改正する法律	衆	七・八	商工 七・一二	可決 七・一三	可決 七・一三	七・一三	商工 七・一三	可決 七・一四	可決 七・二〇	七・二五	八九
農業災害補償法の一部を改正する法律	閣	六・六	農林 六・六	可決 七・一六	可決 七・一九	七・一九	農林 七・一九	可決 七・二三	可決 七・二五	七・二九	九五
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	閣	五・二〇	農林 五・二〇	可決 七・一四	可決 七・一五	七・一五	農林 七・一五	可決 七・二二	可決 七・二三	七・二九	九六
日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律	閣	五・一九	大蔵 五・一九	可決 七・一三	可決 七・一三	七・一三	大蔵 七・一三	可決 七・二六	可決 七・二七	七・三〇	一〇三
森林法の一部を改正する法律	衆	七・一三	農林 七・一四	可決 七・一五	可決 七・一五	七・一五	農林 七・一五	可決 七・二一	可決 七・二二	八・一	一一七
証券取引法の一部を改正する法律	閣	六・二三	大蔵 六・二三	可決 七・二〇	可決 七・二〇	六・三	大蔵 六・三	可決 六・二一	可決 六・二二	八・一	一二〇

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律	閣	六・三	商工 六・三	可決 六・一七	可決 六・一七	六・一七	商工 六・一七	可決 七・一	可決 七・四	八・二	一二一
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律	衆	七・四	農林 七・四	修正 七・一三	修正 七・一三	七・一三	農林 七・一三	可決 七・二七	可決 七・二九	八・五	一三六
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律	閣	五・九	大蔵 五・九	可決 七・三〇	可決 七・三〇	七・三〇	大蔵 七・三〇	可決 七・三〇	可決 七・三〇	八・五	一三八
輸出入取引法の一部を改正する法律	閣	六・一五	商工 六・二五	修正 七・一四	修正 七・二五	七・二五	商工 七・二五	修正 七・二八	修正 七・二九	八・六	一四〇
（右に対する回付案）		七・二九			同意 七・二九						
愛知用水公団法	閣	六・一三	農林 六・一三	可決 七・二八	可決 七・二八	七・二八	農林 七・二八	可決 七・三〇	可決 七・三〇	八・六	一四一
農地開発機械公団法	閣	七・八	農林 七・八	可決 七・二八	可決 七・二八	七・二八	農林 七・二八	可決 七・三〇	可決 七・三〇	八・六	一四二
石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律	閣	七・五	商工 七・五	可決 七・九	可決 七・一三	七・一三	商工 七・一三	修正 七・二六	修正 七・二七	八・九	一五一
（右に対する回付案）		七・二七			同意 七・二八						
石油資源開発株式会社法	閣	七・五	商工 七・五	可決 七・九	可決 七・一三	七・一三	商工 七・一三	修正 七・二六	修正 七・二七	八・九	一五三
（右に対する回付案）		七・二七			同意 七・二八						
石炭鉱業合理化臨時措置法	閣	五・三一	商工 六・四	可決 七・一三	可決 七・一三	七・一三	商工 七・一三	可決 七・三〇	可決 七・三〇	八・一〇	一五六

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律	閣	五・三一	五・三一 商工	七・二七 修正	七・二七 修正	七・二七	七・二七 商工	七・三〇 可決	七・三〇 可決	八・一〇	一五七
株式会社科学研究所法	衆	七・二〇	七・二一 商工	七・二三 可決	七・二三 可決	七・二三	七・二三 商工	七・二六 可決	七・二七 可決	八・一一	一六〇
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律	衆	七・二〇	七・二〇 農林	七・二一 修正	七・二三 修正	七・二三	七・二三 農林	七・二七 可決	七・二九 可決	八・一三	一六四
自作農維持創設資金融通法	閣	五・二〇	五・二〇 農林	七・二六 修正	七・二六 修正	七・二八	七・二八 農林	七・二九 修正	七・二九 修正	八・一五	一六五
（右に対する回付案）		七・二九			七・三〇 同意						
繊維製品品質表示法	閣	六・三〇	六・三〇 商工	七・一五 修正	七・一五 修正	七・一五	七・一五 商工	七・二六 可決	七・二七 可決	八・一五	一六六
中小企業安定法の一部を改正する法律	衆	六・二〇	六・二一 商工	七・一四 修正	七・一五 修正	七・一五	七・一五 商工	七・二六 可決	七・二七 可決	八・一六	一六九
水産業協同組合法の一部を改正する法律	衆	七・一三	省	略	七・一四 可決	七・一四	七・一四 農林	七・二一 可決	七・二三 可決	八・二〇	一七二
繭糸価格安定法の一部を改正する法律	閣	五・二三	五・二三 農林	七・一六 可決	七・一九 可決	七・一九	七・一九 農林	七・二五 可決	七・二七 可決	八・二五	一七四
養ほう振興法	衆	六・二五	六・二八 農林	七・二一 修正	七・二三 修正	七・二三	七・二三 農林	七・二七 可決	七・二九 可決	八・二七	一八〇
経済統制関係											
昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律	衆	七・二五	七・二五 農林	七・二九 可決	七・二九 可決	七・二九	七・二九 農林	七・三〇 可決	七・三〇 可決	八・五	一三七

運輸関係											
船舶積量測度法の一部を改正する法律	閣	六・三	六・三 運輸	六・六 可決	六・九 可決	五・一六	五・一六 運輸	五・三一 可決	六・三 可決	六・一五	二三
道路運送車両法の一部を改正する法律	閣	六・六	六・六 運輸	六・七 可決	六・九 可決	六・九	六・九 運輸	六・二一 可決	六・二三 可決	六・二八	二六
日本航空株式会社法の一部を改正する法律	閣	五・二六	五・二六 運輸	七・八 修正	七・一二 修正	七・一二	七・一二 運輸	七・一四 可決	七・一五 可決	七・二三	八二
海上運送法の一部を改正する法律	閣	七・四	七・四 運輸	七・一八 可決	七・一九 可決	五・一六	五・一七 運輸	七・一 修正	七・四 修正	七・二五	九〇
自動車損害賠償保障法	閣	五・二五	五・二五 運輸	七・二〇 修正	七・二二 修正	七・二二	七・二二 運輸	七・二六 可決	七・二七 可決	七・二九	九七
労仂関係											
けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法	閣	五・二三	五・二三 社会	六・二九 修正	七・一 修正	七・一	七・一 社会	七・二六 可決	七・二七 可決	七・二九	九一
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律	閣	五・三〇	五・三〇 社会	七・一三 可決	七・一四 可決	七・一四	七・一四 社会	七・二七 可決	七・二九 可決	八・五	一三一
失業保険法の一部を改正する法律	閣	五・二六	五・二六 社会	七・一九 可決	七・一九 可決	七・一九	七・一九 社会	七・二八 可決	七・二九 可決	八・五	一三二
厚生関係											
簡易生命保険法の一部を改正する法律	閣	四・二八	四・二八 逓信	五・二三 修正	五・二六 修正	五・二六	五・二六 逓信	五・三一 可決	五・三一 可決	六・七	一八

郵便年金法の一部を改正する法律	閣	四・二八	逓信 四・二八	可決 五・二三	可決 五・二六	五・二六	逓信 五・二六	可決 五・三一	可決 五・三一	六・七	一九
国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律	閣	五・二三	外務 五・二三	可決 六・二	可決 六・一四	六・一四	外務 六・一四	可決 六・二八	可決 六・二九	七・一	四三
麻薬取締法の一部を改正する法律	閣	六・二九	社会 六・二九	可決 七・六	可決 七・七	四・二八	社会 四・二八	可決 六・二八	可決 六・二九	七・一二	六五
医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律	衆	六・二九	社会 六・三〇	可決 七・一	可決 七・五	七・五	社会 七・五	可決 七・一四	可決 七・二五	七・二三	八四
結核予防法の一部を改正する法律	閣	五・一六	社会 五・一六	可決 六・三	可決 六・四	六・四	社会 六・四	可決 七・二一	可決 七・二一	八・一	一二四
国民健康保険法の一部を改正する法律	衆	六・二九	社会 六・三〇	可決 七・一	可決 七・五	七・五	社会 七・五	可決 七・一九	可決 七・二一	八・一	一二五
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律	閣	五・三〇	社会 五・三〇	修正 七・一八	修正 七・一九	七・一九	社会 七・一九	可決 七・二七	可決 七・二九	八・一	一二六
理容師美容師法の一部を改正する法律	閣	六・一六	社会 六・一六	可決 七・一三	可決 七・一四	七・一四	社会 七・一四	可決 七・二八	可決 七・二九	八・五	一三六
優生保護法の一部を改正する法律	参	七・二五	社会 七・二五	修正 七・二九	修正 七・二九	七・一三	社会 七・一三	修正 七・二一	修正 七・二五	八・五	一三七
(右に対する回付案)						七・二九			同意 七・三〇		
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律	衆	七・二〇	社会 七・二一	可決 七・二六	可決 七・二六	七・二六	社会 七・二六	可決 七・三〇	可決 七・三〇	八・五	一三八
未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律	閣	五・二三	社会 五・二三	修正 七・一八	修正 七・一九	七・一九	社会 七・一九	可決 七・二八	可決 七・二九	八・五	一三九

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律	閣	五・二三	社会 五・二三	修正 七・二〇	修正 七・二一	七・二一	社会 七・二一	可決 七・二八	可決 七・二九	八・八	一四四
医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律	衆	七・一四	社会 七・一六	修正 七・二三	修正 七・二五	七・二五	社会 七・二五	可決 七・二九	可決 七・三〇	八・八	一四五
クリーニング業法の一部を改正する法律	衆	七・一八	社会 七・一九	可決 七・二六	可決 七・二六	七・二六	社会 七・二六	可決 七・三〇	可決 七・三〇	八・一〇	一五四
戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律	衆	七・一八	運輸 七・一九	可決 七・一九	可決 七・一九	七・一九	運輸 七・一九	可決 七・三〇	可決 七・三〇	八・一〇	一五八
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律	閣	七・二九	社会 七・二九	可決 七・三〇	可決 七・三〇	七・五	社会 七・五	可決 七・二七	可決 七・二九	八・一二	一六一
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律	閣	五・一三	社会 五・一三	可決 六・三	可決 六・四	六・四	社会 六・四	可決 七・二一	可決 七・二五	八・一二	一六三
歯科衛生士法の一部を改正する法律	閣	七・一五	社会 七・一五	可決 七・二九	可決 七・二九	五・二三	社会 五・二三	修正 七・一四	修正 七・一五	八・一六	一六七
歯科技工法	閣	七・一五	社会 七・一五	可決 七・二九	可決 七・二九	六・二一	社会 六・二一	修正 七・一四	修正 七・一五	八・一六	一六八
覚せい剤取締法の一部を改正する法律	衆	七・四	社会 七・八	可決 七・一九	可決 七・一九	七・一九	社会 七・一九	可決 七・二八	可決 七・二九	八・二〇	一七二
渉外関係											
捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律	閣	三・二四	運輸 三・二四	可決 三・二六	可決 三・二八	三・二八	運輸 三・二八	可決 三・二九	可決 三・三〇	四・五	三
出入国管理令の一部を改正する法律	閣	五・二〇	法務 五・二〇	可決 六・二三	可決 六・二三	六・二三	法務 六・二三	可決 七・一	可決 七・四	七・一二	六六

日本海外移住振興株式会社法	閣	六・二二	六・二三 外務	七・二〇 可決	七・二一 可決	七・二一	七・二二 外務	七・二七 可決	七・二九 可決	八・五	一三九
國防関係											
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律	閣	六・三	六・三 外務	七・一三 可決	七・一四 可決	七・一四	七・一四 法務	七・二五 可決	七・二七 可決	七・三〇	一〇三
防衛庁設置法の一部を改正する法律	閣	五・二五	五・二五 内閣	七・二〇 修正	七・二一 修正	七・二一	七・二一 内閣	七・二六 可決	七・二九 可決	八・一	一〇六
自衛隊法の一部を改正する法律	閣	五・二五	五・二五 内閣	七・二〇 可決	七・二一 可決	七・二一	七・二一 内閣	七・二六 可決	七・二九 可決	八・一	一〇七
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律	閣	五・二五	五・二五 内閣	七・二〇 可決	七・二一 可決	七・二一	七・二一 内閣	七・二六 可決	七・二九 可決	八・一	一一一

○不成立

法律名	提出	衆議院 受付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会結果	衆議院 本会議結果	参議院 受付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会結果	参議院 本会議結果	公布 月日	公布 番号
閉会中も審査することに決定したもの											
公職選挙法の一部を改正する法律案	参					七・二三	七・二三 地方	(継続)			
地方公務員法の一部を改正する法律案	閣					七・四	七・四 地方	(継続)			
地方財政再建促進特別措置法案	閣	六・二	六・一四 地方	七・二三 修正	七・二五 修正	七・二五	七・二五 地方	(継続)			
接収不動産に関する借地借家臨時処理法案	衆	七・一六	七・一八 法務	七・二七 可決	七・二七 可決	七・二七	七・二七 法務	(継続)			
幼児誘拐(かい)等処罰法案	参					七・二三	七・二三 法務	(継続)			
国土開発縦貫自動車道建設法案	衆	六・二一	七・七 建設	七・二六 可決	七・二六 可決	七・二六	七・二六 建設	(継続)			

建設業法の一部を改正する法律案	参					七・二〇	七・二〇 建設	(継続)	
国設住宅法案	参					五・一〇	五・一〇 建設	(継続)	
日本分護住宅公社法案	参					五・一〇	五・一〇 建設	(継続)	
日本分護住宅公社法施行法案	参					五・一〇	五・一〇 建設	(継続)	
日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案	参					六・二七	六・二九 内閣	(継続)	
砂利採取法案	衆	七・八	七・二 商工	七・三 可決	七・三 可決	七・一二	七・一三 商工	(継続)	
中央卸売市場法の一部を改正する法律案	参					七・二七	七・二七 農林	(継続)	
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案	衆	七・一一	省	略	七・三 可決	七・一二	七・一三 逓信	(継続)	
公共企業体職員等共済組合法案	参					七・一五	七・一八 内閣	(継続)	
調理改善法案	参					七・二六	七・二六 社会	(継続)	
社会福祉事業等の施設に関する措置法案	参					七・一九	七・二〇 社会	(継続)	

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

審議未了となつたもの

公職選挙法の一部を改正する法律案	参					六・四	六・四 社会	(継続)	
公職選挙法の一部を改正する法律案	参					六・二五	六・二九 地方	(未了)	
憲法調査会法案	参	七・二三	七・二三 特委	(未了)		七・二一	省	略	七・二三 可決
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六・二七	七・五 内閣	七・二六 可決	七・二六 可決	七・二八	七・二八 内閣	(未了)	
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三・二九	四・一 内閣	(未了)		六・九	六・一二 内閣	七・二六 修正	七・二七 修正
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案	参	七・二七	七・二七 内閣	(未了)		六・一四	六・一四 内閣	七・一九 可決	七・二〇 可決
国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案	衆	七・二一	七・二三 内閣	(未了)		六・一七	六・一七 内閣	(未了)	
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	参	七・二〇	七・二〇 内閣	(未了)					
地方自治法の一部を改正する法律案	参								
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案	閣	六・一五	六・一五 地方	(未了)					
	閣	六・一五	六・一五 地方	(未了)					

地方財政法の一部を改正する法律案	衆	七・一八	地方 七・一九	(未了)					
地方交付税法の一部を改正する法律案	衆	五・三一	地方 六・二	(未了)					
地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	七・二九	地方 七・三〇	(未了)					
地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六・一八	大蔵 六・二一	(未了)					
昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案	衆	七・二〇	地方 七・二一	(未了)					
昭和三十年度において償還すべき地方債の元金償還金の償還等の特例に関する法律案	衆	七・一九	地方 七・二〇	(未了)					
裁判所法の一部を改正する法律案	衆	七・一一	法務 七・一三	(未了)					
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	五・一一	内閣 五・一三	(未了)					
特殊物資納付金処理特別会計法案	閣	五・二六	大蔵 五・二六	(未了)					
所得税法の一部を改正する法律案	衆	六・九	大蔵 六・一四	(未了)					
昭和三十年の夏季の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案	衆	五・二八	大蔵 五・三一	(未了)					

北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案	衆	七・一九	大蔵 七・二〇	(未了)					
酒税法の一部を改正する法律案	衆	六・二四	大蔵 六・二七	(未了)					
国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案	衆	七・二七	文教 七・二九	(未了)					
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	七・二八	農林 七・二九	可決 七・二九	可決 七・二九	七・二九	農林 七・二九	(未了)	
台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案	衆	七・四	農林 七・四	(未了)					
狩猟法の一部を改正する法律案	参	六・三〇	農林 六・三〇	(未了)		六・三〇	省	略	可決 六・三〇
ガスの普及に関する臨時措置法案	衆	七・一四	商工 七・一六	(未了)					
百貨店法案	衆	六・一四	商工 六・一六	(未了)					
百貨店法案	衆	七・二三	商工 七・二三	(未了)					
下請関係調整法案	衆	六・一七	商工 六・二〇	(未了)					
銀行法の一部を改正する法律案	衆	六・七	大蔵 六・九	(未了)					
金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案	閣	七・二五	大蔵 七・二五	可決 七・二九	可決 七・二九	七・二九	大蔵 七・二九	(未了)	

証券投資信託法の一部を改正する法律案	閣	六・三	大蔵 六・三	(未了)		六・三	大蔵 六・三	可決 六・二	可決 六・三
特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案	閣	五・二五	商工 五・二五	(未了)					
砂糖価格安定法案	衆	七・二五	農林 七・二六	(未了)					
砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律案	閣	五・二七	農林 五・二七	(未了)					
労働者福利共済団体法案	衆	七・二五	社会 七・二六	(未了)					
健康保険法の一部を改正する法律案	閣	五・三〇	社会 六・九	修正 七・三〇	修正 七・三〇	七・三〇	社会 七・三〇	(未了)	
厚生年金保険法の一部を改正する法律案	閣	五・三〇	社会 五・三一	修正 七・三〇	修正 七・三〇	七・三〇	社会 七・三〇	(未了)	
船員保険法の一部を改正する法律案	閣	五・三〇	社会 五・三一	修正 七・三〇	修正 七・三〇	七・三〇	社会 七・三〇	(未了)	
接収貴金属等の処理に関する法律案	閣	六・一四	大蔵 六・一四	(未了)					
国防会議の構成等に関する法律案	閣	五・三〇	内閣 六・二	修正 七・二七	修正 七・二七	七・二七	内閣 七・二七	(未了)	

消滅したもの

警察法の一部を改正する法律案	衆	六・二七	地方 六・二八	(消滅)					

否決されたもの

地方財政の整備に関する特別措置法案	衆	七・一九	地方 七・二〇	否決 七・二三	否決 七・二五				
売春等処罰法案	衆	六・一〇	法務 六・二五	否決 七・一九	否決 七・二				
国有林野整備臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	三・二九	農林 三・二九	否決 三・三					
臨時石炭鉱業安定法案	衆	七・一三	商工 七・一四	否決 七・三	否決 七・三				
健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	六・二九	社会 六・三〇	否決 七・三〇	否決 七・三〇				

撤回されたもの

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	閣	五・二八	内閣 五・二八	撤回 六・二四					
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案	衆	六・二三	地方 六・二五	撤回 七・七					
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案	衆	七・一五	地方 七・一八	撤回 七・二七					
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案	参					七・六	文教 七・六	撤回 七・二一	
女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に関する法律案	参					七・一三	文教 七・一三	撤回 七・二一	

労働基準法の一部を改正する法律案	参					三・三二	社会 三・三二	撤回 七・三	
珪(けい)肺法案	参					三・三二	社会 三・三二	撤回 七・三	
医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案	衆	六・一八	社会 六・三	撤回 六・二九					
健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	五・二	撤回 五・三						
健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	五・二六	社会 五・三〇	撤回 六・二九					
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案	衆	六・一四	社会 六・二五	撤回 七・八					
国民健康保険法の一部を改正する法律案	衆	六・二	社会 六・三	撤回 六・二九					
国民健康保険法の一部を改正する法律案	衆	六・二	社会 六・三	撤回 六・二九					

第二十二回国会改廃法令　索引

上部に掲げた法令が下部括弧内の法律によつて改廃されたことを示す。
なお、頁は本文中改廃の掲載されている場所を示す。

(一)　全部改正
(二)　一部改正
(三)　廃止

一、北海道開発法（昭和二五・五・一法一二六）……（法一〇六）…三五一
一、自治庁設置法（昭和二七・七・三一法二六一）……（法一一三）…四一一
一、経済審議庁設置法（昭和二七・七・三一法二六三）……（法七四）…二五七
一、法務省設置法（昭和二二・一二・一七法一九三）……（法一〇八）…三五四
一、外務省設置法（昭和二六・一二・一法二八三）……（法五八）…二三一
一、外務省設置法等の一部を改正する法律（昭和二九・三・二四法一一）……（法四二）…一九四
一、在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二七・四・一二法八五）……（法四二）…一八九
一、大蔵省設置法（昭和二四・五・三一法一四四）……（法六三）…二四五
一、大蔵省設置法（昭和二四・五・三一法一四四）……（法七五）…二六〇
一、大蔵省設置法（昭和二四・五・三一法一四四）……（法九七）…三三一
一、大蔵省設置法（昭和二四・五・三一法一四四）……（法一〇〇）…三三八
一、大蔵省設置法（昭和二四・五・三一法一四四）……（法一二〇）…四二九
一、大蔵省設置法（昭和二四・五・三一法一四四）……（法一四〇）…五二五
一、文部省設置法（昭和二四・五・三一法一四六）……（法五九）…二三三
一、国立学校設置法（昭和二四・五・三一法一五〇）……（法四四）…一九六
一、厚生省設置法（昭和二四・五・三一法一五一）……（法三一）…六七
一、厚生省設置法（昭和二四・五・三一法一五一）……（法六〇）…二三三
一、厚生省設置法（昭和二四・五・三一法一五一）……（法一四〇）…五二五
一、厚生省設置法（昭和二四・五・三一法一五一）……（法一四五）…五七四
一、厚生省設置法（昭和二四・五・三一法一五一）……（法一六八）…六五八
一、厚生省設置法（昭和二四・五・三一法一五一）……（法一七一）…六七六
一、農林省設置法（昭和二四・五・三一法一五三）……（法七）……二
一、農林省設置法（昭和二四・五・三一法一五三）……（法六四）…二四五
一、農林省設置法（昭和二四・五・三一法一五三）……（法一四〇）…五二五
一、農林省設置法（昭和二四・五・三一法一五三）……（法一四一）…五四四
一、農林省設置法（昭和二四・五・三一法一五三）……（法一四二）…五五四
一、農林省設置法（昭和二四・五・三一法一五三）……（法一七四）…六八八
一、農林省設置法（昭和二四・五・三一法一五三）……（法一八〇）…七〇八
一、水産庁設置法（昭和二三、七・一法七八）……（法六四）…二四六
一、水産庁設置法（昭和二三・七・一法七八）……（法一四〇）…五二五
一、通商産業省設置法（昭和二七・七・三一法二七五）……（法一六）……八
一、通商産業省設置法（昭和二七・七・三一法二七五）……（法一〇九）…三五五
一、通商産業省設置法（昭和二七・七・三一法二七五）……（法一四〇）…五二六
一、通商産業省設置法（昭和二七・七・三一法二七五）……（法一五六）…六一六
一、通商産業省設置法（昭和二七・七・三一法二七五）……（法一五七）…六一九
一、通商産業省設置法（昭和二七・七・三一法二七五）……（法一六六）…六四七
一、工業技術院設置法（昭和二三・八・一法二〇七）……（法一七）……一〇
一、工業技術院設置法（昭和二三・八・一法二〇七）……（法一六〇）…六二七
一、運輸省設置法（昭和二四・五・三一法一五七）……（法七一）…二五三
一、運輸省設置法（昭和二四・五・三一法一五七）……（法九〇）…二八〇
一、運輸省設置法（昭和二四・五・三一法一五七）……（法九七）…三三一
一、運輸省設置法（昭和二四・五・三一法一五七）……（法一二一）…四五三

一、運輸省設置法（昭和二四・五・三一法一五七）……（法一四〇）…五二五
一、運輸省設置法（昭和二四・五・三一法一五七）……（法一五三）…五九三
一、海上保安庁法（昭和二三・四・二七法二八）……（法一〇）……四
一、郵政省設置法（昭和二三・一二・一五法二四四）……（法一九）……一二
一、郵政省設置法（昭和二三・一二・一五法二四四）……（法七二）…二五六
一、労働省設置法（昭和二四・五・三一法一六二）……（法五〇）…二〇四
一、労働省設置法（昭和二四・五・三一法一六二）……（法九一）…三〇二
一、労働省設置法（昭和二四・五・三一法一六二）……（法一三二）…四八九
一、建設省設置法（昭和二三・七・八法一一三）……（法五三）…二二七
一、建設省設置法（昭和二三・七・八法一一三）……（法六一）…二三九
一、建設省設置法（昭和二三・七・八法一一三）……（法六三）…二四五
一、会計検査院法（昭和二二・四・一九法七三）……（法八三）…二六八
一、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二二・一二法一六七）……（法一一〇）…三五六
一、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二七・四・二一法九三）……（法九一）…三〇二
一、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二八・八・八法一八二）……（法四二）…一九一
一、国家公務員災害補償法（昭和二六・六・二法一九一）……（法九一）…三〇四
一、恩給法の一部を改正する法律（昭和二八・八・一法一五五）……（法一四三）…五五五
一、恩給法の一部を改正する法律（昭和三〇・八・八法一四三）……（法一四四）…五七一
一、国家公務員共済組合法（昭和二三・六・三〇法六九）……（法一一二）…四〇八

一、国家公務員共済組合法（昭和二三・六・三〇法六九）……（法一一六）…四一九

地方自治関係

一、地方自治法（昭和二二・四・一七法六七）……（法一五四）…五九六
一、地方自治法（昭和二二・四・一七法六七）……（法一七一）…六七六
一、町村合併促進法（昭和二八・九・一法二五八）……（法一一）……四
一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和三〇・二四法二）……（法九）……三
一、市町村職員共済組合法（昭和二九・七・一法二〇四）……（法一一六）…四一九
一、市町村職員共済組合法（昭和二九・七・一法二〇四）……（法一七七）…六九一
一、地方財政法（昭和二三・七・七法一〇九）……（法六）……一
一、地方財政法（昭和二三・七・七法一〇九）……（法一三）……六
一、地方財政法（昭和二三・七・七法一〇九）……（法三〇）…六四
一、地方財政法（昭和二三・七・七法一〇九）……（法一一五）…四一四
一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法五三）…二二六
一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法八〇）…二六四
一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法九一）…三〇三
一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法一一一）…三五九
一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法一一二）…三六〇
一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法一一一）…四五三
一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法一四〇）…五二六

一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法一四一）…五四四
一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法一四二）…五五五
一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法一四八）…五八四
一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法一五六）…六一五
一、地方税法（昭和二五・七・三一法二二六）……（法一六三）…六四〇
一、地方税法の一部を改正する法律（昭和二九・五・一三法九五）……（法一一二）…四〇九
一、地方交付税法（昭和二五・五・三〇法二一一）……（法一二三）…四五九
一、入場譲与税法（昭和二九・五・一五法一〇二）……（法四〇）…一八六
一、補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二九・五・二八法一二九）……（法六）…一
一、補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二九・五・二八法一二九）……（法一三）…六
一、補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二九・五・二八法一二九）……（法三〇）…六四
一、補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二九・五・二八法一二九）……（法四九）…二〇二
一、競馬法（昭和二三・七・一三法一五八）……（法二一）…一三
一、自転車競技法等の臨時特例に関する法律（昭和二九・六・九法一六九）……（法五）…一
一、自転車競技法等の臨時特例に関する法律（昭和二九・六・九法一六九）……（法一六）…七
一、地方公営企業法（昭和二七・八・一法二九二）……（法一七八）…六九三

司法関係

一、裁判所職員定員法（昭和二六・三・三〇法五三）……（法五六）…二三〇
一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二二・四・一七法六三）……（法二五）…一五
一、弁護士法（昭和二四・六・一〇法二〇五）……（法一五五）…五九七

一、商法（明治三二・三・九法四八）……（法二八）…五七
一、訴訟費用等臨時措置法（昭和一九・二・一〇法二）……（法一七〇）…六六二
一、会社更生法（昭和二七・六・七法一七二）……（法二八）…五九
一、会社更生法（昭和二七・六・七法一七二）……（法一〇四）…三四九
一、非訟事件手続法（明治三一・六・二一法一四）……（法二八）…五九
一、経済関係罰則の整備に関する法律（昭和一九・二・一〇法四）……（法一二一）…四五七
一、少年院法（昭和二三・七・一五法一六九）……（法一三五）…四九四

警察・消防関係

一、風俗営業取締法（昭和二三・七・一〇法一二二）……（法五一）…二〇七
一、風俗営業取締法（昭和二三・七・一〇法一二二）……（法七六）…二六一
一、質屋営業法（昭和二五・五・八法一五八）……（法五一）…二〇七
一、古物営業法（昭和二四・五・二八法一〇八）……（法五一）…二〇七
一、銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二五・一一・一五政三三四）……（法五一）…二〇五
一、道路交通取締法（昭和二二・一一・八法一三〇）……（法五一）…二〇七

國土建設関係

一、国土総合開発法（昭和二五・五・二六法二〇五）……（法七四）…二五九
一、離島振興法（昭和二八・七・二二法七二）……（法七四）…二六〇
一、奄美群島復興特別措置法（昭和二九・六・二一法一八九）……（法一六三）…六三五
一、土地収用法（昭和二六・六・九法二一九）……（法五三）…二二六

一、土地収用法（昭和二六・六・九法二一九）……（法一四一）…五四四
一、道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二八・七・二三法七三）……（法六九）…二四九
一、水防法（昭和二四・六・四法一九三）……（法六一）…二三五
一、北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二八・七・一七法六四）……（法九八）…三三三
一、建築士法（昭和二五・五・二四法二〇二）……（法一七三）…六七九
一、貸家組合法（昭和一六・三・七法四七）……（法一一二）…四〇八
一、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二六・三・三一法九七）……（法一一八）…四二一
一、土地区画整理法（昭和二九・五・二〇法一一九）……（法五三）…二二六

財務関係

一、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二六・三・三一法九九）……（法六三）…二四四
一、交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二九・五・一五法一〇三）……（法一二四）…四六七
一、資金運用部特別会計法（昭和二六・三・三一法一〇一）……（法八六）…二七一
一、厚生保険特別会計法（昭和一九・二・一法一〇）……（法九九）…三三四
一、船員保険特別会計法（昭和二二・一二・二四法二三六）……（法一七七）…六九三
一、農業共済再保険特別会計法（昭和一九・二・一五法一一）……（法九九）…三三五
一、開拓者資金融通特別会計法（昭和二二・一・一八法七）……（法九五）…三一三
一、糸価安定特別会計法（昭和二六・一二・一七法三一一）……（法七七）…二六一
一、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二七・六・二五法二一〇）……（法一七五）…六八八
……（法五三）…二二六

一、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二七・六・二五法二一〇）……（法一二）…三〇五
一、労働者災害補償保険特別会計法（昭和二二・四・七法五一）……（法一〇五）…三五〇
一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二五・三・三一法六二）……（法七）…二
一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二五・三・三一法六二）……（法三一）…六七
一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二五・三・三一法六二）……（法一三四）…四九四
一、昭和二十八年度及び昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭和二八・七・三一法一〇〇）……（法六）…一
一、昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭和二八・七・三一法一〇〇）……（法一四）…六
一、国庫余裕金の繰替使用に関する法律（昭和二四・五・一四法六三）……（法一七五）…六九〇
一、在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二四・六・一法一七三）……（法七九）…二六三
一、国庫出納金等端数計算法（昭和二五・三・三一法六一）……（法九一）…三〇三
一、所得税法（昭和二二・三・三一法二七）……（法三四）…七九
一、所得税法（昭和二二・三・三一法二七）……（法三九）…一八三
一、所得税法（昭和二二・三・三一法二七）……（法五三）…二二六
一、所得税法（昭和二二・三・三一法二七）……（法一二一）…四五一
一、所得税法（昭和二二・三・三一法二七）……（法一四一）…五四三

第二十二回国会改廃法令索引

一、所得税法（昭和二二・三・三一法二七）……（法一四二）…五五四
一、所得税法（昭和二二・三・三一法二七）……（法一四八）…五八四
一、所得税法（昭和二二・三・三一法二七）……（法一五六）…六一五
一、所得税法（昭和二二・三・三一法二七）……（法一六三）…六四〇
一、所得税法の一部を改正する法律（昭和二九・四・一法五二）……（法　三四）…一二五
一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二七・四・二八法一一一）……（法　四一）…一八八
一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二七・四・二八法一一一）……（法一〇四）…三四八
一、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二九・六・一法一四九）……（法　三八）…一八二
一、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二九・六・一法一四九）……（法　四一）…一八九
一、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二九・六・一法一四九）……（法一〇四）…三四九
一、国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二八・七・三一法一〇六）……（法一四一）…五四四
一、国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行又は愛知用水公団が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二八・七・三一法一〇六）……（法一四二）…五五五
一、法人税法（昭和二二・三・三一法二八）……（法　三五）…一四八

一、法人税法（昭和二二・三・三一法二八）……（法　三九）…一八三
一、法人税法（昭和二二・三・三一法二八）……（法　五三）…二二六
一、法人税法（昭和二二・三・三一法二八）……（法一一二）…四〇八
一、法人税法（昭和二二・三・三一法二八）……（法一二一）…四五一
一、法人税法（昭和二二・三・三一法二八）……（法一四〇）…五二五
一、法人税法（昭和二二・三・三一法二八）……（法一四一）…五四三
一、法人税法（昭和二二・三・三一法二八）……（法一四二）…五五四
一、法人税法（昭和二二・三・三一法二八）……（法一四八）…五八四
一、法人税法（昭和二二・三・三一法二八）……（法一五六）…六一五
一、法人税法（昭和二二・三・三一法二八）……（法一六三）…六四〇
一、相続税法（昭和二五・三・三一法七三）……（法　三九）…一八三
一、相続税法（昭和二五・三・三一法七三）……（法一〇四）…三四八
一、富裕税法を廃止する法律（昭和二八・八・一法一六四）……（法　三九）…一八四
一、有価証券取引税法（昭和二八・七・三一法一〇二）……（法　三三）…七五
一、有価証券取引税法（昭和二八・七・三一法一〇二）……（法　三九）…一八四
一、資産再評価法（昭和二五・四・二五法一一〇）……（法　三九）…一八三
一、資産再評価法の一部を改正する法律（昭和二七・三・三一法五九）……（法　三九）…一八四
一、通行税法（昭和一五・三・二九法四三）……（法　三九）…一八四
一、登録税法（明治二九・三・二八法二七）……（法　五三）…二二五
一、登録税法（明治二九・三・二八法二七）……（法　六二）…二四〇
一、登録税法（明治二九・三・二八法二七）……（法一二一）…四五〇

一、登録税法（明治二九・三・二八法二七）……（法一四〇）…五二五
一、登録税法（明治二九・三・二八法二七）……（法一四一）…五四三
一、登録税法（明治二九・三・二八法二七）……（法一四二）…五五四
一、登録税法（明治二九・三・二八法二七）……（法一四八）…五八四
一、登録税法（明治二九・三・二八法二七）……（法一五六）…六一四
一、登録税法（明治二九・三・二八法二七）……（法一六三）…六三九
一、入場税法（昭和二九・五・一三法九六）……（法　三九）…一八四
一、揮発油税法（昭和二四・四・三〇法四四）……（法一〇四）…三四七
一、揮発油税法（昭和二四・四・三〇法四四）……（法　三七）…一六一
一、酒税法（昭和二八・二・二八法六）……（法　三九）…一八四
一、酒税法（昭和二八・二・二八法六）……（法　三九）…一八四
一、砂糖消費税法（昭和三〇・六・三〇法三八）……（法　三七）…一六〇
一、物品税法（昭和一五・三・二九法四〇）……（法　三九）…一八四
一、物品税法（昭和一五・三・二九法四〇）……（法　四一）…一八七
一、物品税法（昭和一五・三・二九法四〇）……（法　八）……三
一、物品税法の一部を改正する法律（昭和二九・三・三一法四六）……（法　四一）…一八八
一、物品税法の一部を改正する法律（昭和二九・三・三一法四六）……（法　五三）…二二六
一、印紙税法（明治三二・三・一〇法五四）……（法　九七）…三三二
一、印紙税法（明治三二・三・一〇法五四）……（法一二一）…四五一
一、印紙税法（明治三二・三・一〇法五四）……（法一四〇）…五二五

一、印紙税法（明治三二・三・一〇法五四）……（法一四一）…五四三
一、印紙税法（明治三二・三・一〇法五四）……（法一四二）…五五四
一、印紙税法（明治三二・三・一〇法五四）……（法一四八）…五八四
一、印紙税法（明治三二・三・一〇法五四）……（法一五六）…六一四
一、印紙税法（明治三二・三・一〇法五四）……（法一六三）…六四〇
一、取引所税法（大正三・三・三一法二三）……（法一一二）…四〇八
一、関税法（昭和二九・四・二法六一）……（法　三九）…一八四
一、関税法（昭和二九・四・二法六一）……（法一五〇）…五八七
一、関税定率法（明治四三・四・一五法五四）……（法一〇一）…三三八
一、関税定率法（明治四三・四・一五法五四）……（法一五〇）…五八五
一、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二九・三・三一法四二）……（法　八）……三
一、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二九・三・三一法四二）……（法　三六）…一五五
一、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二九・三・三一法四二）……（法一〇一）…三三九
一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二七・四・二八法一一二）……（法　三八）…一八二
一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二七・四・二八法一一二）……（法　四一）…一八八
一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二七・四・二八法一一二）……（法一〇四）…三四九
一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二九・五・一八法一一二）……（法一〇四）…三四九

一、国税徴収法（明治三〇・三・二九法二一）……（法　三九）…一八二
一、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三〇・六・三〇法三七）……（法　三八）…一八二
一、租税特別措置法（昭和二一・九・一法一五）……（法　八）……三
一、租税特別措置法（昭和二一・九・一法一五）……（法　三二）……六七
一、租税特別措置法（昭和二一・九・一法一五）……（法　三三）……六八
一、租税特別措置法（昭和二一・九・一法一五）……（法　三八）…一八一
一、租税特別措置法（昭和二一・九・一法一五）……（法一〇四）…三四八
一、租税特別措置法（昭和二一・九・一法一五）……（法一一一）…三五九
一、租税特別措置法（昭和二一・九・一法一五）……（法一三九）…五〇八
一、租税特別措置法（昭和二一・九・一法一五）……（法一五二）…五九三
一、租税特別措置法（昭和二一・九・一法一五）……（法一五七）…六一八
一、租税特別措置法（昭和二一・九・一法一五）……（法一六〇）…六二七
一、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二二・一二・一三法一七五）……（法　三八）…一八一
一、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二二・一二・一三法一七五）……（法一〇四）…三四八
一、国税の延滞金等の特例に関する法律（昭和二五・三・三一法七八）……（法　三九）…一八四
一、税理士法（昭和二六・六・一五法一三七）……（法一五五）…五九七
一、日本専売公社法（昭和二三・一二・二〇法二五五）……（法　九三）…三〇六
一、日本専売公社法（昭和二三・一二・二〇法二五五）……（法一七九）…七〇五
一、たばこ専売法（昭和二四・五・二八法一一一）……（法　九三）…三〇七

一、たばこ専売法（昭和二四・五・二八法一一一）……（法　九四）…三〇八
一、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二三・七・二法八四）……（法　九四）…三〇九
一、塩専売法（昭和二四・五・二八法一一二）……（法　九三）…三〇八
一、しょう脳専売法（昭和二四・五・二八法一一三）……（法　九三）…三〇八
一、アルコール専売法（昭和一二・三・三一法三二）……（法　七〇）…二五〇
一、国有財産特別措置法（昭和二七・六・三〇法二一九）……（法一五九）…六二〇
一、北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法（昭和二九・一二・一五法二一八）……（法一二二）…四五七
一、臨時通貨法（昭和一三・六・一法八六）……（法　二四）……一五
一、資金運用部資金法（昭和二六・三・三一法一〇〇）……（法　七四）…二六〇
一、資金運用部資金法（昭和二六・三・三一法一〇〇）……（法一一九）…四二二
一、資金運用部預託金利率の特例に関する法律（昭和二七・三・三一法五二）……（法一一九）…四二三
一、郵便貯金法（昭和二二・一一・三〇法一四四）……（法　二〇）……一三
一、郵便振替貯金法（昭和二三・六・二六法六〇）……（法　二七）……五七

教育・文化関係

一、教育委員会法（昭和二三・七・一五法七〇）……（法一二五）…四七〇
一、危険校舎改築促進臨時措置法（昭和二八・八・二七法二四八）……（法一四六）…五七四
一、教育公務員特例法（昭和二四・一・一二法一）……（法一二五）…四七〇
一、私立学校教職員共済組合法（昭和二八・八・二一法二四五）……（法　三九）…一八五
一、私立学校教職員共済組合法（昭和二八・八・二一法二四五）……（法一三〇）…四七五

一、市町村立学校職員給与負担法（昭和二三・七・一〇法一三五）……（法一二五）…四七〇
一、博物館法（昭和二六・一二・一法二八五）……（法八一）…二六五
一、気象業務法（昭和二七・六・二法一六五）……（法六一）…二三八

産業関係

一、金融機関経理応急措置法（昭和二一・八・一五法六）……（法一二一）…四五七
一、閉鎖機関令（昭和二二・三・一〇勅七四）……（法三五）…一五五
一、閉鎖機関令（昭和二二・三・一〇勅七四）……（法一一二）…四〇八
一、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二二・四・一四法五四）……（法一二一）…四五一
一、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二六・三・三〇法六六）……（法七四）…二六〇
一、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二七・四・二五法九六）……（法七八）…二六三
一、急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二七・五・七法一三五）……（法七四）…二六〇
一、湿田単作地域農業改良促進法（昭和二七・一二・二九法三五四）……（法七四）…二六〇
一、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二八・三・一六法一二）……（法七四）…二六〇
一、畑地農業改良促進法（昭和二八・八・一三法二〇五）……（法七四）…二六〇
一、開拓融資保証法（昭和二八・七・三〇法九一）……（法七三）…二五七
一、農業災害補償法（昭和二二・一二・一五法一八五）……（法九五）…三〇九
一、農業水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二五・五・一〇法一六九）……（法一六四）…六四〇

一、昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二八・七・二一法六九）……（法四五）…二〇一
一、昭和二十九年四月、五月及び六月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二九・六・九法一六七）……（法四五）…二〇一
一、昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二八・八・八法一八七）……（法四五）…二〇一
一、家畜伝染病予防法（昭和二六・五・三一法一六六）……（法一八〇）…七〇八
一、繭糸価格安定法（昭和二六・一二・一七法三一〇）……（法一七四）…六八五
一、森林法（昭和二六・六・二六法二四九）……（法一一七）…四一九
一、水産業協同組合法（昭和二三・一二・一五法二四二）……（法一七二）…六七七
一、輸出水産業の振興に関する法律（昭和二九・六・二法一五四）……（法一二一）…四五六
一、鉱業法（昭和二五・一二・二〇法二八九）……（法三九）…一八五
一、特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二五・五・一一法一七六）……（法三九）…一八五
一、臨時石炭鉱害復旧法（昭和二七・八・一法二九五）……（法三九）…一八五
一、石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二七・五・三一法一六二）……（法三九）…一八五
一、武器等製造法（昭和二八・八・一法一四五）……（法五一）…二〇八
一、電源開発促進法（昭和二七・七・三法二八三）……（法七四）…二六〇
一、電源開発促進法（昭和二七・七・三法二八三）……（法一〇三）…三四二
一、証券取引法（昭和二三・四・一三法二五）……（法一二〇）…四二三
一、保険業法（昭和一四・三・二九法四一）……（法九七）…三三二

一、中小企業信用保険法（昭和二五・一二・一四法二六四）……（法　五二）…二〇八
一、中小企業等協同組合法（昭和二四・六・一法一八一）……（法一二一）…四二九
一、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和二四・六・一法一八三）……（法一二一）…四五一
一、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二四・六・一法一八三）……（法一二一）…四五一
一、中小企業安定法（昭和二七・八・一法二九四）……（法一六九）…六六二
一、中小企業安定法（昭和二七・八・一法二九四）……（法一二一）…四五三
一、日本銀行法（昭和一七・二・二四法六七）……（法一六九）…六五九
一、日本輸出入銀行法（昭和二五・一二・一五法二六八）……（法　七四）…二五九
一、日本開発銀行法（昭和二六・三・三一法一〇八）……（法一三八）…五〇二
一、臨時金利調整法（昭和二二・一二・一三法一八一）……（法一〇三）…三四二
一、国民金融公庫法（昭和二四・五・二法四九）……（法一二一）…四五七
一、住宅金融公庫法（昭和二五・五・六法一五六）……（法　八八）…二七三
一、農林漁業金融公庫法（昭和二七・一二・二九法三五五）……（法　六三）…二四三
一、農林漁業金融公庫法（昭和二七・一二・二九法三五五）……（法　九六）…三一三
一、中小企業金融公庫法（昭和二八・八・一法一三八）……（法一六五）…六四三
一、商工組合中央金庫法（昭和一一・五・二七法一四）……（法　五四）…二二八
一、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二九・六・二三法一九五）……（法　五五）…二二九
一、国民貯蓄組合法（昭和一六・三・一三法六四）……（法一二〇）…四二九
一、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二四・一二・一法二二八）……（法一二一）…四五七
一、輸出入取引法（昭和二七・八・五法二九九）……（法一四〇）…五二六
一、輸出入取引法（昭和二七・八・五法二九九）……（法一二一）…四五四
一、輸出品取締法（昭和二三・七・一二法一五三）……（法一四〇）…五〇九
一、計量法（昭和二六・六・七法二〇七）……（法　八九）…二七三
一、計量法施行法（昭和二六・六・七法二〇八）……（法一七）……九
　　（法一七）……一〇

運輸関係

一、日本国有鉄道法（昭和二三・一二・二〇法二五六）……（法一七九）…七〇五
一、鉄道敷設法（大正一一・四・一一法三七）……（法　七四）…二六〇
一、道路運送車両法（昭和二六・六・一法一八五）……（法　二六）……五一
一、道路運送車両法（昭和二六・六・一法一八五）……（法一一二）…四〇八
一、船舶積量測度法（大正三・三・三一法三四）……（法　二三）……一四
一、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二八・一・五法一）……（法　三九）…一八五
一、海上運送法（昭和二四・六・一法一八七）……（法　九〇）…二七四
一、木船運送法（昭和二七・五・二七法一五一）……（法　九〇）…二八一
一、港湾整備促進法（昭和二八・八・五法一七〇）……（法　七一）…二五六
一、港湾運送事業法（昭和二六・五・二九法一六一）……（法　九〇）…二八一
一、日本航空株式会社法（昭和二八・八・一法一五四）……（法　八二）…二六七

通信関係

一、日本電信電話公社法（昭和二七・七・三一法二五〇）……（法一七九）…七〇六

労働関係

一、労働者災害補償保険法（昭和二二・四・七法五〇）……（法　三九）…一八五

一、労働者災害補償保険法（昭和二二・四・七法五〇）……（法一三一）…四七六
一、失業保険法（昭和二二・一二・一法一四六）……（法　三九）…一八五
一、失業保険法（昭和二二・一二・一法一四六）……（法一三二）…四八一

厚生関係

一、結核予防法（昭和二六・三・三一法九六）……（法一一四）…四一二
一、優生保護法（昭和二三・七・一三法一五六）……（法一二七）…四七二
一、理容師美容師法（昭和二二・一二・二四法二三四）……（法一二六）…四七一
一、クリーニング業法（昭和二五・五・二七法二〇七）……（法一五四）…五九五
一、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律（昭和二六・六・二〇法二四四）……（法一四五）…五七二
一、歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和二五・八・二四法二四六）……（法　八四）…二七〇
一、歯科衛生士法（昭和二三・七・三〇法二〇四）……（法一六七）…六四八
一、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二二・一二・二〇法二一七）……（法一六一）…六二七
一、覚せい剤取締法（昭和二六・六・三〇法二五二）……（法一七一）…六六三
一、毒物及び劇物取締法（昭和二五・一二・二八法三〇三）……（法一六二）…六二八
一、麻薬取締法（昭和二八・三・一七法一四）……（法　六五）…二四六
一、未帰還者留守家族等援護法（昭和二八・八・一法一六一）……（法一二九）…四七四
一、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和二八・八・一法二三六）……（法　四三）…一九四
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二七・四・三〇法一二七）……（法一四四）…五六四

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二八・八・七法一八一）……（法一四四）…五七一
一、母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二七・一二・二九法三五〇）……（法一二八）…四七三
一、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二三・七・一〇法一二九）……（法一一一）…三五九
一、健康保険法（大正一一・四・二二法七〇）……（法　三九）…一八五
一、健康保険法（大正一一・四・二二法七〇）……（法一一二）…四〇八
一、健康保険法（大正一一・四・二二法七〇）……（法一一六）…四一八
一、日雇労働者健康保険法（昭和二八・八・一四法二〇七）……（法　三九）…一八五
一、日雇労働者健康保険法（昭和二八・八・一四法二〇七）……（法一一六）…四一四
一、国民健康保険法（昭和一三・四・一法六〇）……（法一一五）…四一三
一、厚生年金保険法（昭和二九・五・一九法一一五）……（法　三九）…一八五
一、船員保険法（昭和一四・四・六法七三）……（法　三九）…一八五
一、船員保険法（昭和一四・四・六法七三）……（法一一六）…四一八
一、簡易生命保険法（昭和二四・五・一六法六八）……（法　一八）…一一
一、郵便年金法（昭和二四・五・一六法六九）……（法　一九）…一二

渉外関係

一、出入国管理令（昭和二六・一〇・四政三一九）……（法　六六）…二四七
一、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭和二七・四・一法七〇）……（法　一二）……五

国防関係

一、防衛庁設置法（昭和二九・六・九法一六四）……（法一〇六）…三五一
一、自衛隊法（昭和二九・六・九法一六五）……（法一〇七）…三五一

一、自衛隊法（昭和二九・六・九法一六五）……（法一七一）…六七六
一、防衛庁職員給与法（昭和二七・七・三一法二六六）……（法一一一）…三五七
一、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二九・六・九法一六六）……（法一〇二）…三四一

(三) 廃止

一、医薬関係審議会設置法（昭和二九・六・一法一三四）……（法一四五）…五七三
一、国営競馬特別会計法（昭和二四・四・三〇法四二）……（法　七）……二
一、酒税等ノ徴収ニ関スル法律（明治四四・三・二九法四五）……（法三七）…一六〇
一、過度経済力集中排除法（昭和二二・一二・一八法二〇七）……（法八七）…二七
一、過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建備法の特例等に関する法律（昭和二二・一二・一八法二〇八）……（法八七）…二七
一、過度経済力集中排除法第二十六条の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律（昭和二四・五・一九法七八）……（法八七）…二七三
一、ニツケル製錬事業助成臨時措置法（昭和二六・六・七法二〇六）……（法二二）……一三

30.12.7
法制局
30.12.7
調査立法考査局

チキナG-29